

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）  
岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業  
に係る都市計画の構想段階評価書

令和4年5月

西 尾 市



## はじめに

本都市計画の構想段階評価書は、「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」（平成 17 年 3 月）に基づき、岡崎市、西尾市及び幸田町のごみ処理を広域化する岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、「都市計画運用指針」（令和 4 年 4 月一部改正）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものである。



# 目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
第2章 都市施設の目的及び内容	3
2.1 都市施設の目的	3
2.1.1 事業の目的	3
2.1.2 ごみ処理施設の現状	4
2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要	5
2.1.4 建設予定地の選定経緯	6
2.2 都市施設の内容	9
2.2.1 都市施設の種類	9
2.2.2 都市施設の規模	9
2.3 都市計画の概略の案	9
2.3.1 都市施設の位置	9
2.3.2 都市施設の諸元	12
2.3.3 都市施設に係る工事計画の概要	18
2.3.4 複数の都市計画の概略の案の設定	19
第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況	23
3.1 自然的状況	25
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	25
3.1.2 騒音等に係る環境の状況	40
3.1.3 振動に係る環境の状況	40
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	42
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	42
3.1.6 地形及び地質の状況	46
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	50
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	55
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	85
3.2 社会的状況	96
3.2.1 人口及び産業の状況	96
3.2.2 土地利用の状況	98
3.2.3 都市計画の状況	101
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	103
3.2.5 交通の状況	105
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	110
3.2.7 下水道の整備の状況	114
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	115
3.2.9 その他都市施設に関し必要な事項	155

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法	159
4.1 西尾市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け	159
4.2 構想段階評価の対象となる事業実施想定区域について	159
4.3 都市施設・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の評価分野	161
4.4 評価項目の設定	162
4.4.1 都市計画の一体性・総合性の確保	162
4.4.2 自然的環境の整備又は保全	163
4.4.3 円滑な都市活動の確保	164
4.4.4 良好な都市環境の保持	164
4.4.5 適切な規模及び必要な位置への配置	164
第5章 評価の結果	167
5.1 都市計画の一体性・総合性の確保	167
5.1.1 評価項目と評価の方法（再掲）	167
5.1.2 農林漁業との健全な調和	168
5.1.3 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	169
5.1.4 土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	171
5.2 自然的環境の整備又は保全	173
5.2.1 評価項目と評価の方法（再掲）	173
5.2.2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気質）	174
5.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保（景観）	183
5.3 円滑な都市活動の確保	207
5.4 良好な都市環境の保持	207
5.4.1 評価項目と評価の方法（再掲）	207
5.4.2 敷地内緑地の確保	207
5.5 適切な規模及び必要な位置への配置	208
5.5.1 評価項目と評価の方法（再掲）	208
5.5.2 事業コストの適正	208
5.5.3 事業期間長期化リスク	208
第6章 総合評価	209
第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	211

## 第 1 章 都市計画決定権者の名称



## 第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

西尾市

事業者の名称

西尾市



## 第2章 都市施設の目的及び内容



## 第2章 都市施設の目的及び内容

### 2.1 都市施設の目的

#### 2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指すことを示した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。

このような状況を踏まえ、平成11年2月に岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町（以下「2市1町」という。))で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置した。岡崎西尾地域広域化ブロック会議は、平成17年3月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中央クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととした。

その後、「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、平成23年7月に旧岡崎市中央クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中央クリーンセンターが供用を開始した。なお、平成25年2月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成37（令和7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。

本事業は、岡崎西尾ブロック内において既に稼働している岡崎市中央クリーンセンターとともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

## 2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市1町では、西尾市クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター及び岡崎市中心央クリーンセンターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。このうち、西尾市クリーンセンターは供用開始より21年以上、岡崎市八帖クリーンセンターは供用開始より25年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名		西尾市クリーンセンター	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市中心央クリーンセンター
設置主体		西尾市	岡崎市	岡崎市
所在地		西尾市吉良町岡山大岩山65番地	岡崎市八帖南町字立島2番地1	岡崎市板田町字西流石2番地1
処理対象区域		西尾市	岡崎市、幸田町	岡崎市、幸田町
焼却処理施設	処理能力	195 t/日 (65 t/日×3炉)	100 t/日	380 t/日 (190 t/日×2炉)
	処理方式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式ストーカ炉	シャフト炉式ガス化溶融
	供用開始	平成12年4月	平成8年2月	平成23年7月



図2.1.1 既存施設の位置

### 2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」（平成 17 年 3 月）では、平成 17 年度から平成 36（令和 6）年度までの 20 年間の計画期間とし、「広域化の基本方針」、「広域化までのプロセス」、「廃棄物処理施設の整備計画」などの基本的な方針を示している。このうち、「広域化の基本方針」を以下に示す。

広域化の基本方針については、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成 10 年 10 月）に定められるごみ焼却処理等の広域化を推進するための基本方針をブロック内において達成できていない状況にあったことから、本計画の基本方針は、県の定めた基本方針に準ずることとした。

なお、平成 25 年 2 月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成 37（令和 7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行っている。

#### (1) 広域化の基本方針（県の定めた計画と同様の内容）

##### ① ごみの排出抑制とリサイクルの推進

県民、事業者、行政が連携・協力して、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、ごみの排出抑制、再利用、資源化等を進め、資源の有効活用及びごみ焼却量の削減を図る。

##### ② ごみ焼却施設の集約化

ダイオキシン類の削減を行うための恒久的対策の一手法として、処理能力 100t/日未満のごみ焼却施設にあっては、100t/日以上全連続炉への集約化を目指す。さらに、ダイオキシン類削減の恒久対策が実施された施設においては、集約化する施設の更新時期を踏まえて、環境負荷の低減、エネルギーの有効活用、公共事業のコスト削減などを視野に入れて、処理能力を 300t/日以上のごみ焼却施設への集約を目指す。

##### ③ 環境保全型施設の建設

今後、建設されるごみ焼却施設については、ダイオキシン類、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等の有害物質の発生を極力抑制し、焼却残渣の高度処理対策を行うなど、環境保全対策に万全を期すとともに、ごみ発電等により余熱利用を効率的に行い、エネルギーの有効活用や地球温暖化の防止に寄与するなど、地球環境を含めた環境に与える負荷を極力抑制することのできる環境保全型施設とする。

##### ④ 自区内処理の確保

ごみ焼却施設の集約化を中心に検討するとともに、ブロックの地域特性を考慮しつつ、適正処理やごみの再利用の推進を図るためにリサイクル施設、ストックヤード、灰溶融固化施設、最終処分場など、ごみ焼却施設以外の廃棄物処理施設の集約化も併せて検討し、ブロックにおける自区内処理を確保する。

なお、灰溶融固化施設、最終処分場等については、施設の適正規模、地域特性等を考慮して複数のブロックで更なる広域処理を行うことも検討する。

## 2.1.4 建設予定地の選定経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで2市1町では、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきた。

建設予定地の選定経緯は、表 2.1.2に示すとおりである。

表2.1.2 建設予定地の選定経緯

年月	概要
平成 11 年 2 月	岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により2市1町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置した。
平成 17 年 3 月	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定。岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととした。
平成 23 年 7 月	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、旧岡崎市中心クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターの供用を開始した。
平成 25 年 2 月	最新の状況におけるごみ発生量見込みを推計。その数値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成 37（令和 7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。
平成 26 年 11 月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議を開催。平成 42（令和 12）年度に岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターを統合した広域新施設の供用開始を目指す。また、広域新施設の立地エリアは、地域住民の利便性、収集運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び岡崎市中心クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討することとした。
平成 28 年 6 月～	西尾市クリーンセンター敷地内に広域新施設が建設可能かどうか調査業務を実施し、調査結果は、300t/日規模の施設の建設は可能であり、建設候補地のひとつとなり得るとの結果であった。
平成 30 年 8 月～	岡崎西尾地域における広域新施設の立地場所となる候補地を選定するため、適地選定業務を実施し、法制約条件や収集運搬効率、敷地面積、周辺条件などから候補地の点数化を行い、各市町で最も点数の高かった1箇所ずつを候補地として選定した。
令和元年 5 月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会において、候補地のうち点数の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地を最有力候補地とし、関係者への調整及び合意形成を図っていくことを決定した。
令和 2 年 2 月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認した。
令和 2 年 6 月～	西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議を新たに設置し、西尾市が主体となって、岡崎市及び幸田町と連携を図り、事業を進めるにあたって必要な事項の検討・調整を進めている。

建設予定地の選定については、平成30年度の「岡崎西尾地域広域ごみ処理施設適地選定業務」において、一次選定（法規制等による不適地の除外）、二次選定（候補地可能エリアの抽出）を経て、岡崎市1箇所、西尾市6箇所、幸田町2箇所の計9箇所を候補地として抽出し、現地踏査による現地状況の把握及び三次選定（評価項目による定量的な評価）を行った。

評価項目及び評価基準は表2.1.3に示すとおりであり、位置的バランス、環境保全、防災、立地特性、経済性の観点から設定した。評価結果は表2.1.4に示すとおりである。各市町でそれぞれ最も得点の高かった候補地は、岡崎市はO1、西尾市はN3、幸田町はK2となり、2市1町の公平負担の観点から、候補地として適している場所を各市町1箇所ずつ選定することが望ましいと判断し、この3地点を候補地とした。

その後、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次期広域ごみ処理施設の建設予定地は、候補地のうち得点の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地（N3）とすることが決定され、西尾市ホームページなどで公表されている。

表2.1.3(1) 評価項目及び評価基準（1/2）

視点	番号	評価項目	評価基準	評価
位置的 バ ラ ン ス	1	収集運搬効率との関係	各候補地の収集運搬効率の最小及び最大値から収集運搬効率を5段階に設定し、評価基準とする。	10
				8
				6
				4
				2
環 境 保 全	2	道路混雑度との関係	1.0未満（昼間12時間を通じて道路が混雑することがなく、円滑に走行できる。停滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。）	5
			1.0以上1.75未満（昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時間）以上ある状態。または、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。）	3
			1.75以上（慢性的混雑状態を呈する。）	1
	3	搬入路と集落の関係	搬入路（施設入口から幹線道路）に接する住宅がない。	5
			搬入路（施設入口から幹線道路）に接する住宅が少ない。（住宅1軒まで）	3
			搬入路（施設入口から幹線道路）に接する住宅が多い。（住宅2軒以上）	1
	4	学校・福祉施設・病院までの距離	100m以上離れている。	5
			100m未満である。	1
	5	文化財等との関係	文化財（埋蔵文化財）等は存在しない。	5
			文化財（埋蔵文化財）等の存在の可能性は少ない。	3
	6	通学路との関係	文化財（埋蔵文化財）等の存在の可能性が高い。	1
			搬入路において、通学路に対する配慮は必要でない。	5
	7	余熱利用の利便性	搬入路において、通学路に対する配慮が必要である。	1
			余熱利用先（可能性を含む）が同一敷地内または隣接地にある。	5
8	液状化との関係	余熱利用先（可能性を含む）が1km圏以内にある。	3	
		余熱利用先（可能性を含む）が1km圏以内でない。	1	
9	活断層との関係	被害想定が無い。	5	
		被害想定が低い。	3	
防 災	10	津波・高潮に対する安全性	被害想定が高い。	1
			活断層から6km以上離れている。	5
			候補地内に活断層は存在しない。最も近い活断層まで6km未満である。	3
	11	河川氾濫による浸水に対する安全性	候補地内に活断層が存在する。	1
			津波・高潮のどちらも被害想定が無い。	5
	12	ため池の決壊による浸水に対する安全性	津波・高潮のどちらか、または両方で0.01m～0.30m未満の被害が想定される。	3
			津波・高潮のどちらか、または両方で0.30m以上の被害が想定される。	1
	11	河川氾濫による浸水に対する安全性	被害想定が無い。	5
			0.5m未満の被害が想定される。	3
	12	ため池の決壊による浸水に対する安全性	0.5m以上の被害が想定される。	1
被害想定が無い。			5	
12	ため池の決壊による浸水に対する安全性	0.5m未満の被害が想定される。	3	
		0.5m以上の被害が想定される。	1	

表2.1.3(2) 評価項目及び評価基準 (2/2)

視点	番号	評価項目	評価基準	評価
立地特性	13	用地取得の容易性	各候補地の地権者数の最小及び最大値から地権者数を5段階に設定し、評価基準とする。	5
				4
				3
				2
				1
	14	搬入路確保の容易性	新たな整備が不要である(幅員6m以上)。 一部整備が必要である(拡幅工事が必要)。 大規模な整備が必要である(拡幅及び造成が必要)。	5
				3
				1
	15	障害物等の有無(既存建物、高圧線等)	障害物等はない。 障害物等があるが、施設の配置の配慮や撤去・移設により回避することが可能である。 障害物等があり、撤去・移設は困難で、施設の配置に制限が生じる。	5
				3
				1
	16	インフラ(上水道、電力)の整備状況	上水道、電力供給に支障はない。 上水道もしくは電力供給に支障がある(新たに整備が必要である)。 上水道及び電力ともに供給に支障がある。	5
3				
1				
経済性	17	用地購入費	各候補地の1㎡当たり単価の最小及び最大値から単価を5段階に設定し、評価基準とする。	5
				4
				3
				2
				1
	18	概算造成工事費等(造成費、搬入路整備費、障害物撤去・移設費)	各候補地の1㎡当たり単価の最小及び最大値から単価を5段階に設定し、評価基準とする。	5
				4
				3
				2
				1

表2.1.4 評価結果

視点	番号	評価項目	O1	N1	N2	N3	N4	N5	N6	K1	K2
位置的 バランス	1	収集運搬効率との関係	8	10	10	10	8	4	4	2	2
環境保 全	2	道路混雑度との関係	5	1	5	3	5	3	3	5	5
	3	搬入路と集落の関係	5	1	5	5	3	1	1	5	5
	4	学校・福祉施設・病院までの距離	5	5	5	5	5	5	5	1	5
	5	文化財等との関係	5	5	5	5	5	5	5	1	1
	6	通学路との関係	1	5	5	5	5	5	5	1	5
	7	余熱利用の利便性	1	1	3	5	3	3	3	3	3
	8	液状化との関係	1	5	1	5	1	1	1	3	3
防災	9	活断層との関係	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	10	津波・高潮に対する安全性	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	11	河川氾濫による浸水に対する安全性	1	3	1	1	5	5	5	1	1
	12	ため池の決壊による浸水に対する安全性	5	5	5	5	1	5	5	5	1
	13	用地取得の容易性	1	3	3	5	4	2	1	2	2
立地特 性	14	搬入路確保の容易性	5	5	5	5	1	1	5	5	1
	15	障害物等の有無(既存建物、高圧線等)	3	5	5	3	5	5	5	3	5
	16	インフラ(上水道、電力)の整備状況	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	17	用地購入費	1	1	1	5	1	2	2	1	1
経済性	18	概算造成工事費等(造成費、搬入路整備費、障害物撤去・移設費)	2	2	2	5	1	1	2	2	1
得点			62	70	74	85	66	61	65	53	54

## **2.2 都市施設の内容**

### **2.2.1 都市施設の種類**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

### **2.2.2 都市施設の規模**

ごみ焼却施設 処理能力：約 310 t / 日

## **2.3 都市計画の概略の案**

### **2.3.1 都市施設の位置**

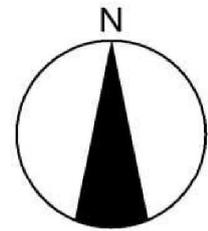
位置：西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか（図 2.3.1 参照）

面積：約 4.45ha



凡 例

○ 都市施設の区域

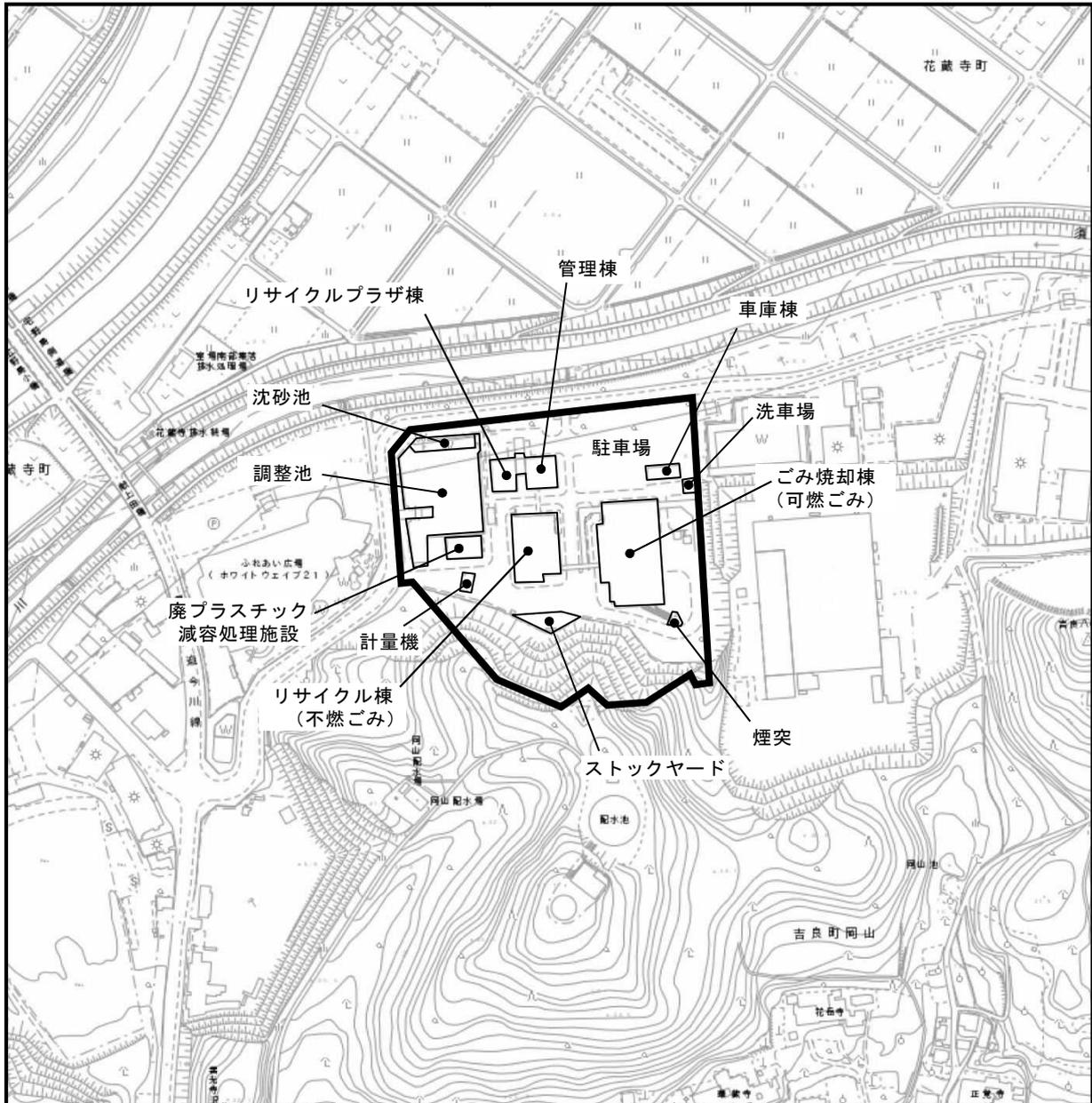


1:15,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図2.3.1 都市施設の位置



凡 例

 都市施設の区域



1 : 5,000



この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図(令和3年11月閲覧)」を使用したものである。

図2.3.2 現施設の設備配置

## 2.3.2 都市施設の諸元

### 2.3.2.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市施設の区域に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は、表 2.3.1 に示すとおりである。

表2.3.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t / 日
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度		令和 12 年度

### 2.3.2.2 処理能力の算定

#### (1) ごみ焼却施設

計画施設の処理能力は約 310 t / 日（24h）を計画している。

処理能力については、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、以下のとおり算出している。

#### ① 計画処理量

稼働開始を予定している令和 12 年度の焼却処理量の想定は表 2.3.2 に示すとおりである。計画施設は西尾市内の可燃ごみ等の処理を行うとともに、岡崎市及び幸田町のごみの一部を委託処理として受け入れることになる。このため、将来の焼却処理量の設定は、西尾市の将来の可燃ごみ等の処理量の見込みに加えて、岡崎市及び幸田町が処理委託を予定する量を加えて行った。

表2.3.2 焼却処理量の想定（令和12年度）

		焼却処理量の想定（t/年）
自前処理分	西尾市	57,762
委託処理分	岡崎市	12,000
	幸田町	4,077
計		73,839

## ② 施設規模

施設規模は、1日あたりに処理する能力を示し、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」((公社)全国都市清掃会議)に基づき、次式で算定した。

$$\text{施設規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

- ・ 焼却処理量：焼却処理量 73,839t/年 + 災害廃棄物処理分 7,384t/年 = 81,223t/年  
注) 災害廃棄物処理分は焼却処理量の10%の量を想定
- ・ 計画年間日平均処理量：81,223t/年 ÷ 365日 = 222.5t/日
- ・ 実稼働率：年間実稼働日数 280日を365日で除して算出(280日 ÷ 365日 = 0.767)
- ・ 年間実稼働日数：365日 - 85日(年間停止日数) = 280日
- ・ 年間停止日数：整備補修期間 30日 + 補修点検 15日 × 2回 + 全停止期間 7日 + (起動に要する日数 3日 × 3回) + (停止に要する日数 3日 × 3回) = 85日
- ・ 調整稼働率：ごみ処理施設が、正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が停止することを考慮した係数で、0.96とする

これにより、ごみ焼却施設の施設規模は、

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 222.5 \text{ t/日} \div 0.767 \div 0.96 \\ &= 302.2 \text{ t/日} \approx 310 \text{ t/日 (切上げ)} \end{aligned}$$

### 2.3.2.3 処理方式の選定

処理方式については、今後専門家等により構成する委員会において検討を行うこととしている。

## 2.3.2.4 公害防止及び環境保全

### (1) 基本的な考え方

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値を表 2.3.3に示す。本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、法令遵守とともにより環境に配慮した方策を検討し、法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。

表2.3.3 既存施設の法規制値等

項目	単位	計画施設の 法規制値	既存施設の法規制値			
			西尾市 クリーン センター	岡崎市 八帖クリー ンセンター	岡崎市 中央クリー ンセンター	
注1・2) 排ガス	硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	—	K 値=17.5 <sup>注3)</sup>	K 値=17.5 <sup>注3)</sup>	K 値=17.5	K 値=17.5
	ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.04	0.15	0.08	0.04
	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	ppm	250 <sup>注4)</sup>	250	250	250
	塩化水素(HCl)	mg/m <sup>3</sup>	700	700	700	700
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.1	5	1	0.1
	水銀	μg/m <sup>3</sup>	30	50	50	50
悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18
騒音	昼 (8時～19時)	dB	60	60	60	60
	朝・夕 (6時～8時、 19時～22時)	dB	55	55	55	55
	夜 (22時～6時)	dB	50	50	50	50
振動	昼間 (7時～20時)	dB	65	65	65	65
	夜間 (20時～翌7時)	dB	60	60	60	60

注1) 排ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) 気体の体積は温度零度及び圧力1気圧の状態に換算したものである。

注3) 西尾市では、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる新設の工場及び事業場に対して、公害防止のための指導基準(K値=3.0)を定めている。

注4) 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)により、昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減等が求められる。

### (2) 大気汚染対策

ごみ焼却施設における一般的な大気汚染防止対策として、窒素酸化物及びダイオキシン類については主に燃焼管理による排出抑制を行い、その他の物質及びダイオキシン類の除去には、ろ過式集じん機(バグフィルタ)と薬剤(消石灰や活性炭等)噴霧の併用による排ガス処理が行われている。本施設についても、これらの対策を基本とし、具体的な排ガス処理方法を今後、検討していく計画としている。

### (3) 水質汚濁対策

水質汚濁防止対策として、生活排水処理水(合併浄化槽処理水)及び雨水を除き、場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。なお、生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である。なお、給水には上水を利用する計画である。

給排水のフローは図 2.3.3に示すとおりである。

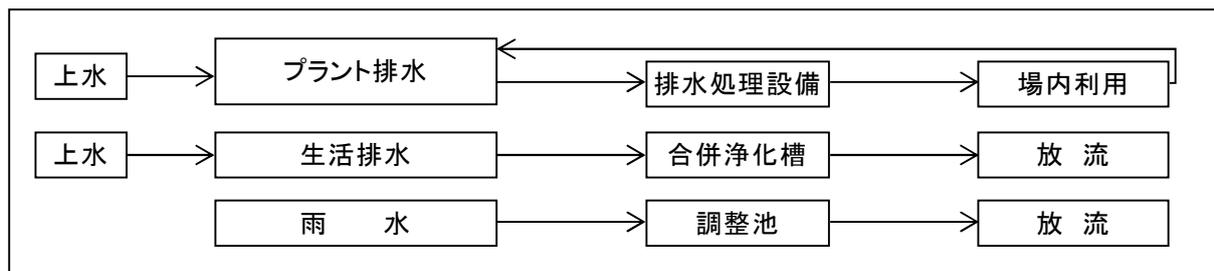


図2.3.3 給排水フロー図

#### (4) 工事中の環境保全対策

##### ① 排出ガス及び騒音・振動対策

建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。

工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。

##### ② 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。

##### ③ 濁水等対策

雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の水路等へ放流する。また、アルカリ性排水が発生する場合には、場内で pH 調整を行ったのち、既存の水路等へ放流する計画である。

##### ④ 廃棄物等対策

工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。

##### ⑤ 土壌汚染対策

本事業は「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）の対象となることから、法令に基づき必要な調査を今後実施する。

### 2.3.2.5 収集運搬関連

#### (1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、西尾市の全域と岡崎市及び幸田町の一部とする。

#### (2) ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.3.4に示すとおりである。

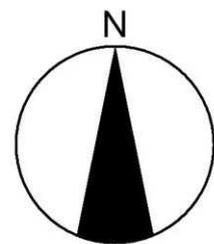
県道宮迫今川線や主要地方道西尾吉良線から市道瀬門 143 号線、市道瀬門 50 号線を通じて都市施設の区域へ進入する。

また、令和 2 年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台である。



凡 例

-  都市施設の区域
-  主要走行経路



1:10,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図2.3.4 関係車両の主要走行経路

### 2.3.3 都市施設に係る工事計画の概要

本事業における工事工程は、表 2.3.4に示すとおりである。

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。なお、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がある。

また、工事用車両の主な走行経路はごみ収集車と同様であると想定され、図 2.3.4に示したとおりである。

表2.3.4 工事工程表（予定）

年度 項目	令和 8年度 (1年目)	令和 9年度 (2年目)	令和 10年度 (3年目)	令和 11年度 (4年目)	令和 12年度 (5年目)
設計	→				
土木・建築工事		→	→	→	
プラント設備工事			→	→	
外構工事				→	
試運転				→	
供用					→

#### 2.3.4 複数の都市計画の概略の案の設定

「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）に基づき、本事業における複数案について検討した結果、事業の位置については前掲「2.1.4 建設予定地の選定経緯」に示したとおり、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において候補地選定が行われ公表されていること、また、規模については前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。

複数案の設定について検討した結果は、次に示すとおりである。

##### (1) 都市施設の位置・区域（対象事業実施想定区域）

都市施設の位置については、前掲「2.1.4 建設予定地の選定経緯」に示したとおり、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において候補地選定が行われ、公表されているため、西尾市吉良町岡山大岩山地内ほかの 1 案とする。

区域については、現施設用地（現都市施設の区域）と既に駐車場として整備・利用されている北東隣接の公共用地を合わせた約 4.45ha の 1 案とする。

なお、この区域内で現施設を稼働しながら新施設の建設を行うことが可能であることを確認している。

##### (2) 事業の規模（処理能力）

ごみ焼却施設の処理能力は、前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において検討されているため、約 310 t/日の 1 案とする。

##### (3) 施設の規模・配置

建屋の規模について、事業の規模が同程度である類似事例などを参考に、想定される最大の大きさとして、表 2.3.5 に示すとおり設定する。

表 2.3.5 設定した建屋の規模

	項目	規模
建屋	縦（短辺）	45m
	横（長辺）	115m
	高さ	40m

施設の配置について、現施設の稼働を継続しながら新施設の建設を行うことから、計画施設の配置は概ね限られるが、その中で建屋及び煙突の配置について複数案を設定することとし、A 案（煙突西側配置）と B 案（煙突東側配置）の 2 案とする。

設定した複数案は、表 2.3.6 及び図 2.3.5 に示すとおりである。

(4) 施設の構造等

① 処理方式

処理方式は、前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、今後専門家等により構成する委員会において検討を行うこととしているため、処理方式の複数案は設定せず、どの処理方式でも対応可能な計画内容を前提とする。

② 煙突の高さ

煙突高さについて複数案を設定することとし、既存施設と同じ高さの①案（80m）と既存施設よりも低い②案（59m）の2案とする。

表2.3.6 設定した複数案

複数案		内容
施設の配置	A 案	煙突西側配置
	B 案	煙突東側配置
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m
	②案	59m

なお、本事業は、既存施設の老朽化が進む中、4 R（発生抑制、再使用、再生利用、発生回避）の推進によるごみ減量施策にも限界があり、また、「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」において、2市1町の施設を統合することとしていることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しない。

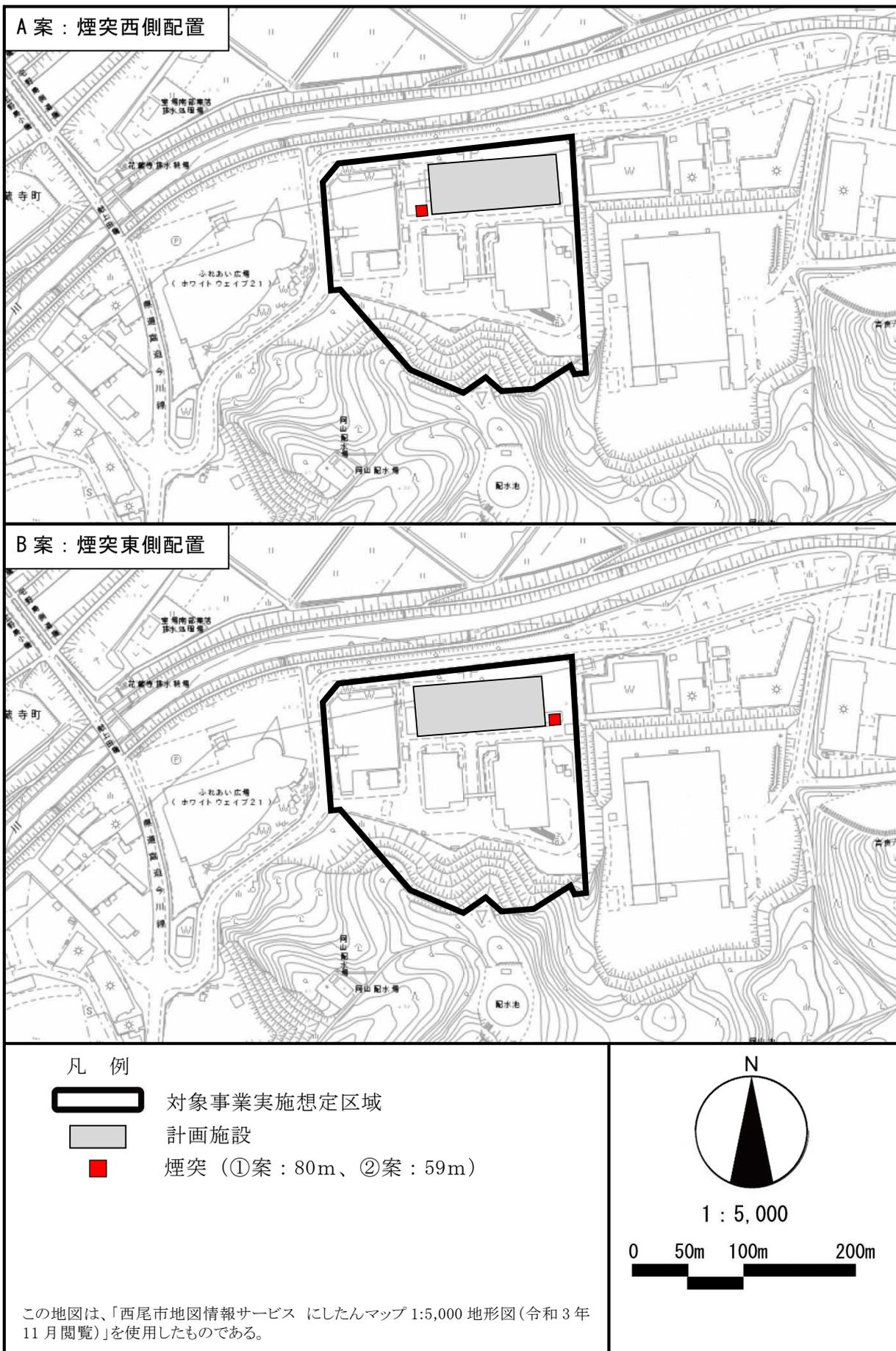


図2.3.5 設定した複数案



## 第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況



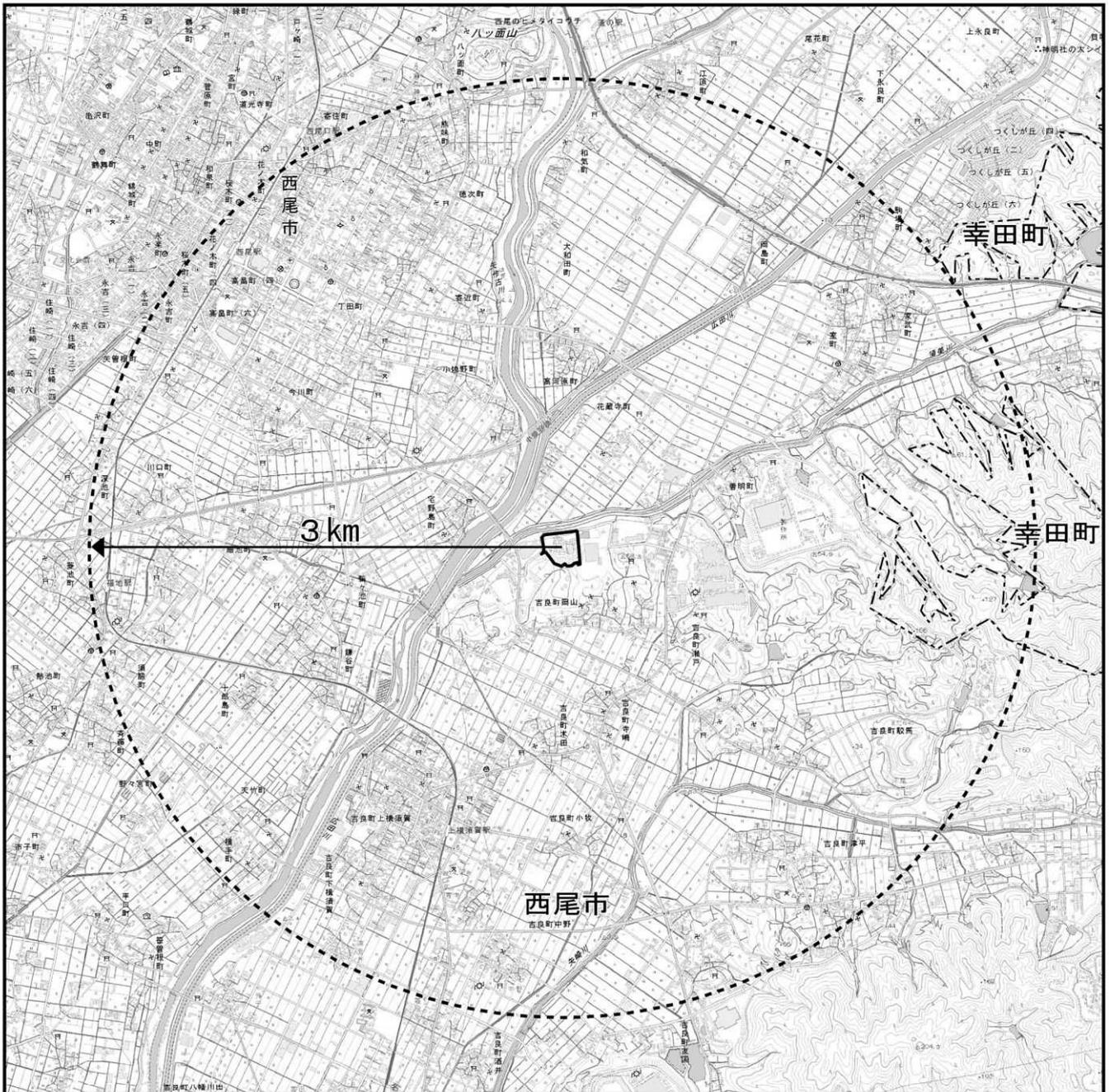
### 第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するにあたっては、図 3.1 に示す範囲（以下「対象事業実施想定区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲の範囲は対象事業実施想定区域から概ね半径 3 km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t/日～660 t/日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1 km 程度の結果であった。

また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県西尾市、岡崎市及び幸田町の全域を範囲とした。

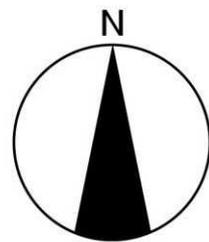


凡 例

○ 対象事業実施想定区域

----- 市町境

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000



図3.1 対象事業実施想定区域及びその周囲

### **3.1 自然的状況**

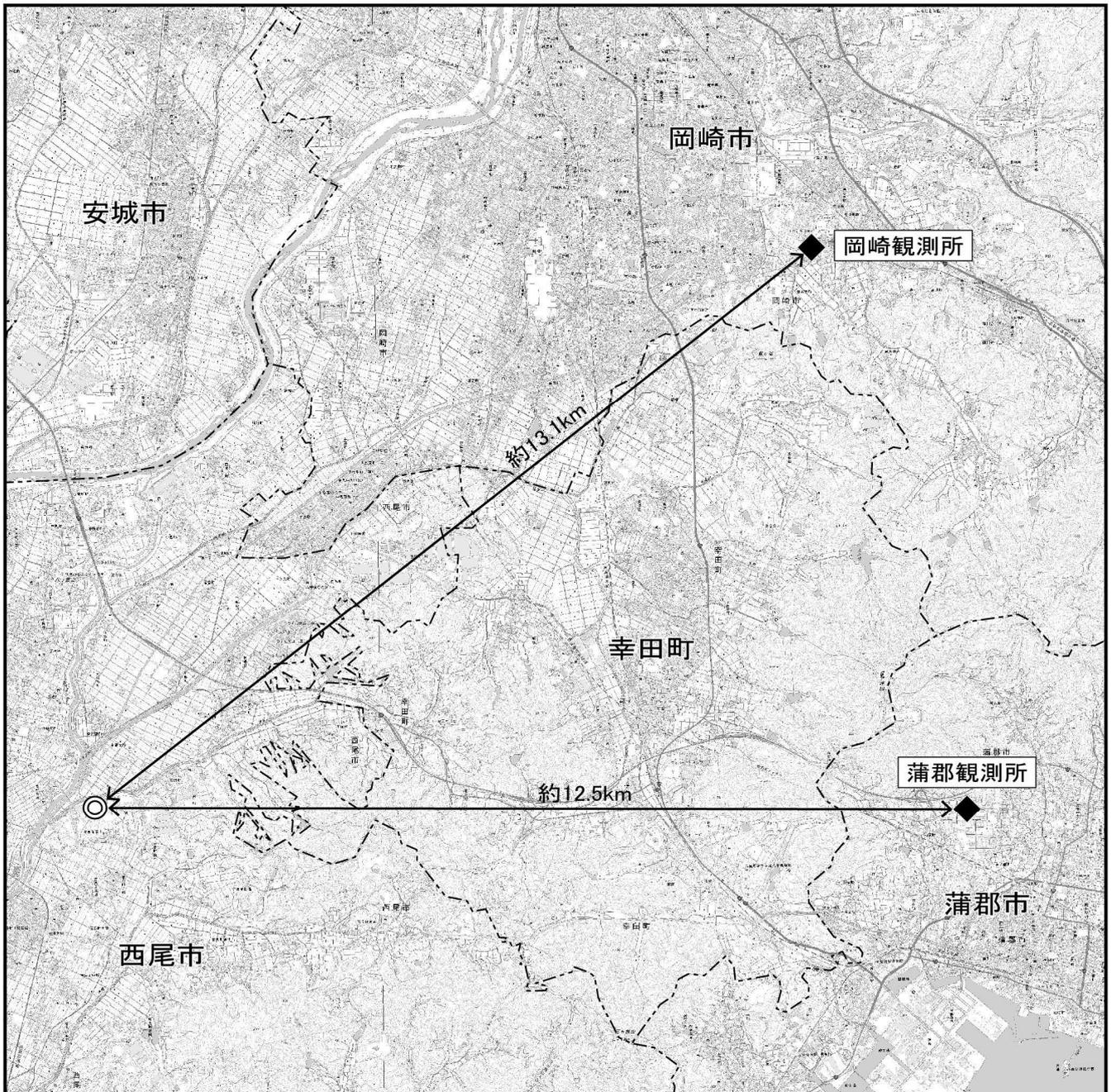
#### **3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況**

##### **3.1.1.1 気象**

対象事業実施想定区域の位置する西尾市は、比較的温暖で平均気温は 16.0℃となっており、年間降水量は 1,212.0mm（令和 2 年）と夏に多く冬に少ない太平洋岸式気候となっている。降雪はほとんどなく、降霜期間は 11 月中旬から 3 月下旬までとなっている。

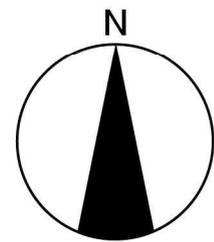
対象事業実施想定区域及びその周囲には気象観測所が存在しないため、対象事業実施想定区域から東に約 12.5km の位置にある蒲郡観測所及び北東に約 13.1 km の位置にある岡崎観測所の観測結果により、気温、降水量、風向・風速及び日照時間を把握した。

蒲郡観測所及び岡崎観測所の位置は、図 3.1.1 に示すとおりである。



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 市町境
- ◆ 観測所



1:90,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」「幸田」「蒲郡」「安城」「岡崎」を使用したものである。

図 3.1.1 気象観測地点

(1) 気温・降水量

① 蒲郡観測所

蒲郡観測所における平成28～令和2年の月別平均気温は表3.1.1に、月別降水量は表3.1.2に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図3.1.2に示すとおりである。

平成28～令和2年の5年平均値は、年間平均気温が16.5℃であり、月別平均気温は8月が28.0℃で最も高く、1月が6.0℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5年平均値は年間降水量が1,716.7mmであり、月別降水量は10月が268.5mmで最も多く、2月が52.6mmで最も少なくなっている。近年は、大型台風の上陸等による降水量の増加がみられている。

表 3.1.1 蒲郡観測所における月別平均気温（平成28～令和2年）

単位：℃

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 平均値
平成28年	6.4	7.0	10.4	15.8	19.7	22.0	26.1	27.9	24.7	19.8	13.1	9.0	16.8
平成29年	5.3	5.7	8.3	14.4	19.6	21.3	27.2	27.6	23.3	18.1	12.1	6.5	15.8
平成30年	4.5	5.0	11.3	16.1	19.0	22.4	27.8	28.2	23.3	18.7	14.4	8.7	16.6
令和元年	5.7	7.5	10.0	14.0	19.4	22.0	24.7	27.6	25.7	20.2	13.8	9.4	16.7
令和2年	8.0	7.6	10.6	13.0	19.7	23.4	24.5	28.9	24.5	17.8	14.3	8.1	16.7
平均値	6.0	6.6	10.1	14.7	19.5	22.2	26.1	28.0	24.3	18.9	13.5	8.3	16.5

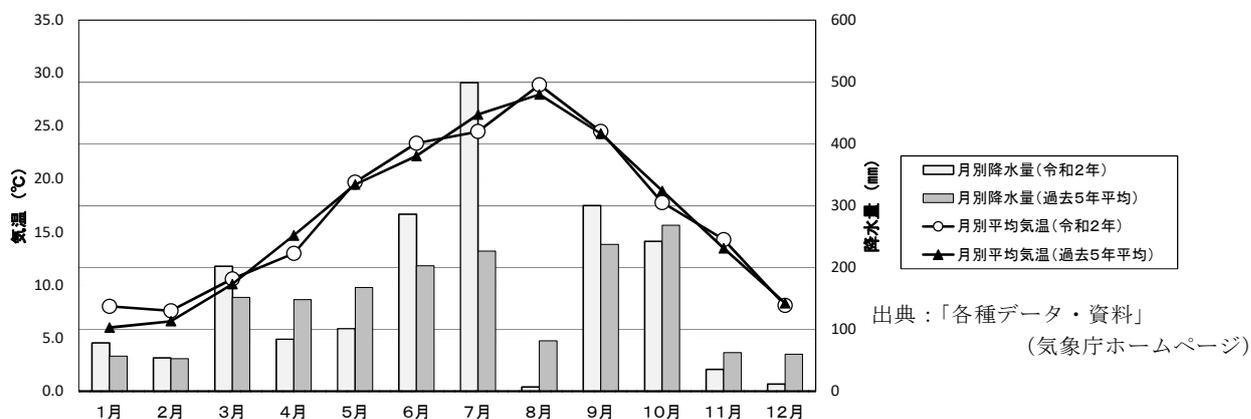
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 3.1.2 蒲郡観測所における月別降水量（平成28～令和2年）

単位：mm

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量
平成28年	66.5	95.5	178.0	142.5	195.0	168.5	131.0	12.0	313.5	93.0	84.5	108.0	1,588.0
平成29年	38.0	44.0	109.0	170.0	67.5	212.0	64.5	141.0	121.0	459.0	53.0	52.5	1,531.5
平成30年	72.0	21.5	200.5	226.0	296.0	193.0	141.0	113.5	395.5	75.0	85.5	60.5	1,880.0
令和元年	29.0	48.0	69.5	118.5	179.0	154.0	298.0	135.5	58.5	473.0	53.0	67.0	1,683.0
令和2年	78.0	54.0	202.0	84.0	101.0	286.5	499.0	7.0	300.0	242.5	35.5	11.5	1,901.0
平均値	56.7	52.6	151.8	148.2	167.7	202.8	226.7	81.8	237.7	268.5	62.3	59.9	1,716.7

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.1.2 蒲郡観測所における月別平均気温及び降水量（平成28～令和2年）

② 岡崎観測所

岡崎観測所における平成28～令和2年の月別平均気温は表3.1.3に、月別降水量は表3.1.4に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図3.1.3に示すとおりである。

平成28～令和2年の5年平均値は、年間平均気温が15.8℃であり、月別平均気温は8月が28.1℃で最も高く、1月が4.4℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5年平均値は年間降水量が1,676.2mmであり、月別降水量は10月が257.0mmで最も多く、2月が44.6mmで最も少なくなっている。近年は、大型台風の上陸等による降水量の増加がみられている。

表 3.1.3 岡崎観測所における月別平均気温（平成28～令和2年）

単位：℃

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 平均値
平成28年	4.6	5.7	9.4	15.1	19.5	22.1	26.2	27.8	24.7	19.2	11.7	7.3	16.1
平成29年	3.9	4.6	7.4	13.8	19.3	21.4	27.4	27.5	22.8	17.5	10.5	4.6	15.1
平成30年	3.1	3.6	10.4	15.6	18.8	22.5	28.0	28.2	23.1	17.7	12.4	7.3	15.9
令和元年	4.0	6.3	9.1	13.3	19.0	22.2	25.1	27.9	25.6	19.6	12.0	7.9	16.0
令和2年	6.6	6.1	9.9	12.4	19.5	23.6	25.0	29.1	24.5	16.9	12.7	6.0	16.0
平均値	4.4	5.3	9.2	14.0	19.2	22.4	26.3	28.1	24.1	18.2	11.9	6.6	15.8

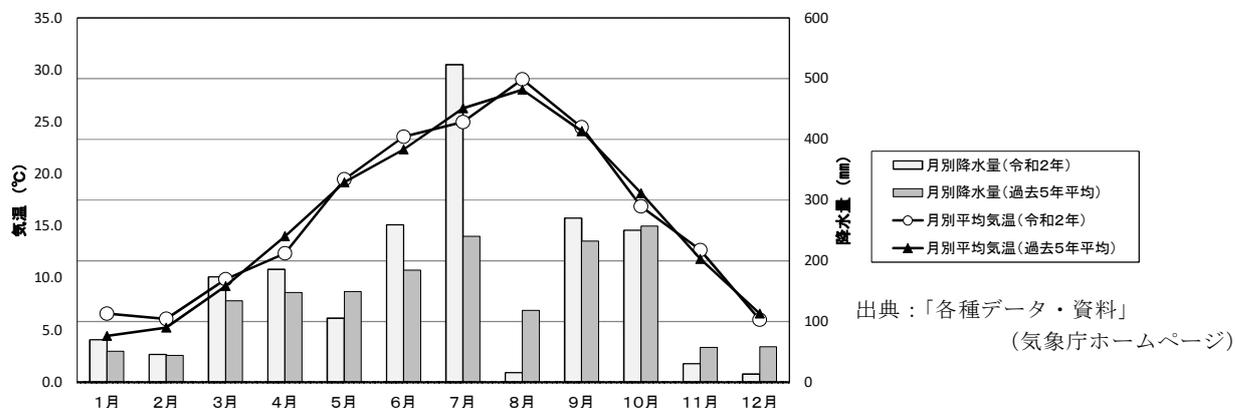
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

表 3.1.4 岡崎観測所における月別降水量（平成28～令和2年）

単位：mm

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量
平成28年	67.0	70.0	131.5	134.5	177.0	152.5	91.5	17.5	319.5	96.5	94.5	108.5	1,460.5
平成29年	31.5	36.5	83.0	134.5	51.0	160.0	54.5	224.0	95.0	526.0	54.5	52.0	1,502.5
平成30年	67.5	23.0	208.5	183.5	229.0	181.0	151.0	148.5	438.0	50.5	68.5	56.5	1,805.5
令和元年	19.0	47.5	74.0	100.0	183.5	171.5	382.5	186.0	39.5	361.5	39.5	63.5	1,668.0
令和2年	70.0	46.0	173.5	186.0	105.5	259.5	523.0	16.0	270.5	250.5	30.5	13.5	1,944.5
平均値	51.0	44.6	134.1	147.7	149.2	184.9	240.5	118.4	232.5	257.0	57.5	58.8	1,676.2

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

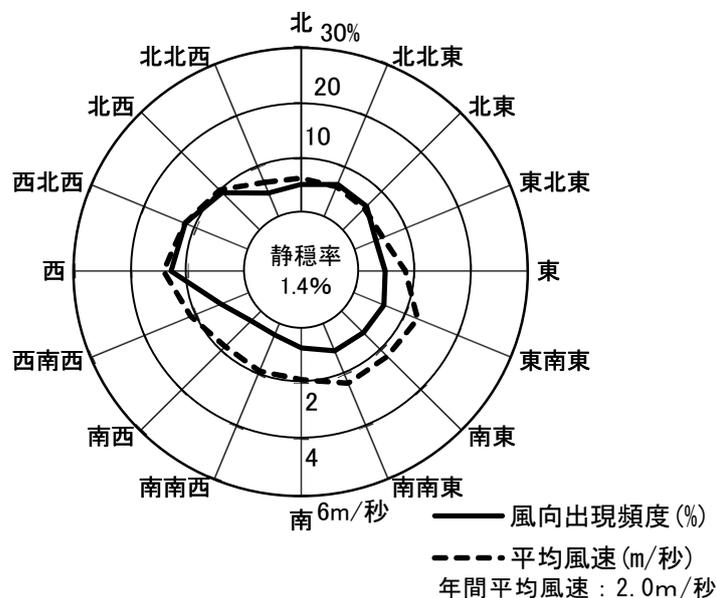
図 3.1.3 岡崎観測所における月別平均気温及び降水量（平成28～令和2年）

(2) 風向・風速

① 蒲郡観測所

蒲郡観測所における令和2年の風配図は、図 3.1.4に示すとおりである。

令和2年の風配図をみると、風向出現頻度は西の風が 13.0%と最も多く、年間平均風速は 2.0m/秒となっている。



風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	5.4	6.7	6.3	4.3	4.8	5.8	5.5	5.4
平均風速 (m/秒)	1.3	1.3	1.2	1.1	1.7	2.5	2.3	2.3
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	3.8	2.3	2.6	5.4	13.0	12.2	9.8	5.1
平均風速 (m/秒)	1.9	1.9	1.8	2.2	2.9	2.5	2.1	1.4

注) 静穏 : 0.2m/秒以下。

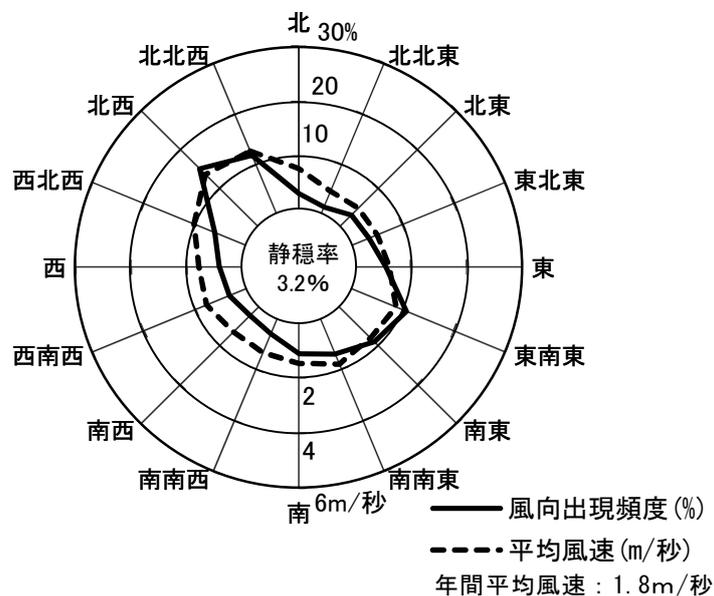
出典 : 「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

図 3.1.4 蒲郡観測所における風向・風速及び出現頻度 (令和2年)

② 岡崎観測所

岡崎観測所における令和2年の風配図は、図 3.1.5に示すとおりである。

令和2年の風配図をみると、風向出現頻度は北西の風が 15.1%と最も多く、年間平均風速は 1.8m/秒となっている。



風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	3.3	1.8	3.3	3.6	5.6	10.9	9.1	7.0
平均風速 (m/秒)	1.6	1.0	1.0	1.0	1.3	1.8	1.6	1.8
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	5.7	3.1	2.4	3.5	4.3	6.3	15.1	11.9
平均風速 (m/秒)	1.5	1.4	1.3	1.6	1.6	2.1	2.7	2.6

注) 静穏 : 0.2m/秒以下。

出典 : 「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

図 3.1.5 岡崎観測所における風向・風速及び出現頻度(令和2年)

(3) 日照時間

① 蒲郡観測所

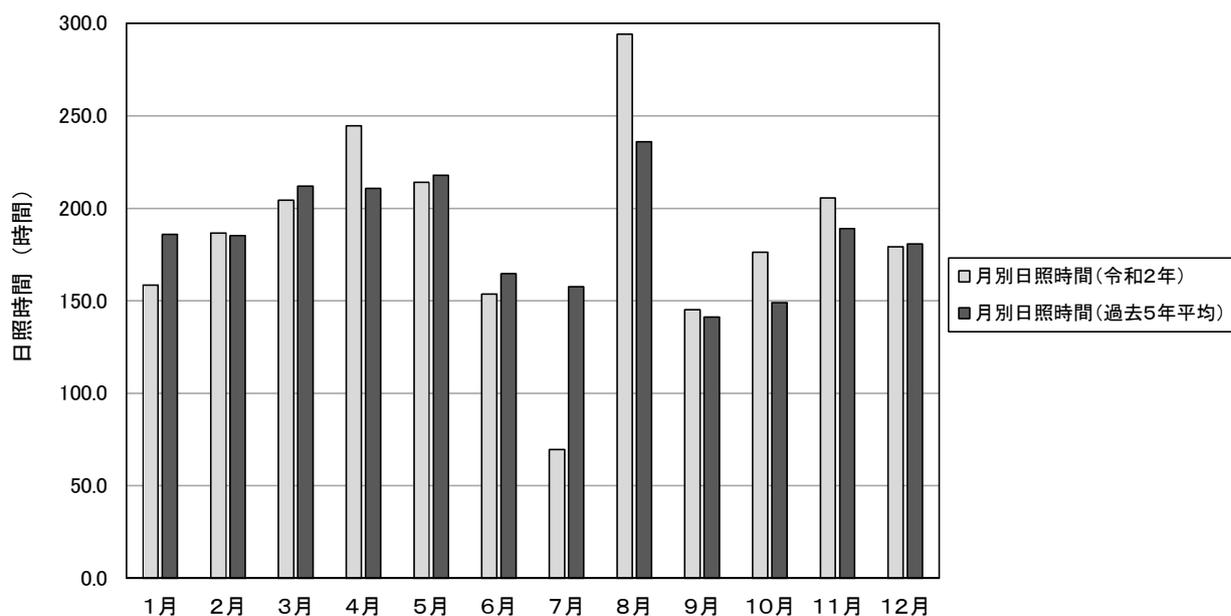
蒲郡観測所における平成28～令和2年の月別日照時間は、表3.1.5及び図3.1.6に示すとおりである。

平成28～令和2年の5年平均値は、年間日照時間が2,230.1時間であり、月別日照時間は8月が236.0時間で最も長く、9月が141.3時間で最も短くなっている。

表 3.1.5 蒲郡観測所における月別日照時間（平成28～令和2年）

単位：時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間日照時間
平成28年	193.4	188.1	229.4	176.1	200.6	137.6	190.9	248.0	111.3	138.2	176.7	206.8	2,197.1
平成29年	179.3	196.5	214.7	197.6	217.4	200.1	197.4	182.8	172.3	110.3	182.1	194.2	2,244.7
平成30年	198.5	195.7	228.4	217.5	199.2	175.8	233.6	240.4	104.0	179.2	182.5	157.6	2,312.4
令和元年	200.4	159.2	183.2	217.6	257.9	155.5	95.9	214.7	173.9	141.5	198.6	165.5	2,163.9
令和2年	158.5	186.7	204.4	244.6	214.0	153.8	69.7	294.2	145.2	176.3	205.6	179.2	2,232.2
平均値	186.0	185.2	212.0	210.7	217.8	164.6	157.5	236.0	141.3	149.1	189.1	180.7	2,230.1



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 3.1.6 蒲郡観測所における月別日照時間（平成28～令和2年）

② 岡崎観測所

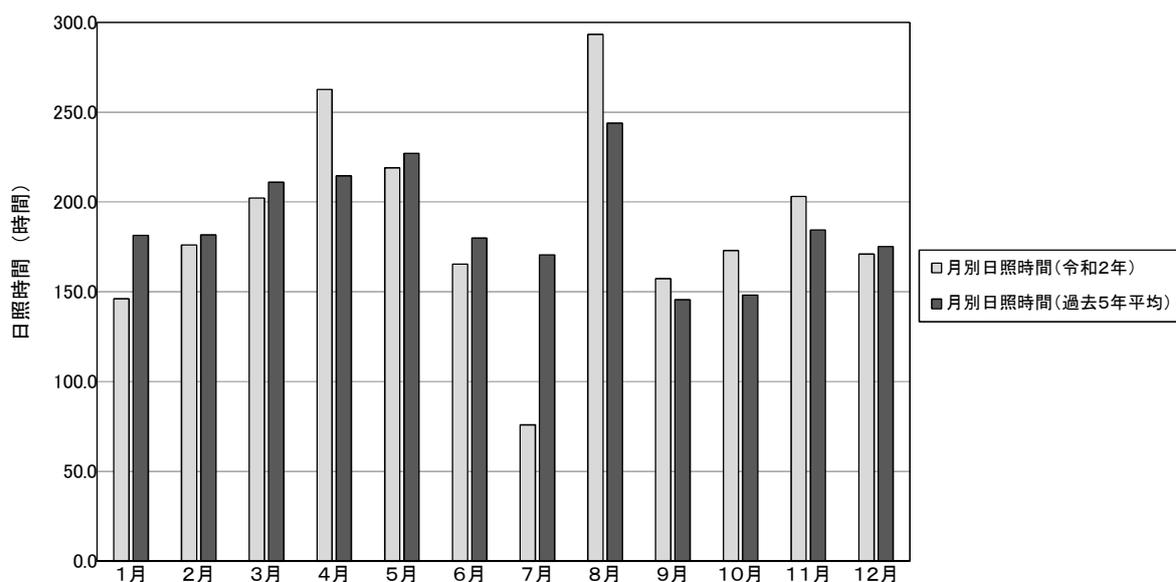
岡崎観測所における平成28～令和2年の月別日照時間は、表3.1.6及び図3.1.7に示すとおりである。

平成28～令和2年の5年平均値は、年間日照時間が2,263.4時間であり、月別日照時間は8月が243.9時間で最も長く、9月が145.6時間で最も短くなっている。

表 3.1.6 岡崎観測所における月別日照時間（平成28～令和2年）

単位：時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間日照時間
平成28年	194.8	190.3	229.2	178.4	213.0	154.2	205.8	248.1	107.6	141.2	168.6	200.1	2,231.3
平成29年	176.9	191.4	209.7	194.1	229.3	219.8	208.2	192.5	171.2	106.5	174.8	190.8	2,265.2
平成30年	195.5	190.7	229.7	218.0	206.0	190.7	259.7	253.3	104.6	181.0	181.2	156.3	2,366.7
令和元年	193.6	159.8	184.3	219.9	267.6	169.5	103.0	232.5	187.1	139.4	194.4	157.7	2,208.8
令和2年	146.1	176.1	202.2	262.6	219.0	165.4	75.9	293.2	157.3	173.0	203.1	171.0	2,244.9
平均値	181.4	181.7	211.0	214.6	227.0	179.9	170.5	243.9	145.6	148.2	184.4	175.2	2,263.4



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 3.1.7 岡崎観測所における月別日照時間（平成28～令和2年）

### 3.1.1.2 大気質

対象事業実施想定区域及びその周囲の大気質については、半径約3kmの範囲内に大気汚染常時監視測定局が存在しないことから、対象範囲を広げ、図3.1.8に示す範囲に位置する大気汚染常時監視測定局2局（愛厚ホーム西尾苑測定局、西尾市役所一色支所測定局）における大気質の測定結果を用いて把握した。これらはいずれも一般環境大気測定局であり、常時監視測定項目は表3.1.7に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については表3.1.8に示すとおり、西尾市クリーンセンター及びその周囲で測定を実施している。ダイオキシン類測定地点の位置についても図3.1.8に示すとおりである。

なお、図3.1.8に示す範囲には、自動車排出ガス測定局、有害大気汚染物質測定地点及び降下ばいじん量測定地点は存在しない。

表 3.1.7 各一般環境大気測定局における常時監視測定項目（令和2年度）

測定局	測定項目						対象事業実施想定区域からの距離
	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM2.5)	ダイオキシン類	
愛厚ホーム西尾苑測定局	—	○	○	○	○	○	約3.5km
西尾市役所一色支所測定局	—	○	○	○	—	—	約6.5km

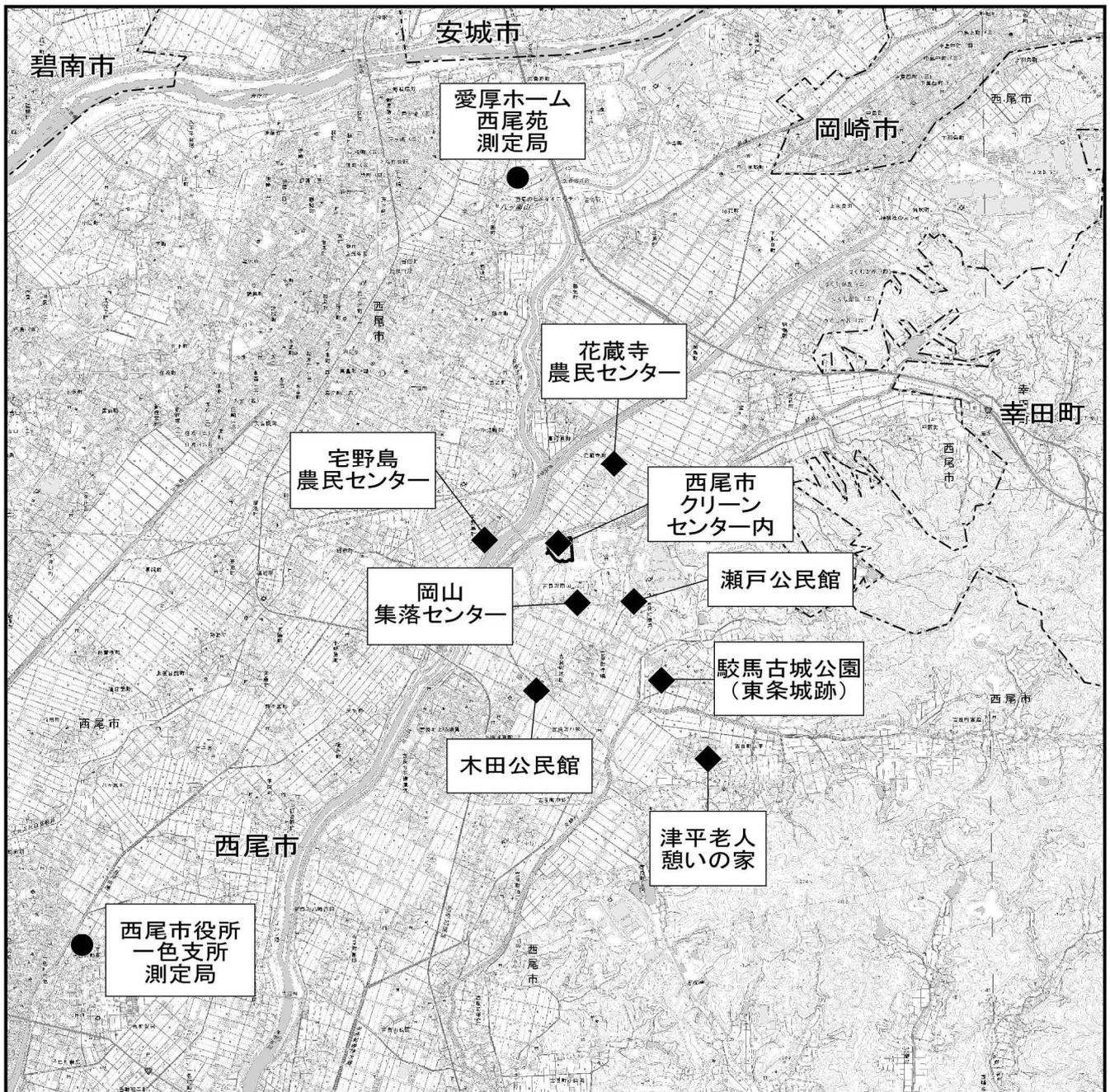
出典：「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月 愛知県）

表 3.1.8 ダイオキシン類測定地点（令和元年度）

測定地点	ダイオキシン類
西尾市クリーンセンター内	○
花蔵寺農民センター	○
宅野島農民センター	○
岡山集落センター	○
木田公民館	○
瀬戸公民館	○
駸馬古城公園（東条城跡）	○
津平老人憩いの家	○

出典：「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」

（令和3年3月 西尾市）

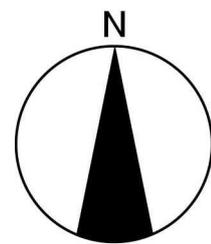


凡 例

-  対象事業実施想定区域
-  市町境
-  一般環境大気測定局
-  ダイオキシン類調査地点

出典：「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月 愛知県）  
 「環境報告書 令和2年度版」（令和3年3月 西尾市）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「西尾」「吉田」「幸田」「蒲郡」を使用したものである。



1:60,000



図 3.1.8 一般環境大気測定局の位置

(1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局における二酸化窒素の令和2年度の測定結果は表 3.1.9に、過去5年間の経年変化は図 3.1.9に示すとおりである。

令和2年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成している。

また、日平均値の年間98%値<sup>注)</sup>の経年変化をみると、過去5年間に於いてすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばい傾向となっている。

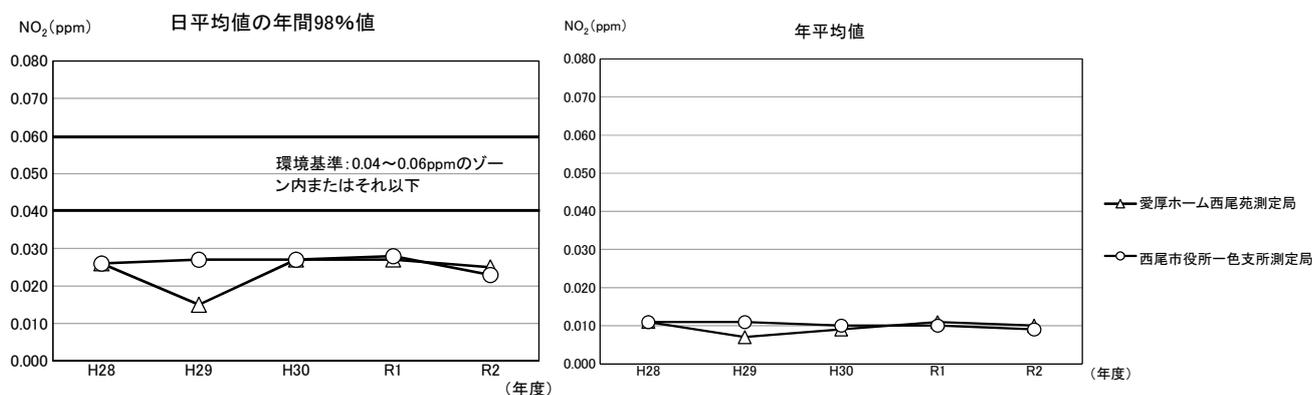
注) 1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値。

表 3.1.9 二酸化窒素の測定結果 (令和2年度)

測定局	年平均値	環境基準との比較				1時間値の最高値	長期的評価	
		1日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合			日平均値の年間98%値	環境基準との比較 <sup>注)</sup>
		(日)	(%)	(日)	(%)			
愛厚ホーム西尾苑測定局	0.010	0	0.0	0	0.0	0.049	0.025	○
西尾市役所一色支所測定局	0.009	0	0.0	0	0.0	0.043	0.023	○

注) ○は長期的評価による環境基準(日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること)達成局。

出典:「2020年度 大気汚染調査結果」(令和3年6月 愛知県)



出典:「平成28年度～令和2年度 大気汚染調査結果」(愛知県)

図 3.1.9 二酸化窒素の経年変化

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質の令和2年度の測定結果は表 3.1.10に、過去5年間の経年変化は図 3.1.10に示すとおりである。

令和2年度の測定結果をみると、愛厚ホーム西尾苑測定局での短期的評価は非達成であったものの、それ以外の測定局では環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

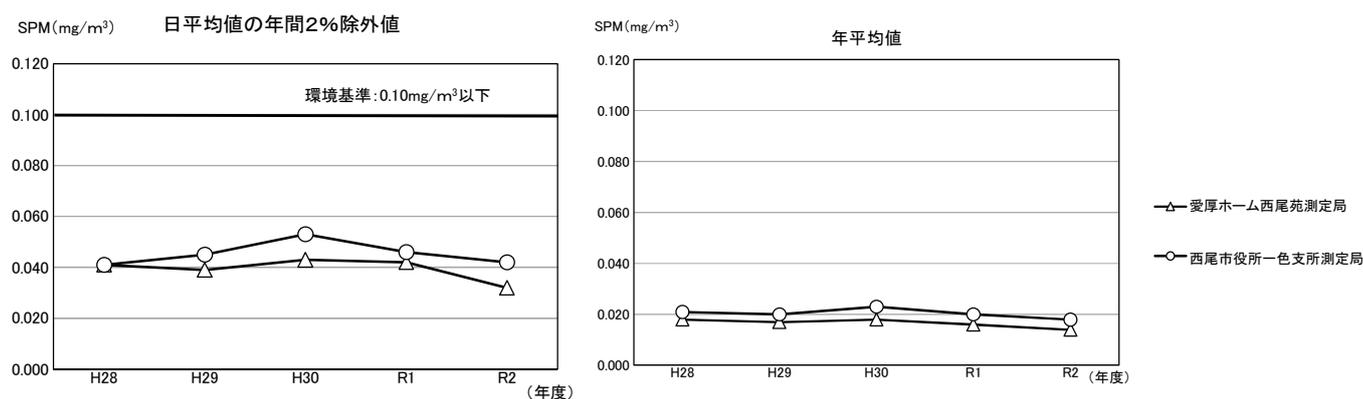
また、日平均値の年間2%除外値の経年変化をみると、過去5年間に於いてすべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成しており、年平均値は減少傾向となっている。

表 3.1.10 浮遊粒子状物質の測定結果（令和2年度）

測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	短期的評価				長期的評価			
		1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数と その割合		環境基準 との比較 <sup>注1)</sup>  (達成○・ 非達成×)	日平均値 の年間 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2日以上連続 したことの有無 (有×・無○)	環境基準 との比較 <sup>注2)</sup>  (達成○・ 非達成×)
		(時間)	(%)	(日)	(%)				
愛厚ホーム 西尾苑 測定局	0.014	2	0.0	0	0.0	×	0.032	○	○
西尾市役所 一色支所 測定局	0.018	0	0.0	0	0.0	○	0.042	○	○

注1) ○は短期的評価による環境基準（1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下で、かつ、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること）達成局。  
注2) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続していないこと）達成局。

出典：「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月 愛知県）



出典：「平成28年度～令和2年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.10 浮遊粒子状物質の経年変化

(3) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、光化学オキシダントの令和2年度の測定結果は表 3.1.11に、過去5年間の経年変化は図 3.1.11に示すとおりである。

令和2年度の光化学オキシダントの昼間の年平均値は 0.028～0.032ppm である。また、昼間の1時間値の最高値をみると、すべての測定局において環境基準を達成していない。

また、経年変化をみると、過去5年間に於いて、昼間年平均値は概ね横ばい傾向となっており、昼間の1時間値の最高値は、すべての測定局で環境基準非達成の状況である。

なお、光化学オキシダントについて近年の環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

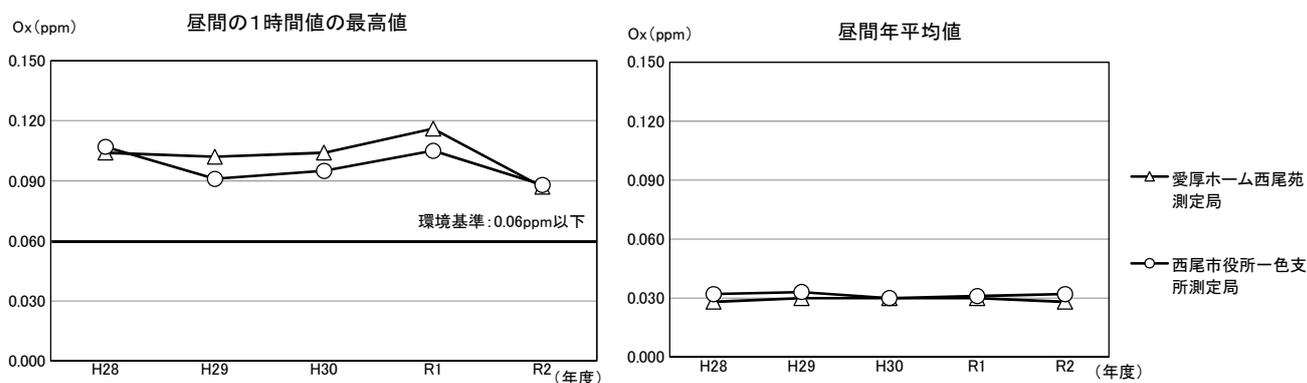
表 3.1.11 光化学オキシダントの測定結果（令和2年度）

測定局	昼間年平均値 (ppm)	短期的評価				昼間の1時間値の最高値 (ppm)	
		昼間 <sup>注1)</sup> の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合					
		(時間)	(%)	(日)	(%)		
愛厚ホーム西尾苑測定局	0.028	209	3.8	48	13.2	×	0.087
西尾市役所一色支所測定局	0.032	232	4.3	56	15.3	×	0.088

注1) 昼間とは5時～20時を示す。

注2) ×は短期的評価による環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）非達成局。

出典：「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月 愛知県）



出典：「平成28年度～令和2年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.11 光化学オキシダントの経年変化

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の令和2年度の測定結果は表 3.1.12に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.12に示すとおりである。

令和2年度の測定結果をみると、環境基準（短期基準及び長期基準）を達成している。

また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間において環境基準（長期基準）を達成しており、平成29年度以降減少傾向となっている。

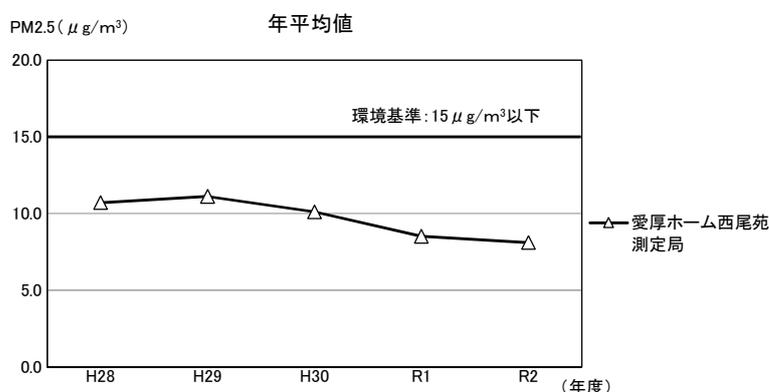
表 3.1.12 微小粒子状物質の測定結果（令和2年度）

測定局	長期的評価					
	短期基準（1日平均値）				長期基準	
	1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1日平均値の 年間98%値	環境基準 との比較 <sup>注1)</sup>	年平均値	環境基準 との比較 <sup>注2)</sup>
	(日)	(%)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(達成○・ 非達成×)	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	(達成○・ 非達成×)
愛厚ホーム 西尾苑 測定局	1	0.3	20.4	○	8.1	○

注1) ○は短期基準による環境基準（1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）達成局。

注2) ○は長期基準による環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）達成局。

出典：「2020年度 大気汚染調査結果」（令和3年6月 愛知県）



出典：「平成28年度～令和2年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.12 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

(5) ダイオキシン類

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類の令和2年度の測定結果は表 3.1.13に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.13に示すとおりである。

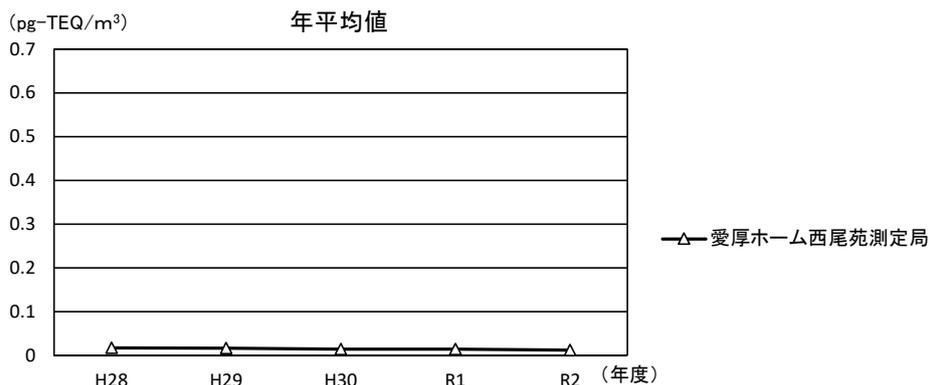
令和2年度の測定結果をみると、環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間に於いて環境基準を達成しており、横ばい傾向となっている。

なお、西尾市クリーンセンター及びその周囲で実施されているダイオキシン類の測定結果は表 3.1.14に示すとおりであり、過去5年間の測定結果はすべての地点で環境基準を達成している。

表 3.1.13 ダイオキシン類の測定結果（令和2年度）

測定地点	測定結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準の達成状況 <sup>注)</sup> (達成○・非達成×)
	春季	夏季	秋季	冬季	平均値	
愛厚ホーム西尾苑測定局	0.0090	0.0082	0.010	0.022	0.012	○

注) ○は環境基準（年間平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること）達成地点。  
出典：「2020年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（令和3年6月 愛知県）



出典：「2020年度のダイオキシン類に係る環境調査結果について」（令和3年6月 愛知県）

図 3.1.13 ダイオキシン類（年平均値）の経年変化

表 3.1.14 ダイオキシン類の測定結果（過去5年間）

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
花蔵寺農民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	
宅野島農民センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084	
岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	
木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	
瀬戸公民館	0.054	0.098	0.036	0.059	0.072	
駁馬古城公園（東条城跡）	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034	
津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020	

出典：「平成27年度～令和元年度の環境状況に関する環境報告書」（西尾市）

### 3.1.2 騒音等に係る環境の状況

#### 3.1.2.1 環境騒音及び低周波音

対象事業実施想定区域及びその周囲において、環境騒音及び低周波音に係る調査は実施されていない。

#### 3.1.2.2 道路交通騒音

対象事業実施想定区域及びその周囲における道路交通騒音の調査結果は表 3.1.15に、自動車騒音に係る面的評価結果は表 3.1.16に、それぞれの調査地点は図 3.1.14に示すとおりである。対象事業実施想定区域及びその周囲では3地点で調査されており、令和元年度は全地点で環境基準を達成していた。また、面的評価結果は環境基準達成率が昼夜ともに100%となっていた。

表 3.1.15 道路交通騒音調査結果（令和元年度）

単位：デシベル

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	環境基準 の適否	測定結果 (夜間)	環境基準 の適否	要請限度 の適否
1	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○
2	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452 (津平消防庫)	～ 6月4日	68	○	64	○	○

注1) 測定結果の時間区分は、昼間は午前6時～午後10時、夜間は午後10時～翌日の午前6時である。  
 注2) 測定場所はいずれも幹線交通を担う道路に近接する空間にあたり、環境基準は昼間70デシベル、夜間65デシベル、要請限度は昼間75デシベル、夜間65デシベルが適用される。「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。  
 ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）  
 ② 一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路

出典：「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」（令和3年3月 西尾市）

表 3.1.16 自動車騒音に係る面的評価結果（令和元年度）

番号	評価区間（路線名） 測定場所等	測定日	環境基準達成戸数			評価 区間 内全 戸数	環境基準達成率（%）		
			昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
3	主要地方道西尾幸田線 吉良町下横須賀 起点：吉良町下横須賀 終点：吉良町上横須賀 区間延長 1.1km	令和元年 6月4日 ～5日	114				100		

出典：「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」（令和3年3月 西尾市）

### 3.1.3 振動に係る環境の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1.17に、調査地点は図 3.1.14に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲では2地点で調査されており、いずれの地点も昼夜ともに要請限度と適合している。また、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値（55デシベル）を下回っている。

表 3.1.17 道路交通振動調査結果（令和元年度）

単位：デシベル

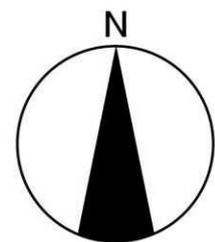
番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	測定結果 (夜間)	要請限度 の適否
1	県道花蔵寺花ノ木線寄住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月30日	38	31	○
2	主要地方道西尾幸田線吉良町津平 大入 452 (津平消防庫)	～31日	43	32	○

出典：「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」（令和3年3月 西尾市）



凡 例

- 対象事業実施想定区域
- 市町境
- 道路交通騒音・振動調査地点
- 自動車騒音調査地点
- ▬ 評価区間



1:40,000



注) 図中の番号は、表 3.1.15、表 3.1.16 及び表 3.1.17 の番号と対応する。  
 出典: 「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(令和 3 年 3 月 西尾市)

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.1.14 騒音及び振動に係る調査地点

### 3.1.4 悪臭に係る環境の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

### 3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

#### 3.1.5.1 水象

対象事業実施想定区域及びその周囲における主要な河川・用水路等の分布状況は、図 3.1.15に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な河川としては、対象事業実施想定区域北側を流れる須美川や西側を流れる広田川、矢作古川等の一級河川があるほか、周辺には多数の幹線水路も存在している。

#### 3.1.5.2 水質

対象事業実施想定区域及びその周囲の河川の水質の調査結果は表 3.1.18(1)、(2)に、調査地点は図 3.1.15に示すとおりである。

環境基準の適合状況を見ると、類型指定されている矢作古川（古川頭首工）については、大腸菌群数以外の項目で環境基準に適合している。なお、広田川（吉良頭首工）については、類型指定はされていない。

なお、矢作古川（古川頭首工）ではダイオキシン類に係る調査も実施されており、令和2年度の調査結果をみると 0.28 pg-TEQ/L であり、環境基準（1 pg-TEQ/L）に適合している。

表 3.1.18(1) 河川の水質調査結果（西尾市：令和2年度）

項目	1		2		3		4	
	測定河川	安藤川	測定河川	矢崎川	測定河川	北浜川	測定河川	二の沢川
	測定地点	川田橋	測定地点	丸山橋	測定地点	北浜橋	測定地点	合流点
水素イオン濃度【pH】	7.1		7.7		7.3		7.0	
溶存酸素量【DO】(mg/L)	8.9		8.2		9.2		7.4	
生物化学的酸素要求量【BOD】(mg/L)	2.3		1.8		1.8		2.5	
化学的酸素要求量【COD】(mg/L)	5.3		2.5		4.4		5.0	
浮遊物質【SS】(mg/L)	12		13		14		21	
大腸菌群数(MPN/100mL)	12,075		4,923		52,675		122,325	
全窒素(mg/L)	4.8		4.7		2.5		3.3	
全磷(mg/L)	0.19		0.02		0.18		0.13	

注) 表中の値は年4回実施された測定値の平均値である。

出典：「西尾市提供データ」（西尾市）

表 3.1.18(2) 河川の水質調査結果（愛知県：令和2年度）

項目	測定地点名	河川等				環境基準
		1		2		
		矢作古川		広田川		
		古川頭首工		吉良頭首工		
		測定結果	不適合 検体数	測定結果	不適合 検体数	
環境基準類型		B/生物B		-		B/生物B
生活環境項目	pH	7.1 (6.8~7.5)	0/12	7.0 (6.7~7.3)	-/12	6.5~8.5
	DO (mg/L)	9.1 (6.5~12)	0/12	7.9 (5.0~10)	-/12	5以上
	BOD (mg/L)	1.0 (1.2)	0/12	1.8 (1.9)	-/12	3以下
	COD (mg/L)	3.1	-/12	4.3	-/12	-
	SS (mg/L)	8 (1~20)	0/12	6 (1~23)	-/12	25以下
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	9,900 (490~33,000)	5/12	-	-	5,000以下
	N-ヘキササン抽出物質 (mg/L)	ND (未検出)	-/2	-	-	-
	全窒素 (mg/L)	0.87	-/12	-	-	-
	全燐 (mg/L)	0.065	-/12	-	-	-
	全亜鉛 (mg/L)	0.004	0/12	-	-	0.03以下
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	0/12	0.00007	-/4	0.002以下
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (mg/L)	0.0008	0/12	0.0024	-/4	0.05以下
健康項目	カドミウム (mg/L)	<0.0005	0/4	-	-	0.003以下
	全シアン (mg/L)	ND (未検出)	0/4	-	-	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	<0.005	0/4	-	-	0.01以下
	六価クロム (mg/L)	<0.01	0/4	-	-	0.05以下
	砒素 (mg/L)	<0.005	0/2	-	-	0.01以下
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	0/4	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
	PCB (mg/L)	ND (未検出)	0/1	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	0/4	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	0/4	<0.0002	0/2	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	0/4	<0.0004	0/2	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	0/4	<0.01	0/2	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	0/4	<0.004	0/2	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.1	0/4	<0.1	0/2	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	0/4	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0/4	<0.001	0/2	0.01以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	0/4	<0.0002	0/2	0.002以下
	チウラム (mg/L)	<0.0006	0/4	-	-	0.006以下
	シマジン (mg/L)	<0.0003	0/2	-	-	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	0/2	-	-	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)	<0.001	0/4	<0.001	0/2	0.01以下
	セレン (mg/L)	<0.002	0/4	-	-	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	-	-	-	-	10以下
	ふっ素 (mg/L)	0.09	0/2	-	-	0.8以下
	ほう素 (mg/L)	<0.02	0/2	-	-	1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	0/1	<0.005	0/1	0.05以下	

注1) 表中の値は年平均値を示す。

注2) 「-」は調査を行っていない、または環境基準が設定されていないことを示す。

注3) 不適合検体数は、総検体数のうち環境基準値に適合しない検体数を示す。

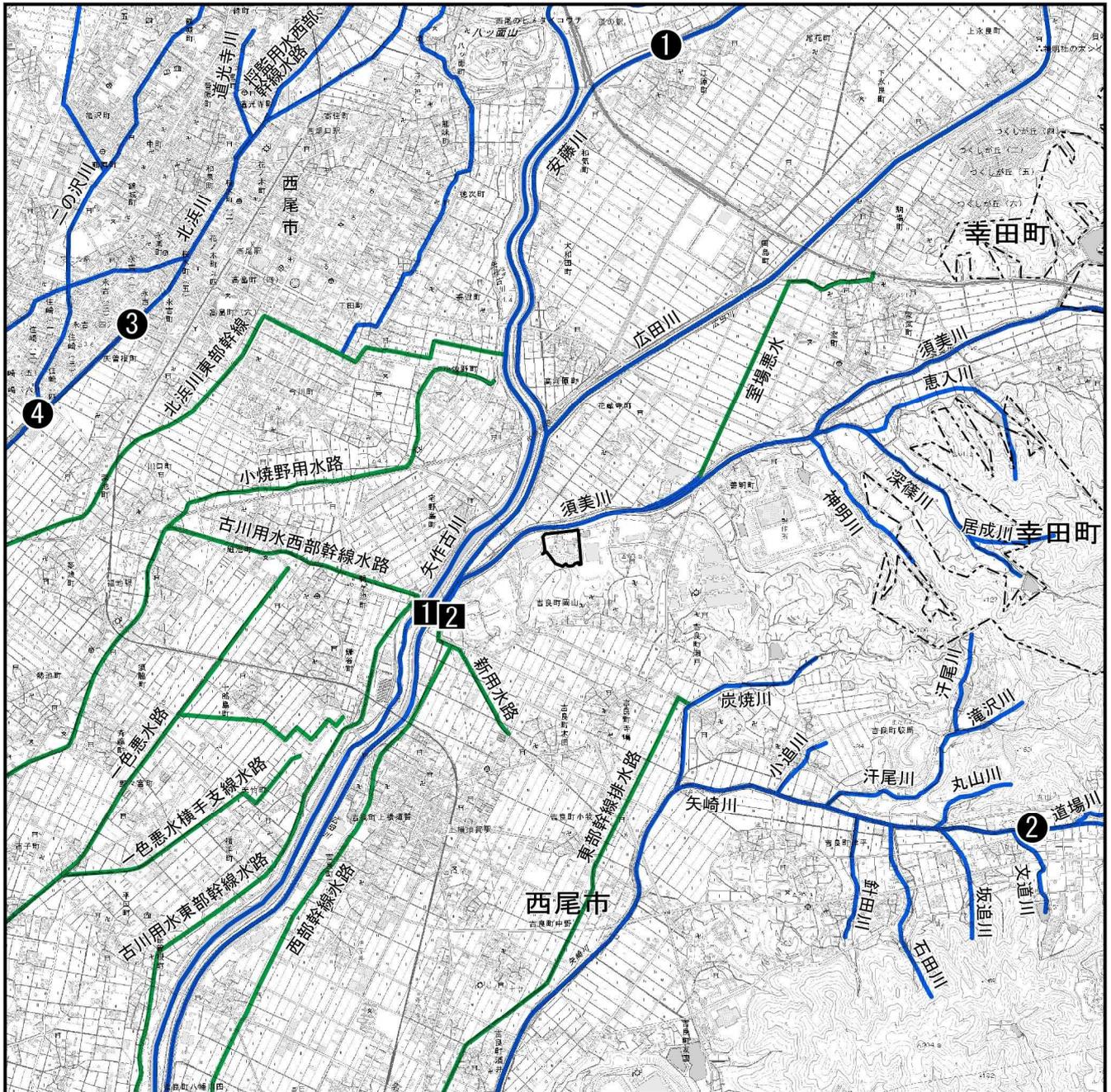
注4) pH、DO、SS、大腸菌群数の( )は最小及び最大の値を、BODの( )は75%値を示す。

注5) 75%値とは、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値である。

出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)

### 3.1.5.3 水底の底質

矢作古川（古川頭首工）では水底の底質に係る調査も実施されており、令和2年度の調査結果（ダイオキシン類）をみると0.22 pg-TEQ/Lであり、環境基準（150pg-TEQ/L）を満足している。

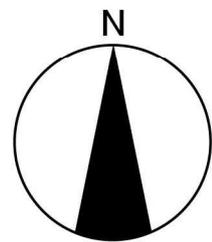


凡 例

-  対象事業実施想定区域
-  市町境
-  河川
-  用水路等
-  水質調査地点（西尾市）
-  水質調査地点（愛知県）

注) 図中の番号は、表3.1.18(1)、(2)の番号と対応する。  
 出典:「国土数値情報(河川データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ)  
 「西尾市提供データ」(西尾市)  
 「2020年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)  
 「にしたんマップ(地形図)」(西尾市ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000

0 400m 800m 1.6km

図 3.1.15 主要な河川・用水路等の分布状況

### **3.1.6 地形及び地質の状況**

#### **3.1.6.1 地形**

対象事業実施想定区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1.16に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の地形は小起伏山地となっており、周辺には砂礫台地がみられる。また、対象事業実施想定区域南側から西側を通った北側にかけては谷底平野・氾濫平野及び自然堤防（微高地）が広がっている。対象事業実施想定区域北東側から南東側にかけては、小起伏山地及び中起伏山地となっており、人工改変地が点在している。

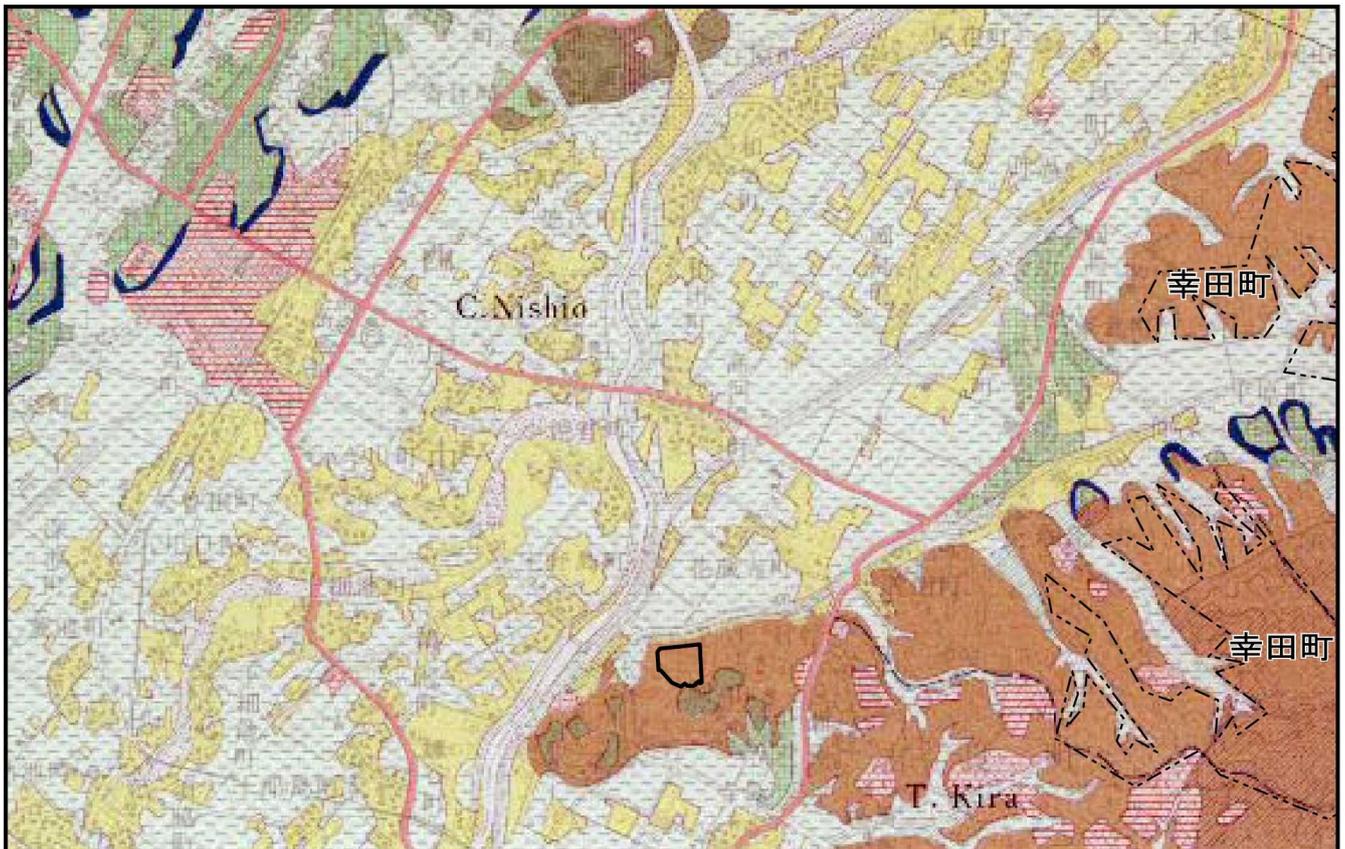
#### **3.1.6.2 地質**

対象事業実施想定区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1.17に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の表層地質は変成岩の珪質片麻岩となっている。また、対象事業実施想定区域の周囲には未固結堆積物の礫・砂・泥を主とする層が広く広がっているほか、対象事業実施想定区域北東側から南東側の山地は変成岩の珪質片麻岩及び雲母片麻岩が広くみられ、山地のふもとは深成岩の花崗岩質岩石や未固結堆積物の礫を主とする層等となっている。

#### **3.1.6.3 重要な地形・地質**

「日本の地形レッドデータブック 第1集」（平成6年2月 小泉・青木編）や「日本の地形レッドデータブック 第2集」（平成14年3月 小泉・青木編）、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）等によると、対象事業実施想定区域及びその周囲には重要な地形・地質は存在していない。

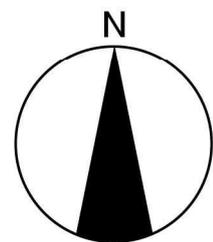


凡例

- 対象事業実施  
想定区域
- 市町境

岡崎	
	山地および丘陵地
	中起伏山地
	小起伏山地
	丘陵地
	台地
	砂礫台地
	低地
	自然堤防（微高地）
	谷底平野・氾濫平野
	河原
	旧河道道
	崖
	人工改変地
	国道および主要地方道

師崎・蒲群	
	山地および丘陵地
	小起伏山地
	丘陵地
	緩斜面
	台地・段丘
	上位段丘面
	中位段丘面
	低地
	自然堤防（微高地）
	谷底平野・氾濫平野
	海岸平野
	人工改変地
	国道および主要地方道



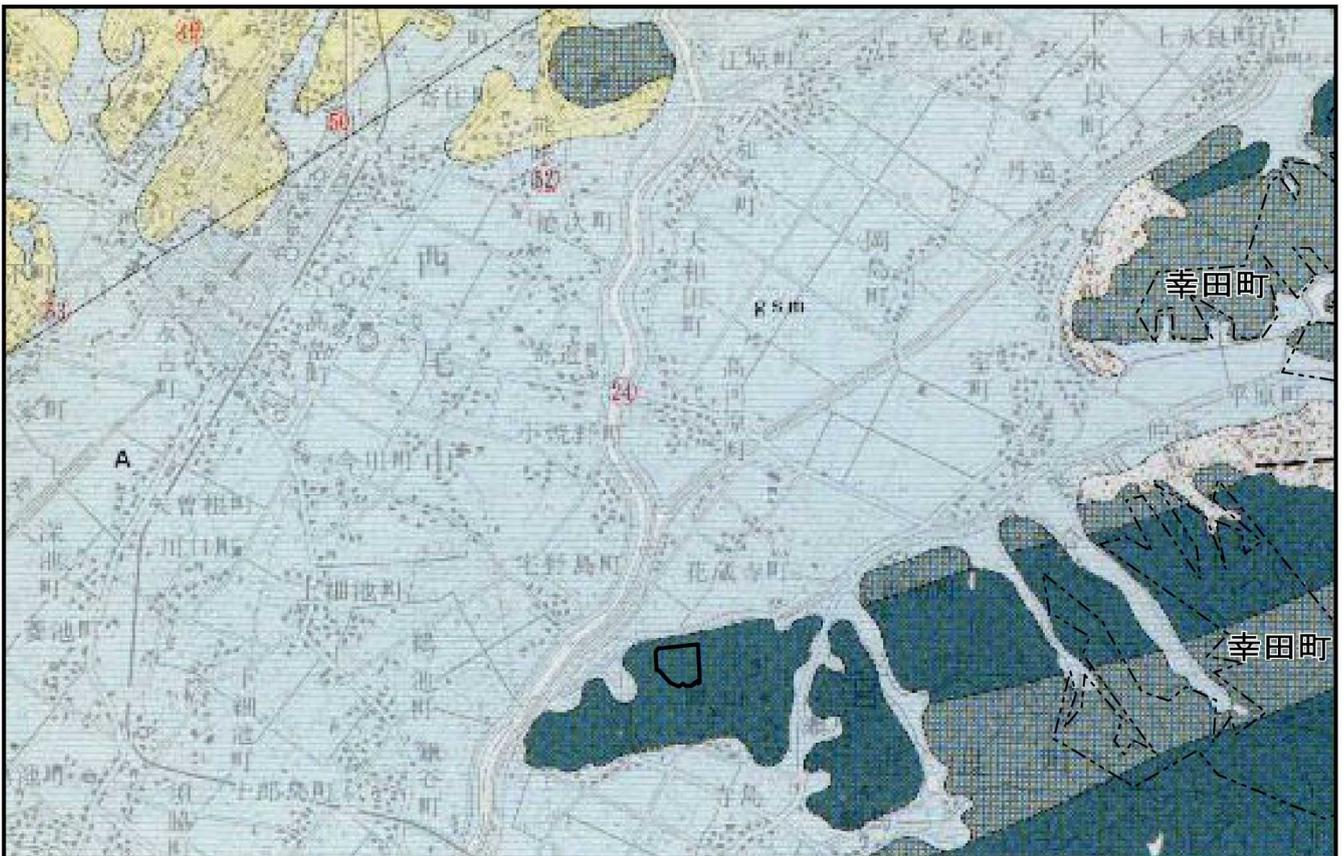
1:40,000



出典：「5万分の1土地分類基本調査（岡崎、師崎・蒲群）  
（地形分類図）」  
（岡崎：昭和51年3月 師崎・蒲群：昭和62年6月 愛知県）

岡崎
師崎・蒲群

図 3.1.16 地形分類図

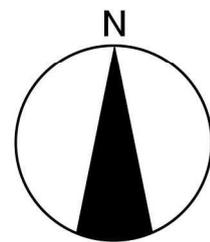


凡例

- 対象事業実施  
想定区域
- 市町境

岡崎	
	未固結堆積物
	礫がら堆積物
	砂がら堆積物
	礫・砂・泥の互層
	半固結堆積物
	礫がら堆積物
	変成岩
	珪質片麻岩
	雲母片麻岩
	その他
	断層
	柱状断面位置

師崎・蒲群	
	未固結堆積物
	礫・砂・泥
	砕屑物
	S 砂を主とする層
	礫を主とする層
	深成岩
	Gr 花崗岩質岩石
	Gb 斑礫岩質岩石
	変成岩
	Rsg 珪質片麻岩
	Rmg 雲母片麻岩
	その他
	採石場
	砂防指定地
	人為的に攪乱を受けた部分・その他
	柱状断面位置



1:40,000



出典：「5万分の1土地分類基本調査（岡崎、師崎・蒲群）  
（表層地質図）」  
（岡崎：昭和51年3月 師崎・蒲群：昭和62年6月 愛知県）

図 3.1.17 表層地質図

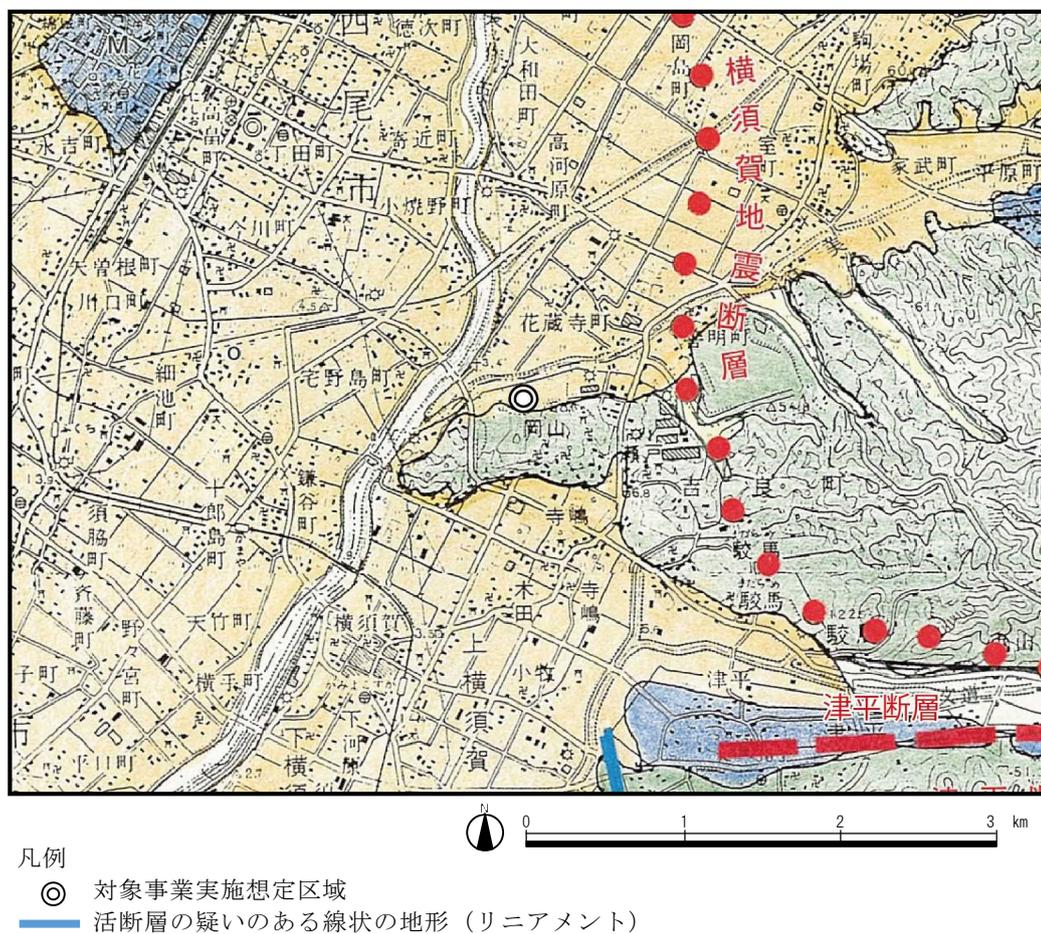
岡崎

師崎・蒲群

### 3.1.6.4 断層

対象事業実施想定区域が位置する愛知県南部及びその周囲の活断層の状況は、図 3.1.18 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲には横須賀地震断層、津平断層及び活断層の疑いのある線状の地形（リニアメント）が存在している。



出典：「愛知県活断層アトラス」（平成9年9月 愛知県）

図 3.1.18 活断層の位置

### 3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況

#### 3.1.7.1 地盤沈下

対象事業実施想定区域及びその周囲における地盤沈下の状況は、表 3.1.19に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市では 45 地点で水準測量が実施されており、令和元年における変動量の平均は-0.4 mmで、地盤沈下の目安とされる 1 cm以上の沈下はみられなかった。なお、幸田町については調査が実施されていない。

表 3.1.19 地盤沈下の状況（令和元年）

市名	有効水準点数	沈下点数	変動量 (mm)		
			平均	最大 (-)	最低 (+)
西尾市	45	25	-0.4	-6.4	+2.3
	(44)	(41)	(-1.4)	(-6.2)	(+0.2)

注1) ( ) 内は、前回測量時である平成 29 年数値。

注2) 変動量は 1 年間に換算した変動量を示す。

出典：「2019 年 地盤沈下調査結果」（令和 2 年 8 月 愛知県）

### 3.1.7.2 地下水

対象事業実施想定区域及びその周囲における地下水質調査結果は、表 3.1.20に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の地下水質の調査としては、地下水質の概況を把握するための概況調査が3地点（メッシュ調査2地点、定点調査1地点）、過去に地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うための定期モニタリング調査が3地点で実施されている。

概況調査の結果をみると、すべての項目で環境基準を達成しており、定期モニタリングの調査結果をみると、西尾市今川町で砒素が、西尾市亀沢町で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。

表 3.1.20 地下水質調査結果（令和元年度）

調査項目	単位	西尾市 上道目記 町	西尾市 室町	西尾市 吉良町	西尾市 今川町	西尾市 今川町	西尾市 亀沢町	環境基準
		概況調査 (メッシュ)		概況調査 (定点)	定期モニタリング			
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.007	0.020	<0.005	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	—	—	16	10 以下
ふっ素	mg/L	0.11	0.16	0.24	—	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.05	0.02	0.40	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	—	—	—	0.05 以下

注1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注2) 表中の「—」は、調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の「■」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「2019年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ホームページ）

### 3.1.7.3 土壌

#### (1) 土壌

対象事業実施想定区域及びその周囲の土壌図は、図 3.1.19に示すとおりである。

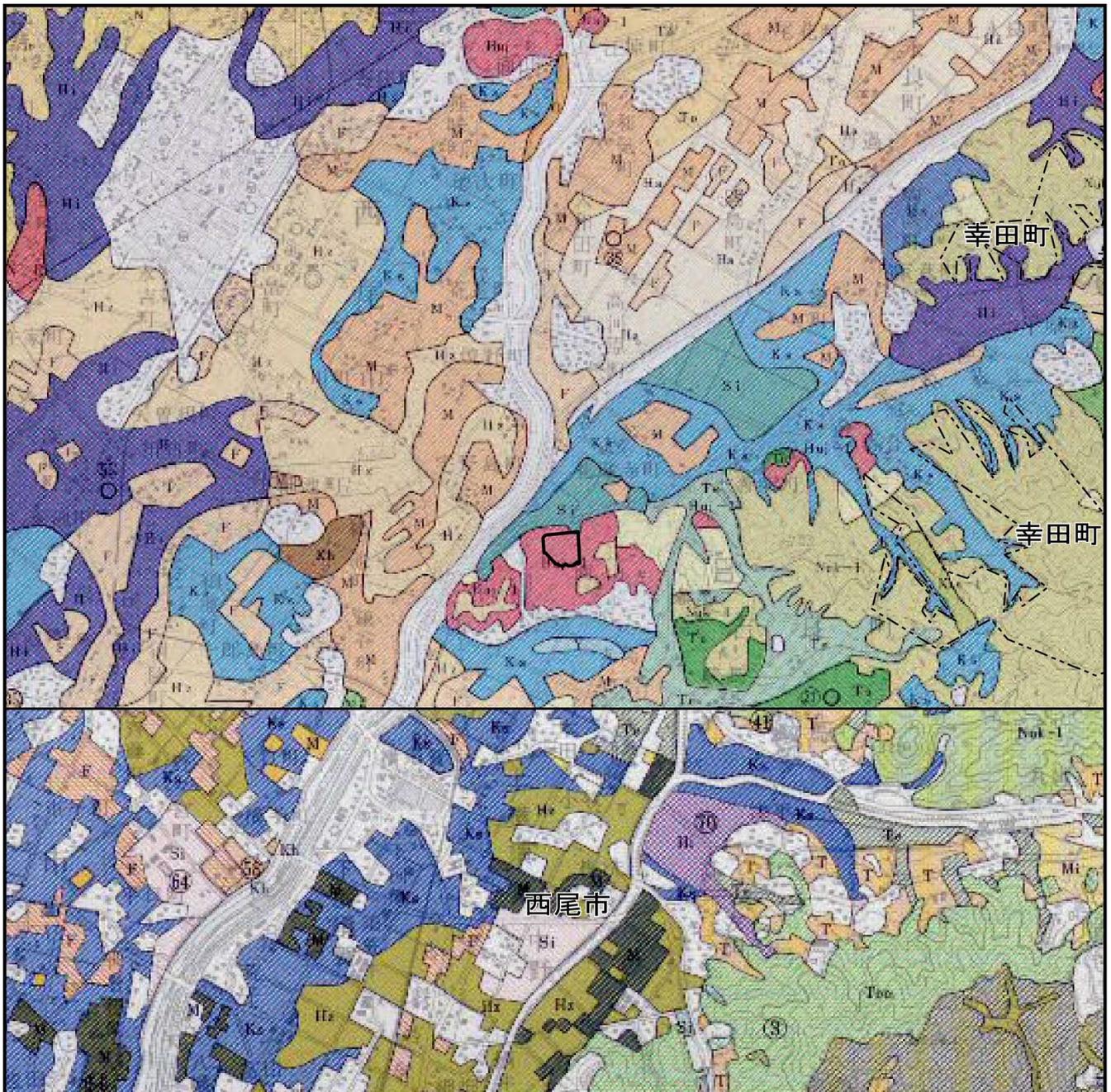
対象事業実施想定区域の土壌は赤色土壌となっている。対象事業実施想定区域の周囲には、灰色低地土壌の針曽根統、グライ土壌の開正統及び黒泥土壌の菱池統等となっている。また、対象事業実施想定区域北東側から南東側の山地は、乾性褐色森林土壌の額田1統や幡豆統等となっている。

#### (2) 土壌汚染

対象事業実施想定区域及びその周囲は、「土壌汚染対策法」に係る要措置区域及び形質変更時要届出区域には指定されていない。

#### (3) 土地利用の履歴

「地図・空中写真閲覧サービス」（国土交通省国土地理院ホームページ）によると、対象事業実施想定区域及びその周囲の土地利用は、昭和40年代までは森林となっていた。昭和50年頃から徐々に伐採及び造成工事が進み、昭和62年には草地となり、平成8年頃まで大きな変化はない。その後、対象事業実施想定区域に西尾市クリーンセンターが建設され、現在も稼働している。

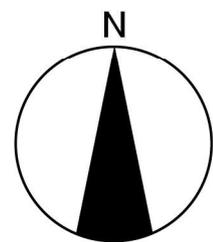


凡例

○ 対象事業実施想定区域

----- 市町境

出典：「5万分の1土地分類基本調査（岡崎、師崎・蒲群）（土壤図）」  
 （岡崎：昭和51年3月、師崎・蒲群：昭和62年6月 愛知県）



1:40,000

0 400m 800m 1.6km

岡崎

師崎・蒲群

図 3.1.19(1) 土壤図 (1)

凡 例

山地及び丘陵地地域の土壌（林地土壌）		岡 崎	師 崎・蒲 群
乾性褐色森林土壌	額田1統	Nuk-1	Nuk-1
	幡豆統		Haz
乾性褐色森林土壌（黄褐色）	友国統		Tom
赤色土壌	藤川1統	Huj-1	
台地及び低地域の土壌（農地土壌）		岡 崎	師 崎・蒲 群
褐色森林土壌	宮迫統	Mi	
	津平統	To	
黄色土壌	西尾統	N	Mi
	津平統		T
赤色土壌	西尾R統	N-R	
細粒灰色低地土壌	東浅井統	Ha	Ha
灰色低地土壌	針曾根統	H <sub>z</sub>	H <sub>z</sub>
	高落統	To	
	福地統	F	F
	三和統	M	M
粗粒灰色低地土壌	上細池統	Ka	
細粒グライ土壌	志籠谷統	Si	Si
グライ土壌	寺津統	Te	Te
	開正統	Ks	Ks
黒泥土壌	菱池統	Hi	Hi
その他		岡 崎	師 崎・蒲 群
統の界線		—	—
試坑点イチ及び番号		○ ②9	○ ⑫
断面図			A—B

出典：「5万分の1土地分類基本調査（岡崎、師崎・蒲群）（土壌図）」  
 （岡崎：昭和51年3月、師崎・蒲群：昭和62年6月 愛知県）

図 3.1.19(2) 土壌図 (2)

### 3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### 3.1.8.1 動物

##### (1) 動物相の概要

対象事業実施想定区域及びその周囲の動物の状況については、表 3.1.21に示す既存資料により整理した。

表 3.1.21 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
①	「レッドデータブックあいち 2020」 (令和 2 年 3 月 愛知県)	調査対象とした野生動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類）のうち、対象事業実施想定区域を含むメッシュ内で確認されている種 (鳥類、魚類、貝類はメッシュ情報なし)
②	「愛知の野鳥 1995」 (愛知県農地林務部自然保護課)	対象事業実施想定区域を含むメッシュ内で確認されている種
③	「第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 53 年～平成 17 年 環境省)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類）のうち、対象事業実施想定区域を含むメッシュ内で確認されている種
④	「西尾市史史料 4 西尾市の生物 動物」 (昭和 48 年 3 月 西尾市史編纂委員会)	調査対象とした野生動物(哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類)のうち各目録に掲載されている種

##### ① 哺乳類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる哺乳類は、表 3.1.22に示すとおり、6 目 12 科 17 種である。

対象事業実施想定区域及びその周囲では、雑木林や草地を生息環境とするタヌキ、アカギツネ、農地や河川等ひらけた空間を利用するアブラコウモリなどが確認されている。

また、アライグマといった外来種も確認されている。

表 3.1.22 確認種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	③	④
1	齧歯目	キヌゲネズミ科	ハタネズミ	<i>Microtus montebelli</i>	●		●
2		ネズミ科	アカネズミ	<i>Apodemus speciosus</i>			●
3			ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>			●
4			ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>			●
5	兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>		●	●
6	トガリネズミ形目	トガリネズミ科	ニホンジネズミ	<i>Crocidura dsinezumi</i>	●	●	
7		モグラ科	アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>			●
8			コウベモグラ	<i>Mogera wogura</i>	●	●	
9	翼手目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>	●		●
10		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>			●
11	食肉目	イヌ科	タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides</i>		●	●
12			アカギツネ	<i>Vulpes vulpes</i>		●	●
13		イタチ科	ニホンアナグマ	<i>Meles anakuma</i>			●
14			ニホンイタチ	<i>Mustela itatsi</i>		●	●
15			アライグマ科	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>		
16	偶蹄目	イノシシ科	イノシシ	<i>Sus scrofa</i>		●	
17		シカ科	ニホンジカ	<i>Cervus nippon</i>		●	
	6目	12科		17種	4種	8種	13種

注 1) 表中の①、③、④は表3.1.21の番号と対応する。

注 2) 確認文献②においては、哺乳類の記載なし。

注 3) 種名及び配列については原則として「世界哺乳類標準和名目録」(平成30年 6 月 日本哺乳類学会)に準拠した。

② 鳥類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる鳥類は、表 3.1.23(1)～(4)に示すとおり、21目50科208種である。

河川敷や水田等耕作地を利用するタゲリやコチドリ等のチドリ科、雑木林や草地を生息環境とするオオルリやジョウビタキ等のヒタキ科が多く確認されているほか、タカ科、フクロウ科などの生態系上位種も確認されている。

表 3.1.23(1) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③		
1	キジ目	キジ科	ウズラ	<i>Coturnix japonica</i>	●			
2			ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii</i>	●			
3			キジ	<i>Phasianus colchicus</i>	●	●		
4	カモ目	カモ科	コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>	●			
5			ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	●			
6			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>	●			
7			オカヨシガモ	<i>Anas strepera</i>	●			
8			ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>	●			
9			ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>	●			
10			アメリカヒドリ	<i>Anas americana</i>	●			
11			マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>	●			
12			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>	●	●		
13			ハシビロガモ	<i>Anas clypeata</i>	●			
14			オナガガモ	<i>Anas acuta</i>	●			
15			シマアジ	<i>Anas querquedula</i>	●			
16			トモエガモ	<i>Anas formosa</i>	●			
17			コガモ	<i>Anas crecca</i>	●			
18			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>	●			
19			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>	●			
20			スズガモ	<i>Aythya marila</i>	●			
21			ビロードキンクロ	<i>Melanitta fusca</i>	●			
22			ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>	●			
23			ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>	●			
24			ウミアイサ	<i>Mergus serrator</i>	●			
25			カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>	●	●
26					カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>	●	
27					ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis</i>	●	
28	ハト目	ハト科	キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>	●	●		
29			アオバト	<i>Treron sieboldii</i>	●	●		
30	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	ハシボソミズナギドリ	<i>Puffinus tenuirostris</i>	●			
31	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>	●			
32	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>	●	●		
33			ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>	●			
34			ササゴイ	<i>Butorides striata</i>	●			
35			アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>	●			
36			アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>	●			
37			ダイサギ	<i>Ardea alba</i>	●			
38			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>	●			
39			コサギ	<i>Egretta garzetta</i>	●			
40			クロサギ	<i>Egretta sacra</i>	●			
41	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>	●			
42			ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>	●	●		
43			バン	<i>Gallinula chloropus</i>	●	●		
44			オオバン	<i>Fulica atra</i>	●			
45	カッコウ目	カッコウ科	ホトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>	●	●		
46			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>	●			
47	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>	●			
48	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>	●			
49			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis</i>	●			

注1) 表中の②、③は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、鳥類の詳細な確認位置が公表されていないため鳥類の確認文献から除外した。

注3) 確認文献④においては、鳥類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.23(2) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	
50	チドリ目	チドリ科	タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>	●		
51			ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	●	●	
52			ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>	●		
53			ダイゼン	<i>Pluvialis squatarola</i>	●		
54			ハジロコチドリ	<i>Charadrius hiaticula</i>	●		
55			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	●		
56			コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>	●	●	
57			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	●	●	
58			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>	●		
59			オオメダイチドリ	<i>Charadrius leschenaultii</i>	●		
60			ミヤコドリ科	ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus</i>	●	
61			セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>	●	
62			シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	●	
63				オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	●	
64				チュウジシギ	<i>Gallinago megala</i>	●	
65				タシギ	<i>Gallinago gallinago</i>	●	
66				オオハシシギ	<i>Limnodromus scolopaceus</i>	●	
67				オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>	●	
68				オオソリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>	●	
69	チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus</i>		●			
70	ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>		●			
71	ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>		●			
72	ツルシギ	<i>Tringa erythropus</i>		●			
73	アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>		●			
74	コアオアシシギ	<i>Tringa stagnatilis</i>		●			
75	アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>		●			
76	クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>		●			
77	タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>		●			
78	キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>		●			
79	ソリハシシギ	<i>Xenus cinereus</i>		●			
80	イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>		●	●		
81	キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres</i>		●			
82	オバシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>		●			
83	コオバシギ	<i>Calidris canutus</i>		●			
84	ミユビシギ	<i>Calidris alba</i>		●			
85	トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>		●			
86	ヨーロッパトウネン	<i>Calidris minuta</i>		●			
87	オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>		●			
88	ヒバリシギ	<i>Calidris subminuta</i>		●			
89	アメリカウズラシギ	<i>Calidris melanotos</i>		●			
90	ウズラシギ	<i>Calidris acuminata</i>		●			
91	サルハマシギ	<i>Calidris ferruginea</i>		●			
92	ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>		●			
93	キリアイ	<i>Limicola falcinellus</i>		●			
94	エリマキシギ	<i>Philomachus pugnax</i>		●			
95	アカエリヒレアシギ	<i>Phalaropus lobatus</i>		●			
96	タマシギ科	タマシギ		<i>Rostratula benghalensis</i>	●	●	
97	ツバメチドリ科	ツバメチドリ		<i>Glareola maldivarum</i>	●		
98	カモメ科	ミツユビカモメ		<i>Rissa tridactyla</i>	●		
99		ユリカモメ		<i>Larus ridibundus</i>	●		
100		ズグロカモメ		<i>Larus saundersi</i>	●		
101		ウミネコ		<i>Larus crassirostris</i>	●		
102		カモメ		<i>Larus canus</i>	●		
103		シロカモメ		<i>Larus hyperboreus</i>	●		
104		セグロカモメ		<i>Larus argentatus</i>	●		
105		オオセグロカモメ		<i>Larus schistisagus</i>	●		
106		コアジサシ		<i>Sterna albifrons</i>	●	●	
107		アジサシ		<i>Sterna hirundo</i>	●		
108		クロハラアジサシ		<i>Chlidonias hybrida</i>	●		
109	ハジロクロハラアジサシ	<i>Chlidonias leucopterus</i>	●				

注1) 表中の②、③は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、鳥類の詳細な確認位置が公表されていないため鳥類の確認文献から除外した。

注3) 確認文献④においては、鳥類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.23(3) 確認種一覧(鳥類)

No.	目名	科名	種名	学名	②	③
110	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	●	
111		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	●	
112			トビ	<i>Milvus migrans</i>	●	●
113			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>	●	
114			ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>	●	
115			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>	●	
116			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	●	
117			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	●	
118			サシバ	<i>Butastur indicus</i>	●	●
119			ノスリ	<i>Buteo buteo</i>	●	
120				クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>	●
121	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	<i>Otus lempiji</i>	●	
122			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>	●	
123			アオバズク	<i>Ninox scutulata</i>	●	●
124			トラフズク	<i>Asio otus</i>	●	
125			コミミズク	<i>Asio flammeus</i>	●	
126	サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	<i>Upupa epops</i>	●	
127	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>	●	●
128			ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>	●	
129	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>	●	
130			コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>	●	●
131			アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>	●	
132			アオゲラ	<i>Picus awokera</i>	●	
133	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>	●	
134			コチョウゲンボウ	<i>Falco columbarius</i>	●	
135			チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>	●	
136			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	●	
137	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>	●	
138		モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>	●	●
139		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>	●	●
140			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>	●	●
141			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>	●	●
142		ツリスガラ科	ツリスガラ	<i>Remiz pendulinus</i>	●	
143		シジュウカラ科	ヤマガラ	<i>Poecile varius</i>	●	●
144			ヒガラ	<i>Periparus ater</i>	●	
145			シジュウカラ	<i>Parus minor</i>	●	●
146		ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>	●	●
147		ツバメ科	ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia</i>	●	
148			ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>	●	●
149			コシアカツバメ	<i>Hirundo daurica</i>	●	●
150			イワツバメ	<i>Delichon dasypus</i>	●	●
151		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>	●	●
152		ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone</i>	●	●
153			ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>	●	●
154		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>	●	●
155		ムシクイ科	メボツムシクイ	<i>Phylloscopus xanthodryas</i>	●	
156			エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>	●	
157	センダイムシクイ		<i>Phylloscopus coronatus</i>	●	●	
158	メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>	●	●	
159	ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>	●	●	
160		コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>	●		
161	セッカ科	セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>	●	●	
162	レンジャク科	キレンジャク	<i>Bombycilla garrulus</i>	●		
163		ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>	●		
164	ミンサザイ科	ミンサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>	●		
165	ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>	●	●	
166		コムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>	●		

注1) 表中の②、③は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、鳥類の詳細な確認位置が公表されていないため鳥類の確認文献から除外した。

注3) 確認文献④においては、鳥類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.23(4) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	
167	スズメ目	ヒタキ科	トラツグミ	<i>Zoothera dauma</i>	●		
168			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>	●		
169			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>	●		
170			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	●		
171			ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>	●		
172			コマドリ	<i>Luscinia akahige</i>	●		
173			ノゴマ	<i>Luscinia calliope</i>	●		
174			ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>	●		
175			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>	●		
176			ノビタキ	<i>Saxicola torquatus</i>	●		
177			イノヒヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>	●		
178			エンビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>	●		
179			サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica</i>	●		
180			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>	●		
181			キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>	●	●	
182			オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>	●	●	
183			イワヒバリ科	カヤクグリ	<i>Prunella rubida</i>	●	
184			スズメ科	ニューナイスズメ	<i>Passer rutilans</i>	●	
185				スズメ	<i>Passer montanus</i>	●	●
186			セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>	●	
187				ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>	●	
188	セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>		●	●		
189	ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>		●			
190	タヒバリ	<i>Anthus rubescens</i>		●			
191	アトリ科	カララヒワ	<i>Chloris sinica</i>	●	●		
192		マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>	●			
193		ベニマシコ	<i>Uragus sibiricus</i>	●			
194		ウソ	<i>Pyrrhula pyrrhula</i>	●			
195		シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>	●			
196		コイカル	<i>Eophona migratoria</i>	●			
197		イカル	<i>Eophona personata</i>	●	●		
198		ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>	●	●	
199	ホオアカ		<i>Emberiza fucata</i>	●			
200	カシラダカ		<i>Emberiza rustica</i>	●			
201	ミヤマホオジロ		<i>Emberiza elegans</i>	●			
202	ノジコ		<i>Emberiza sulphurata</i>	●			
203	アオジ		<i>Emberiza spodocephala</i>	●			
204	クロジ		<i>Emberiza variabilis</i>	●			
205	コジュリン		<i>Emberiza yessoensis</i>	●			
206	オオジュリン		<i>Emberiza schoeniclus</i>	●			
207	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>	●	●	
208	ハト目	ハト科	ドバト	<i>Columba livia</i>	●	●	
	21目	50科	208種		207種	48種	

注1) 表中の②、③は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、鳥類の詳細な確認位置が公表されていないため確認文献から除外した。

注3) 確認文献④においては、鳥類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

③ 爬虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる爬虫類は、表 3.1.24に示すとおり、2目6科10種である。

水田や耕作地を生息環境とするニホンカナヘビやシマヘビ、河川や流れのゆるやかな水路を生息環境とするニホンスッポン等が確認されている。

表 3.1.24 確認種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	③	④
1	カメ目	イシガメ科	クサガメ	<i>Mauremys reevesii</i>			●
2			ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	●		●
3		スッポン科	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>			●
4	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	<i>Plestiodon finitimus</i>			●
5		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>			●
6		ナミヘビ科	ジムグリ	<i>Euprepiophis conspicillatus</i>			●
7			アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>			●
8			シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>			●
9			ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>	●		●
10		クサリヘビ科	ニホンマムシ	<i>Gloydus blomhoffii</i>			●
	2目	6科	10種		2種	0種	10種

注1) 表中の①、③、④は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献②においては、爬虫類の記載なし。

注3) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和3年9月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

④ 両生類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる両生類は、表 3.1.25に示すとおり、2目4科8種である。

雑木林等を生息環境とするニホンアマガエルやアズマヒキガエルや水田、耕作地を生息環境とするアカハライモリやトノサマガエル、ツチガエル等が確認されている。

また、ウシガエルといった外来種も確認されている。

表 3.1.25 確認種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	③	④
1	有尾目	イモリ科	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i>	●		●
2	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	<i>Bufo japonicus formosus</i>			●
3		アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Hyla japonica</i>			●
4		アカガエル科	ニホンアカガエル	<i>Rana japonica</i>			●
5			ウシガエル	<i>Lithobates catesbeianus</i>			●
6			ツチガエル	<i>Glandirana rugosa</i>			●
7			ナゴヤダルマガエル	<i>Pelophylax porosus brevipodus</i>	●		●
8		トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i>			●	
	2目	4科	8種		2種	0種	8種

注1) 表中の①、③、④は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献②においては、両生類の記載なし。

注3) 種名および配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（令和3年9月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

⑤ 魚類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる魚類は、表 3.1.26に示すとおり、8目13科37種である。

水田等を生息環境とするドジョウやナマズ、河川等を生息環境とするアユ、止水域や緩やかな流れを好むモツゴ等が確認されている。

また、ブルーギルやオオクチバス、カムルチーなどの外来種も確認されている。

表 3.1.26 確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	③	④
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	●	
2	コイ目	コイ科	イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>	●	
3			シロヒレタビラ	<i>Acheilognathus tabira tabira</i>	●	●
4			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>		●
5			ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i>	●	
6			ギンブナ	<i>Carassius sp. Carassius langsdorffii</i>	●	
-			フナ類	<i>Carassius subsp.</i>	●	●
7			ソウギョ	<i>Ctenopharyngodon idella</i>	●	●
8			コイ	<i>Cyprinus carpio</i>	●	●
9			タモロコ	<i>Gnathopogon elongatus elongatus</i>	●	●
10			ニゴイ	<i>Hemibarbus barbus</i>		●
-			ニゴイ類	<i>Hemibarbus barbus subsp.</i>	●	
11			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis neglectus</i>		●
12			カワムツ	<i>Nipponocypris temminckii</i>		●
-			カワムツ類	<i>Nipponocypris temminckii subsp.</i>	●	
13			オイカワ	<i>Opsariichthys platypus</i>	●	●
14			ハス	<i>Opsariichthys uncirostris uncirostris</i>	●	
15			ウグイ	<i>Pseudaspius hakonensis</i>	●	●
16			カマツカ	<i>Pseudogobio esocinus</i>	●	●
17			モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>	●	●
18			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	●	
19			スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i>	●	
20	デメモロコ	<i>Squalidus japonicus japonicus</i>	●			
21	ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>		●		
22	ドジョウ科	シマドジョウの一種		<i>Cobitis sp. biwae</i>		●
23			ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>		●
24	フクドジョウ科	ホトケドジョウ	<i>Lefua echigonia</i>		●	
25	ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>		●
26		ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i>	●	●
27	サケ目	アユ科	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>	●	●
28	キュウリウオ目	シラウオ科	シラウオ	<i>Salangichthys microdon</i>	●	
29	ボラ目	ボラ科	ボラ	<i>Mugil cephalus cephalus</i>	●	
30	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	●	●
31	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus macrochirus</i>	●	
32			オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>	●	
33		ハゼ科	マハゼ	<i>Acanthogobius flavimanus</i>	●	
34			クロヨシノボリ	<i>Rhinogobius brunneus</i>		●
35			カワヨシノボリ	<i>Rhinogobius flumineus</i>	●	●
36			ゴクラクハゼ	<i>Rhinogobius similis</i>		●
37		タイワンドジョウ科	カムルチー	<i>Channa argus</i>	●	●
	8目	13科	37種		29種	25種

注1) 表中の③、④は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、魚類の詳細な確認位置が公表されていないため確認文献から除外した。

注3) 確認文献②においては、魚類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト (JAFリスト)」(令和3年10月 鹿児島大学総合研究博物館)に準拠した。

⑥ 昆虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる昆虫類は、表 3.1.27に示すとおり、16目 188科 1,168種である。

対象事業実施想定区域及びその周囲には、水田や畑などの耕作地が多く、東部には樹林地が広がっている。このような環境を反映し、モンキチョウやオオスカシバ等のチョウ目やナミハンミョウやナナホシテントウ等のコウチュウ目が多く確認されている。

また、耕作地等を生息環境とするツユムシやケラ等のバッタ目やホオズキカメムシ等の草地性のカメムシ目も比較的多く確認されている。

対象事業実施想定区域周辺には須美川の河川敷や水田等の水辺環境が多いことから、ハグロトンボやシオカラトンボ等のトンボ目が多く確認されている。

表 3.1.27 確認種一覧（昆虫類）

目名	主な確認種	科数	種数
カゲロウ目(蜉蝣目)	キイロカワカゲロウ、ナミヒラタカゲロウ	4	7
トンボ目(蜻蛉目)	オオアオイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、シオカラトンボ	9	61
ゴキブリ目(網翅目)	ヤマトゴキブリ、モリチャバネゴキブリ	2	3
カマキリ目(蠍螂目)	ハラビロカマキリ、チョウセンカマキリ	1	3
ハサミムシ目(革翅目)	ハマベハサミムシ、オオハサミムシ	2	2
カワゲラ目(セキ翅目)	オオメコナガカワゲラ	2	2
バッタ目(直翅目)	ツユムシ、ヤブキリ、ケラ、マツムシ、トノサマバッタ、ツチイナゴ、トゲヒシバッタ	15	34
ナナフシ目(竹節虫目)	ナナフシモドキ	1	1
カメムシ目(半翅目)	アオバハゴロモ、クマゼミ、ホオズキカメムシ、ナガメ、ヒメアメンボ、マツモムシ	36	130
ヘビトンボ目	ヤマトクロスジヘビトンボ、ヘビトンボ	1	2
アミメカゲロウ目(脈翅目)	アカスジクサカゲロウ、コウスバカゲロウ	4	7
トビケラ目(毛翅目)	ウルマーシマトビケラ、ヒメモントビケラ	8	12
チョウ目(鱗翅目)	ミドリヒョウモン、キアゲハ、モンキチョウ、トビスジヒメナミシヤク、オオスカシバ、スジキリヨトウ	46	644
ハエ目(双翅目)	ヒメガガンボの一種、オオユスリカの一種、コウカアブ、ウシアブ、ナミハナアブ	8	15
コウチュウ目(鞘翅目)	アオゴミムシ、ホソセスジゲンゴロウ、ナミハンミョウ、ヒメコガネ、ナナホシテントウ、ヨモギハムシ	41	226
ハチ目(膜翅目)	クロヤマアリ、オオスズメバチ、オオモンクロクモバチ	8	19
16目	188科 1,168種		

注) 確認文献は表3.1.21の番号①、③及び④である。

⑦ 貝類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる貝類は、表 3.1.28(1)、(2)に示すとおり、15目46科78種である。

水質の良いところを生息環境とするカワニナやヤマトシジミ、水質の悪いところを生息環境とするヒメタニシやサカマキガイ等が確認されている。

また、ムラサキガイといった外来種も確認されている。

表 3.1.28(1) 確認種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	③	④	
1	カサガイ目	ユキノカサガイ科	アオガイ	<i>Nipponacmea schrenckii</i>		●	
2			ツボミガイ	<i>Patelloida conulus</i>	●	●	
3			ヒメコザラ	<i>Patelloida heroldi</i>		●	
4			ウノアシ	<i>Patelloida saccharina lanx</i>		●	
5	古腹足目	ニシキウズガイ科	イシダタミ	<i>Monodonta confusa</i>		●	
6			イボサキゴ	<i>Umbonium moniliferum</i>		●	
7		サザエ科	スガイ	<i>Lunella correensis</i>		●	
8	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ	<i>Clithon retropictum</i>	●	●	
9			ヒロクチカノコガイ	<i>Neripteron sp.</i>	●	●	
10	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>		●	
11			オオタニシ	<i>Heterogen japonica</i>	●	●	
12			ヒメタニシ	<i>Sinotaia histrica</i>		●	
13		ウミナ科	ウミナ	<i>Batillaria multiformis</i>		●	
14			イボウミナ	<i>Batillaria zonalis</i>		●	
15		トゲカワニナ科	タケノコカワニナ	<i>Stenomelania torulosa</i>	●	●	
16		カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>	●	●	
17			カワニナ	<i>Semisulcospira libertina</i>		●	
18		キバウミナ科	フトヘナタリ	<i>Cerithidea moerchii</i>		●	
19			ヘナタリ	<i>Pirenella nipponica</i>		●	
20			カワアイ	<i>Pirenella pupiformis</i>		●	
21		タマキビ科	タマキビ	<i>Littorina brevicula</i>		●	
22		カワザンショウガイ科	カワザンショウガイ	<i>Assiminea japonica</i>	●	●	
23		タマガイ科	ツメタガイ	<i>Glossaulax didyma</i>		●	
24		フトコロガイ科	マルテンスマツムシ	<i>Mitrella martensi</i>		●	
25		ムシロガイ科	アラムシロ	<i>Nassarius festivus</i>		●	
26			キヌボラ	<i>Nassarius japonicus</i>		●	
27			ムシロガイ	<i>Nassarius livescens</i>		●	
28		アッキガイ科	アカニシ	<i>Rapana venosa</i>		●	
29			イボニシ	<i>Reishia clavigera</i>		●	
30		真後鰓目	ブドウガイ科	ブドウガイ	<i>Haminoea japonica</i>		●
31				カイコガイダマシ	<i>Liloa porcellana</i>		●
32			アメフラシ科	アメフラシ	<i>Aplysia kurodai</i>		●
33		汎有肺目	カラマツガイ科	カラマツガイ	<i>Siphonaria japonica</i>		●
34			オカミガイ科	ハマシイノミガイ	<i>Melampus muxeastaneus</i>		●
35			モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	<i>Orientogalba ollula</i>		●
36				モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>		●
37			サカマキガイ科	サカマキガイ	<i>Physella acuta</i>		●
38			ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus spirillus</i>	●	●
39	カワコザラガイ科		カワコザラ	<i>Ferrissia nipponica</i>		●	
40	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイ科	ミカワギセル	<i>Stereophaedusa hickonis mikawa</i>	●	●	
41			ウスバニギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca</i>	●	●	
42		オカチョウジガイ科	トクサオカチョウジガイ	<i>Allopeas javanicum</i>	●		
43		オカモノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ	<i>Neosuccinea horticola</i>	●	●	
44		ナメクジ科	ナメクジ	<i>Meghimatium bilineatum</i>		●	
45		オナジマイマイ科	ヒラマイマイ	<i>Euhadra eoa eoa sp.</i>	●		
46		ミジンマイマイ科	マルナタネガイ	<i>Parazoogenetes orcula</i>		●	
47	キセルガイ科	ナミコギセル	<i>Euphaedusa tau tau</i>		●		

注1) 表中の③、④は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、貝類の詳細な確認位置が公表されていないため確認文献から除外した。

注3) 確認文献②においては貝類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和3年8月 国土交通省)に準拠した。

表 3.1.28(2) 確認種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	③	④
48	フネガイ目	フネガイ科	カリガネエガイ	<i>Barbatia obtusoides</i>		●
49			サルボウ	<i>Scapharca kagoshimensis</i>		●
50	イガイ目	イガイ科	ホトギスガイ	<i>Arcuatula senhousia</i>		●
51			ムラサキイガイ	<i>Mytilus galloprovincialis</i>		●
52			クログチ	<i>Xenostrobus atratus</i>		●
53	ウグイスガイ目	イタボガキ科	マガキ	<i>Magallana gigas</i>		●
54		ハボウキガイ科	タイラギ	<i>Atrina pectinata</i>		●
55	イタヤガイ目	ナミマガシワ科	ナミマガシワ	<i>Anomia chinensis</i>		●
56	イシガイ目	イシガイ科	タガイ	<i>Beringiana japonica</i>		●
57			ドブガイ	<i>Sinanodonta lauta</i>	●	●
58	マルスダレガイ目	フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	<i>Neotrapezium liratum</i>		●
59		シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>	●	●
60			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>	●	●
61			マルスダレガイ科	オキシジミ	<i>Cyclina sinensis</i>	
62		ハマグリ		<i>Meretrix lusoria</i>		●
63		カガミガイ		<i>Phacosoma japonicum</i>		●
64		アサリ		<i>Ruditapes philippinarum</i>		●
65		ニッコウガイ科	テリザクラ	<i>Iridona iridescens</i>		●
66			サギガイ	<i>Rexithaerus sector</i>		●
67			ユウシオガイ	<i>Jitlada culter</i>		●
68			ヒメシラトリ	<i>Macoma incongrua</i>		●
69		シオサザナミ科	オチバガイ	<i>Gari chinensis</i>		●
70			ハザクラ	<i>Gari minor</i>		●
71			アツイソシジミ	<i>Nuttallia obscurata</i>		●
72			イソシジミ	<i>Nuttallia japonica</i>		●
73			マテガイ科	マテガイ	<i>Solen strictus</i>	
74		バカガイ科	バカガイ	<i>Mactra chinensis</i>		●
75			シオフキ	<i>Mactra quadrangularis</i>		●
76		チドリマスオ科	クチバガイ	<i>Coecella chinensis</i>		●
77		異靱帯目	オキナガイ科	ソトオリガイ	<i>Exolaternula liautaudi</i>	
78	オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ	<i>Mya arenaria oonogai</i>		●
	15目	46科	78種		16種	76種

注1) 表中の③、④は表3.1.21の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、貝類の詳細な確認位置が公表されていないため確認文献から除外した。

注3) 確認文献②においては、貝類の記載なし。

注4) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査ための生物リスト」（令和3年8月 国土交通省）に準拠した。

(2) 重要な動物種

確認された種のうち、重要な動物種を抽出した。重要な動物種の選定根拠は表 3.1.29 に、その選定基準は表 3.1.30に示すとおりである。

表 3.1.29 重要な動物種の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号) 「西尾市文化財保護条例」(昭和51年西尾市条例第20号) 「幸田町文化財保護条例」(昭和50年幸田町条例第20号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物(特天)</li> <li>・国指定天然記念物(国天)</li> <li>・愛知県指定天然記念物(県天)</li> <li>・西尾市指定天然記念物(市天)</li> <li>・幸田町指定天然記念物(町天)</li> </ul>
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年法律第75号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際希少野生動植物種(国際)</li> <li>・国内希少野生動植物種(国内)</li> <li>・特定第一種国内希少野生動植物種(特1)</li> <li>・特定第二種国内希少野生動植物種(特2)</li> <li>・緊急指定種(緊急)</li> </ul>
III	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I類(CR+EN)</li> <li>・絶滅危惧I A類(CR)</li> <li>・絶滅危惧I B類(EN)</li> <li>・絶滅危惧II類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・地域個体群(LP)</li> </ul>
IV	「レッドリストあいち2020」 (令和2年3月 愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧I A類(CR)</li> <li>・絶滅危惧I B類(EN)</li> <li>・絶滅危惧II類(VU)</li> <li>・準絶滅危惧(NT)</li> <li>・情報不足(DD)</li> <li>・地域個体群(LP)</li> </ul>
V	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和48年愛知県条例第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>

表 3.1.30 重要な動物種の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物 (県天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	西尾市指定天然記念物 (市天)	貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市の区域内にあり、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市の区域内にあり、市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市の区域内にあり、市にとって学術上価値の高いもの
	幸田町指定天然記念物 (町天)	貝塚、古墳、城跡、旧宅及びその他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、河川、沼沢及びその他の地域で、芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。))で、学術上価値の高いもの
II	国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種 (特1)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種 (特2)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群 (LP)	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
V	指定希少野生動植物種 (希少)	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの

注) 表中のⅠ～Ⅴは表3.1.29の番号と対応する。

① 哺乳類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる哺乳類の重要種は、表 3.1.31に示すとおり、5目5科5種である。

愛知県内は森林環境の変化や市街化が進み、ハタネズミやニホンノウサギなどの生息する記録が低下したまま回復せず、重要種となっている。

表 3.1.31 重要種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	齧歯目	キヌゲネズミ科	ハタネズミ	<i>Microtus montebelli</i>	-	-	-	NT	-
2	兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>	-	-	-	NT	-
3	トガリネズミ形目	モグラ科	アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>	-	-	-	VU	-
4	翼手目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>	-	-	-	NT	-
5	食肉目	イタチ科	ニホンアナグマ	<i>Meles anakuma</i>	-	-	-	DD	-
	5目	5科	5種		0種	0種	0種	5種	0種

注1) 表中の I～V は表3.1.29の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「世界哺乳類標準和名目録」(平成30年6月 日本哺乳類学会)に準拠した。

② 鳥類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる鳥類の重要種は、表 3.1.32に示すとおり、13目22科67種である。

樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する鳥類が該当している。

表 3.1.32 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	キジ目	キジ科	ウズラ	<i>Coturnix japonica</i>	-	-	VU	越:EN	-
2	カモ目	カモ科	ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>	-	-	VU	-	-
3			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>	-	-	DD	繁:NT	-
4			トモエガモ	<i>Anas formosa</i>	-	-	VU	越:VU	-
5			ピロードキンクロ	<i>Melanitta fusca</i>	-	-	-	越:EN	-
6	カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>	-	-	LP	-	-
7	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>	-	-	NT	繁:CR/通:CR	-
8			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>	-	-	NT	-	-
9			クロサギ	<i>Egretta sacra</i>	-	-	-	越:EN	-
10	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>	-	-	-	越:NT	-
11			ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>	-	-	NT	繁:NT/通:NT	-
12			バン	<i>Gallinula chloropus</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-
13	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>	-	-	-	繁:VU/通:NT	-
14	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>	-	-	NT	繁:EN/通:VU	-
15	チドリ目	チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>	-	-	DD	-	-
16			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-
17			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	-	-	VU	繁:VU/越:VU	-
18			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>	-	国際	-	-	-
19			オオメダイチドリ	<i>Charadrius leschenaultii</i>	-	国際	-	-	-
20		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>	-	-	VU	繁:EN/越:VU	-
21		シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>	-	-	-	越:NT	-
22			オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>	-	-	NT	繁:CR/通:VU	-
23			オオハシシギ	<i>Limnodromus scolopaceus</i>	-	-	-	越:EN	-
24			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>	-	-	-	通:EN	-
25			オオツリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>	-	-	VU	通:EN	-
26			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>	-	-	-	越:VU	-
27			ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>	-	国際	VU	通:EN	-
28			ツルシギ	<i>Tringa erythropus</i>	-	-	VU	通:EN	-
29			アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>	-	-	VU	通:VU	-
30			タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>	-	-	VU	通:EN	-
31			オバシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>	-	国際	-	通:VU	-
32			コオバシギ	<i>Calidris canutus</i>	-	国際	-	通:VU	-
33			ミュビシギ	<i>Calidris alba</i>	-	-	-	越:NT	-
34			オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>	-	-	-	通:VU	-
35			ウズラシギ	<i>Calidris acuminata</i>	-	-	-	通:EN	-
36			サルハマシギ	<i>Calidris ferruginea</i>	-	国際	-	-	-
37			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>	-	-	NT	越:VU	-
38			キリアイ	<i>Limicola falcinellus</i>	-	-	-	通:EN	-
39			エリマキシギ	<i>Philomachus pugnax</i>	-	-	-	通:VU	-
40		タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>	-	-	VU	繁:EN/越:EN	-
41		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>	-	-	VU	繁:CR/通:EN	-
42		カモメ科	ズグロカモメ	<i>Larus saundersi</i>	-	-	VU	越:VU	-
43			オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>	-	-	NT	-	-
44			コアシサン	<i>Sterna albifrons</i>	-	-	VU	繁:EN/通:VU	-
45	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>	-	-	NT	繁:NT	-
46		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	-	-	NT	繁:VU/通:NT	-
47			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>	-	国内	EN	繁:CR/越:VU	-
48			ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>	-	-	-	越:EN	-
49			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>	-	-	-	繁:NT	-
50			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>	-	-	NT	-	-
51			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>	-	-	NT	繁:NT/越:NT	-
52			サシバ	<i>Butastur indicus</i>	-	-	VU	繁:EN/通:LP	-
53			クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>	-	国内	EN	繁:EN/越:EN	-
54	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	<i>Otus lempiji</i>	-	-	-	繁:VU/越:NT	-
55			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>	-	-	-	繁:NT/越:NT	-
56			アオバズク	<i>Ninox scutulata</i>	-	-	-	繁:EN/通:VU	-
57			コミズク	<i>Asio flammeus</i>	-	-	-	越:VU	-
58	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>	-	-	-	繁:CR/越:EN	-
59	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	-	国内・国際	VU	繁:VU/越:NT	-
60	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>	-	-	-	繁:NT	-
61		ヒタキ科	アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>	-	-	-	繁:CR	-
62			コマドリ	<i>Luscinia akahige</i>	-	-	-	繁:CR/通:NT	-
63			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>	-	-	-	繁:NT	-
64		セキレイ科	ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>	-	-	-	繁:EX	-
65		ホオジロ科	ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>	-	-	-	繁:CR	-
66			ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>	-	-	NT	繁:EX/通:VU	-
67			コジュリシ	<i>Emberiza vessoensis</i>	-	-	VU	越:VU	-
	13目	22科	67種		0種	9種	34種	58種	0種

注1) 表中のI~Vは表3.1.29の番号と対応する。

注2) IVの指定状況の意味は次のとおりである。越:越冬 繁:繁殖 通:通過

注3) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」(平成24年9月 日本鳥学会)に準拠した。

③ 爬虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる爬虫類の重要種は、表 3.1.33に示すとおり、2目3科3種である。

河川や流れのゆるやかな水路を生息環境とするニホンスッポンや水田や湿地などを生息環境とするヤマカガシ等が重要種として該当している。

表 3.1.33 重要種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	-	-	NT	NT	-
2		スッポン科	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>	-	-	DD	DD	-
3	有鱗目	ナミヘビ科	ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>	-	-	-	DD	-
	2目	3科	3種		0種	0種	2種	3種	0種

注1) 表中のI～Vは表3.1.29の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和3年9月 日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

④ 両生類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる両生類の重要種は、表 3.1.34に示すとおり、2目2科3種である。

水田や耕作地を生息環境とするアカハライモリやトノサマガエル等が重要種として該当している。

表 3.1.34 重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	有尾目	イモリ科	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i>	-	-	NT	NT	-
2	無尾目	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル	<i>Pelophylax porosus brevipodus</i>	-	-	EN	VU	-
3			トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i>	-	-	NT	-	-
	2目	2科	3種		0種	0種	3種	2種	0種

注1) 表中のI～Vは表3.1.29の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」(令和3年9月 日本爬虫両棲類学会)に準拠した。

⑤ 魚類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる魚類の重要種は、表 3.1.35に示すとおり、5目7科15種である。

水田を含む止水域から緩流域を生息環境とするカワバタモロコやドジョウ等が重要種として該当している。

表 3.1.35 重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	-	-	EN	EN	-
2	コイ目	コイ科	イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>	-	-	CR	DD	-
3			シロヒレタビラ	<i>Acheilognathus tabira tabira</i>	-	-	EN	DD	-
4			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>	-	-	VU	NT	-
5			ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i>	-	-	EN	-	-
6			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypris neglectus</i>	市天	国内	EN	EN	-
7			ハス	<i>Opsariichthys uncirostris uncirostris</i>	-	-	VU	-	-
8			スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i>	-	-	VU	-	-
9			デメモロコ	<i>Squalidus japonicus japonicus</i>	-	-	VU	CR	-
10			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	-	-	NT	CR	-
11				ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	-	-	NT
12		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	<i>Leftia echigonia</i>	-	-	EN	EN	-
13	ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>	県天	-	EN	CR	-
14	キュウリウオ目	シラウオ科	シラウオ	<i>Salangichthys microdon</i>	-	-	-	VU	-
15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	-	-	VU	VU	-
	5目	7科		15種	2種	1種	14種	12種	0種

注1) 表中のI～Vは表3.1.29の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト（JAFリスト）」（令和3年10月 鹿児島大学総合研究博物館）に準拠した。

注3) ゲンゴロウブナ、ハス及びスゴモロコについては、愛知県内において移入個体（国内外来種）の疑いがある。

⑥ 昆虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる昆虫類の重要種は、表 3.1.36に示すとおり、6目27科42種である。

樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する種が該当している。

表 3.1.36 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	
1	トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	ベニイトトンボ	<i>Ceragrion nipponicum</i>	-	-	NT	VU	-	
2			モートンイトトンボ	<i>Mortonagrion selenion</i>	-	-	NT	NT	-	
3		モノサシトンボ科	グンバイトンボ	<i>Platycnemis foliacea sasakii</i>	-	-	NT	EN	-	
4		カワトンボ科	アオハダトンボ	<i>Calopteryx japonica</i>	-	-	NT	-	-	
5		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	<i>Aeschnophebia anisoptera</i>	-	-	NT	NT	-	
6			アオヤンマ	<i>Aeschnophebia longistigma</i>	-	-	NT	EN	-	
7		サナエトンボ科	キイロサナエ	<i>Asiagomphus pryeri</i>	-	-	NT	NT	-	
8			タバサナエ	<i>Trigomphus citimus tabei</i>	-	-	NT	-	-	
9		エソトンボ科	トラフトンボ	<i>Epithea marginata</i>	-	-	-	NT	-	
10			キイロヤマトンボ	<i>Macromia daimoji</i>	-	-	NT	NT	-	
11		トンボ科	ベッコウトンボ	<i>Libellula angelina</i>	-	国内	CR	CR	-	
12			キトンボ	<i>Sympetrum croceolum</i>	-	-	-	EN	-	
13			ノシメトンボ	<i>Sympetrum infuscatum</i>	-	-	-	NT	-	
14			オオキトンボ	<i>Sympetrum uniforme</i>	-	-	EN	CR	-	
15	ナナフシ目(竹節虫目)	ナナフシ科	ナナフシ	<i>Phraortes elongatus</i>	-	-	-	DD	-	
16	カメムシ目(半翅目)	アメンボ科	オオアメンボ	<i>Aquarius elongatus</i>	-	-	-	NT	-	
17			エサキアメンボ	<i>Limnoporus esakii</i>	-	-	NT	NT	-	
18			タガメ	<i>Kirkaldyia deyrolli</i>	-	国内/特2	VU	EN	-	
19		タイコウチ科	タイコウチ	<i>Laccotrepes japonensis</i>	-	-	-	DD	-	
20			ヒメタイコウチ	<i>Nepa hoffmanni</i>	県天	-	-	NT	-	
21			ミズカマキリ	<i>Ranatra chinensis</i>	-	-	-	DD	-	
22		ナベブタムシ科	ナベブタムシ	<i>Aphelocheirus vittatus</i>	-	-	-	NT	-	
23		チョウ目(鱗翅目)	セセリチョウ科	ホソバセセリ	<i>Isonon lamprospilus lamprospilus</i>	-	-	-	NT	-
24			シジミチョウ科	オオミドリシジミ	<i>Favonius orientalis</i>	-	-	-	NT	-
25			タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン	<i>Argyrogonome laodice japonica</i>	-	-	VU	VU	-
26	シロチョウ科		ツマグロキチョウ	<i>Eurema laeta betheseba</i>	-	-	EN	NT	-	
27	ボクトウガ科		ハイイロボクトウ	<i>Phragmataecia castaneae</i>	-	-	NT	-	-	
28	シャクガ科		クワトゲエダシャク	<i>Apochima excavata</i>	-	-	NT	-	-	
29	ヒトリガ科		シロホソバ	<i>Eilema degenerella</i>	-	-	NT	-	-	
30	ヤガ科		ヤネホソバ	<i>Eilema fuscodorsalis</i>	-	-	NT	-	-	
31			ガマヨトウ	<i>Capsula aerata</i>	-	-	VU	-	-	
32			キンタアツバ	<i>Hypena claripennis</i>	-	-	NT	-	-	
33			マダラエグリバ	<i>Plusiodonta casta</i>	-	-	VU	-	-	
34	コウチュウ目(鞘翅目)	オサムシ科	キバネキバナガミズギワゴミムシ	<i>Cilleus aestuarii</i>	-	-	VU	NT	-	
35		ミズスマシ科	オオミズスマシ	<i>Dineutus orientalis</i>	-	-	NT	NT	-	
36			コミズスマシ	<i>Gyrinus curtus</i>	-	-	EN	EN	-	
37			ミズスマシ	<i>Gyrinus japonicus</i>	-	-	VU	EN	-	
38		コツブゲンゴロウ科	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	<i>Canthydrus politus</i>	-	-	VU	NT	-	
39		ホソガムシ科	ホソガムシ	<i>Hydrochus aequalis</i>	-	-	EN	-	-	
40		シデムシ科	ヤマトモンシデムシ	<i>Nicrophorus japonicus</i>	-	-	NT	VU	-	
41	コマツキムシ科	ジュウジマメコマツキ	<i>Fleutiauxellus cruciatus</i>	-	-	-	NT	-		
42	ハチ目(膜翅目)	セイボウ科	オオセイボウ	<i>Silbum cyanurum</i>	-	-	DD	-	-	
	6目	27科		42種	1種	2種	30種	31種	0種	

注1) 表中のI～Vは表3.1.29の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和3年8月 国土交通省)に準拠した。

⑦ 貝類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる貝類の重要種は、表 3.1.37に示すとおり、10目26科35種である。

陸産貝類が数種類該当するほか、水田等の浅い湛水を生息環境とする種が該当している。

表 3.1.37 重要種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	
1	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ツボミガイ	<i>Patelloida conulus</i>	-	-	NT	-	-	
2	古腹足目	ニシキウズガイ科	イボサキゴ	<i>Umbonium moniliferum</i>	-	-	NT	EN	-	
3	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	ヒロクチカノコガイ	<i>Neripteron</i> sp.	-	-	NT	-	-	
4	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>	-	-	VU	NT	-	
5			オオタニシ	<i>Heterogen japonica</i>	-	-	NT	-	-	
6		ウミナナ科	ウミナナ	<i>Batillaria multiformis</i>	-	-	NT	NT	-	
7			イボウミナナ	<i>Batillaria zonalis</i>	-	-	VU	CR	-	
8			タケノコカワニナ	<i>Stenomelania torulosa</i>	-	-	VU	EX	-	
9		カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>	-	-	NT	NT	-	
10		キバウミナナ科	フトヘナタリ	<i>Cerithidea moerchii</i>	-	-	NT	NT	-	
11			ヘナタリ	<i>Pirenella nipponica</i>	-	-	NT	NT	-	
12			カワアイ	<i>Pirenella pupiformis</i>	-	-	VU	CR	-	
13		カワザンショウガイ科	カワザンショウガイ	<i>Assininea japonica</i>	-	-	-	DD	-	
14		フトコロガイ科	マルテンスマツムシ	<i>Mitrella martensi</i>	-	-	CR+EN	EX	-	
15		ムシロガイ科	キヌボラ	<i>Nassarius japonicus</i>	-	-	-	NT	-	
16			ムシロガイ	<i>Nassarius livescens</i>	-	-	NT	NT	-	
17		汎有肺目	オカミガイ科	ハマシイノミガイ	<i>Melampus muxeastaneus</i>	-	-	-	DD	-
18			モノアラガイ科	モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>	-	-	NT	DD	-
19			ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus spirillus</i>	-	-	DD	NT	-
20	カワコザラガイ科		カワコザラ	<i>Ferrissia nipponica</i>	-	-	CR	-	-	
21	マイマイ目（柄眼目）	キセルガイ科	ミカワギセル	<i>Stereophaedusa hickonis mikawa</i>	県天	-	NT	NT	-	
22	ウグイスガイ目	ハボウキガイ科	タイラギ	<i>Atrina pectinata</i>	-	-	NT	NT	-	
23	マルスダレガイ目	フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ	<i>Neotrapezium liratum</i>	-	-	NT	-	-	
24		シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>	-	-	NT	-	-	
25			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>	-	-	VU	DD	-	
26		マルスダレガイ科	ハマグリ	<i>Meretrix lusoria</i>	-	-	VU	NT	-	
27		ニッコウガイ科	テリザクラ	<i>Iridona iridescens</i>	-	-	VU	EX	-	
28			サギガイ	<i>Rexithaerus sector</i>	-	-	NT	VU	-	
29			ユウシオガイ	<i>Jitlada culter</i>	-	-	NT	NT	-	
30		シオサザナミ科	オチバガイ	<i>Gari chinensis</i>	-	-	NT	VU	-	
31			ハザクラ	<i>Gari minor</i>	-	-	NT	DD	-	
32		マテガイ科	マテガイ	<i>Solen strictus</i>	-	-	-	NT	-	
33		チドリマスオ科	クチバガイ	<i>Coecella chinensis</i>	-	-	NT	-	-	
34		異靱帯目	オキナガイ科	ソトオリガイ	<i>Exolaternula liautaudi</i>	-	-	-	NT	-
35		オオノガイ目	オオノガイ科	オオノガイ	<i>Mya arenaria oonogai</i>	-	-	NT	NT	-
	10目	26科	35種		1種	0種	30種	28種	0種	

注1) 表中のI～Vは表3.1.29の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査ための生物リスト」（令和3年8月 国土交通省）に準拠した。

### 3.1.8.2 植物

#### (1) 植物相の概要

「令和2年版 環境白書」(令和2年12月 愛知県)によると、愛知県の気候は一般に温暖で、夏季多雨、冬季小雨型となっている。このような気候の影響を受け、植物区分は奥三河山地の一部が温帯に属するほかは、暖帯に属している。

植生は、潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などとしてわずかに残っているにすぎない。一方、丘陵から山地部の多くの部分は、スギ及びヒノキを中心とした人工林となっており、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林(二次林)地域が見られる。

対象事業実施想定区域及びその周囲の植生図は、図 3.1.20に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の一部はアカメガシワ・カラスザンショウ群落となっている。また、対象事業実施想定区域東側には路傍・空地雑草群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林が、南側にはケネザサーコナラ群落及び竹林が隣接している。

対象事業実施想定区域の周囲は畑雑草群落や水田雑草群落、緑の多い住宅地が多く分布し、北西側には市街地が広がっているほか、北東側から南東側にかけてはコナラ群落で構成された山地が分布している。山地には竹林が点在しており、ふもとは果樹園等が広がっている。

対象事業実施想定区域西側及び北側には、河川が流れておりツルヨシ群集やオギ群集等の河川植生も見られる。また、対象事業実施想定区域及びその周囲の植物の状況については、表 3.1.38に示す既存文献により整理した。

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる植物は、表 3.1.39に示すとおり、159科1,382種である。

シデコブシやミカワシオガマ等の「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種が複数種確認されている。

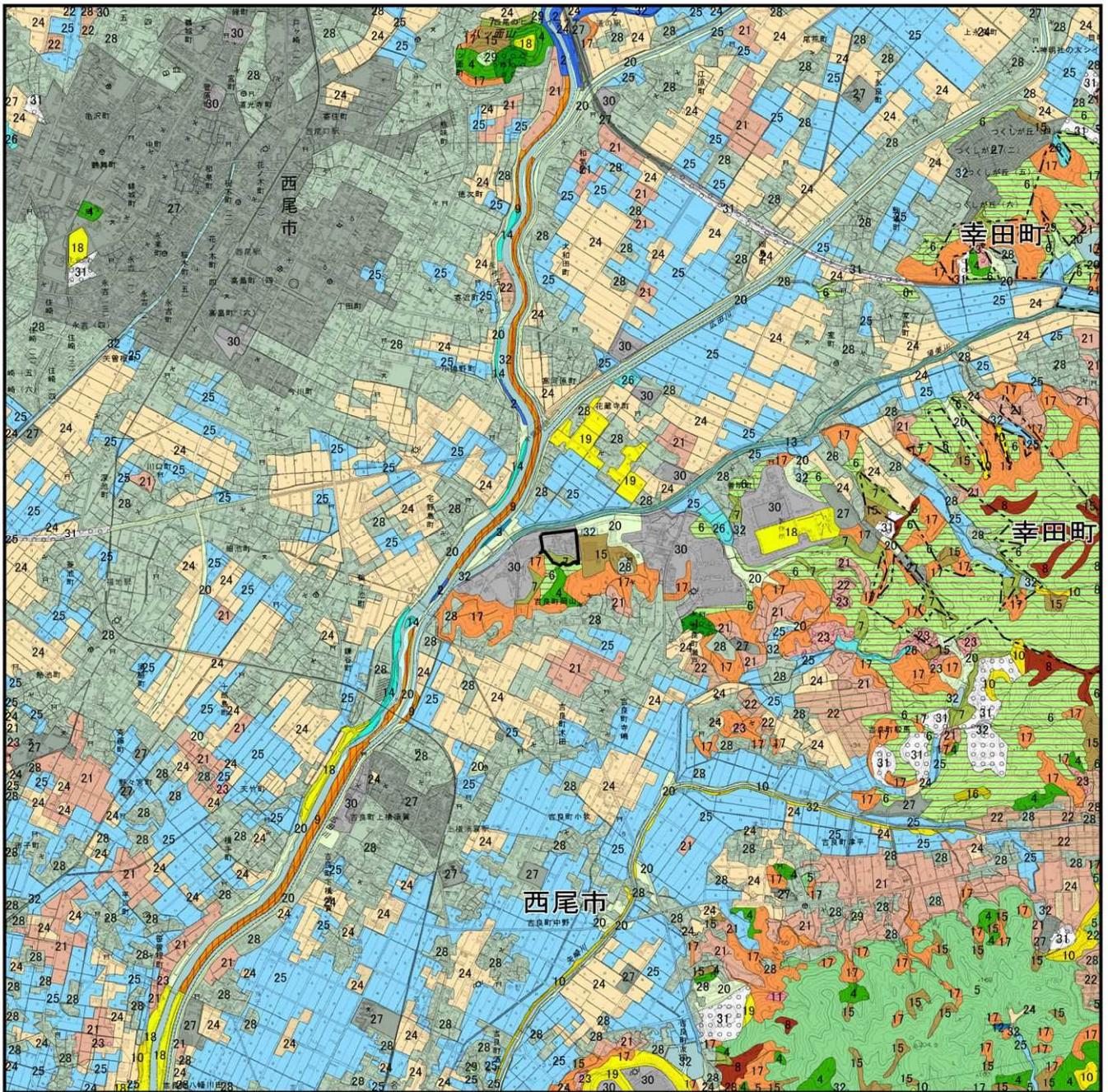
表 3.1.38 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
①	「レッドデータブックあいち 2020」 (令和2年3月 愛知県)	対象事業実施想定区域を含むメッシュ内で確認されている種
②	「西尾市史史料4 西尾市の生物 植物」 (昭和43年3月 西尾市史編纂委員会)	西尾市野生植物目録に掲載されている種

表 3.1.39 植物確認種数

分類群名			科数	種数	①	②	
門和名	亜門和名	綱和名					
シダ植物門		ヒカゲノカズラ綱	2	6	0	6	
		大葉シダ綱	20	95	6	90	
種子植物門	裸子植物亜門	-	12	36	3	35	
		被子植物亜門	単子葉類	29	388	26	378
			真正双子葉類	96	857	39	834
合計			159	1,382	74	1,343	

注) 表中の①、②は表3.1.38の番号と対応する。

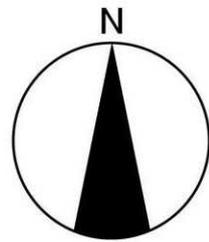


凡例

○ 対象事業実施想定区域

----- 市町境

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1 カナメモチーコジイ群集       | 17 竹林                |
| 2 ヤナギ高木群落 (VI)      | 18 ゴルフ場・芝地           |
| 3 ヤナギ低木群落 (VI)      | 19 牧草地               |
| 4 シイ・カン二次林          | 20 路傍・空地雑草群落         |
| 5 コナラ群落 (VII)       | 21 果樹園               |
| 6 ケネザサ・コナラ群集        | 22 茶畑                |
| 7 アカメガシワ・カラスザンショウ群落 | 23 常緑果樹園             |
| 8 モチツツジ・アカマツ群集      | 24 畑雑草群落             |
| 9 メダケ群落             | 25 水田雑草群落            |
| 10 ススキ群 (VII)       | 26 放棄水田雑草群落          |
| 11 伐採跡地群落 (VII)     | 27 市街地               |
| 12 ヨシクラス            | 28 緑の多い住宅地           |
| 13 ツルヨシ群集           | 29 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 14 オギ群集             | 30 工場地帯              |
| 15 スギ・ヒノキ・サワラ植林     | 31 造成地               |
| 16 その他植林 (常緑広葉樹)    | 32 開放水域              |



1:40,000



出典：「第6、7回自然環境保全基礎調査」（環境省生物多様性センターホームページ）  
この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.1.20 現存植生図

(2) 重要な植物種

確認された種のうち、重要な植物種を抽出した。重要な植物種の選定根拠は表 3.1.40 に、その選定基準は表 3.1.41に示すとおりである。

表 3.1.40 重要な植物種の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」 「愛知県文化財保護条例」 「西尾市文化財保護条例」 「幸田町文化財保護条例」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別天然記念物（特天）</li> <li>・国指定天然記念物（国天）</li> <li>・愛知県指定天然記念物（県天）</li> <li>・西尾市指定天然記念物（市天）</li> <li>・幸田町指定天然記念物（町天）</li> </ul>
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際希少野生動植物種（国際）</li> <li>・国内希少野生動植物種（国内）</li> <li>・特定第一種国内希少野生動植物種（特1）</li> <li>・特定第二種国内希少野生動植物種（特2）</li> <li>・緊急指定種（緊急）</li> </ul>
III	「環境省レッドリスト 2020」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）</li> <li>・絶滅危惧ⅠA類（CR）</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類（EN）</li> <li>・絶滅危惧Ⅱ類（VU）</li> <li>・準絶滅危惧（NT）</li> <li>・情報不足（DD）</li> <li>・地域個体群（LP）</li> </ul>
IV	「レッドリストあいち 2020」 (令和2年3月 愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅危惧ⅠA類（CR）</li> <li>・絶滅危惧ⅠB類（EN）</li> <li>・絶滅危惧Ⅱ類（VU）</li> <li>・準絶滅危惧（NT）</li> <li>・情報不足（DD）</li> <li>・地域個体群（LP）</li> </ul>
V	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定希少野生動植物種</li> </ul>

表 3.1.41 重要な植物種の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物 (県天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	西尾市指定天然記念物 (市天)	貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市の区域内にあり、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市の区域内にあり、市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で市の区域内にあり、市にとって学術上価値の高いもの
II	幸田町指定天然記念物 (町天)	貝塚、古墳、城跡、旧宅及びその他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、河川、沼沢及びその他の地域で、芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。))で、学術上価値の高いもの
	国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。))であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種 (特1)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種 (特2)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
III	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
	絶滅危惧I類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧I A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧I B類 (EN)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
IV	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
	絶滅危惧I A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧I B類 (EN)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
V	地域個体群 (LP)	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
	指定希少野生動植物種 (希少)	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの

注) 表中のI～Vは表3.1.40の番号と対応する。

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる植物の重要種は、表 3.1.42 (1)、(2) に示すとおり、49科133種である。

動物種と同様、樹林地や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生育する植物種が該当している。

表 3.1.42(1) 重要種一覧 (植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V	
1	マツバラ科	マツバラ	<i>Psilotum nudum</i>	-	-	NT	VU	-	
2	デンジソウ科	デンジソウ	<i>Marsilea quadrifolia</i>	-	-	VU	CR	-	
3	サンショウモ科	オオアカウキクサ	<i>Azolla japonica</i>	-	-	EN	CR	-	
4		アカウキクサ	<i>Azolla pinnata ssp.asiatica</i>	-	-	EN	CR	-	
5		サンショウモ	<i>Salvinia natans</i>	-	-	VU	CR	-	
6	キジノオシダ科	ヤマソテツ	<i>Plagiogyria matsumureana</i>	-	-	-	VU	-	
7	メシダ科	ニセコクモウクジャク	<i>Diplazium conterminum</i>	-	-	-	EN	-	
8		コクモウクジャク	<i>Diplazium virescens</i>	-	-	-	VU	-	
9	ヒノキ科	ハイネズ	<i>Juniperus conferta</i>	-	-	-	VU	-	
10		ネズ	<i>Juniperus rigida</i>	-	-	-	NT	-	
11	モクレン科	シデコブシ	<i>Magnolia stellata</i>	-	-	NT	VU	-	
12	クスノキ科	ニッケイ	<i>Cinnamomum sieboldii</i>	-	-	NT	-	-	
13	チシマゼキショウ科	イワショウブ	<i>Triantha japonica</i>	-	-	-	VU	-	
14	オモダカ科	アギナシ	<i>Sagittaria aginashi</i>	-	-	NT	-	-	
15		オモダカ	<i>Sagittaria trifolia</i>	-	-	-	-	-	
16	トチカガミ科	マルミスブタ	<i>Blyxa aubertii</i>	-	-	VU	VU	-	
17		スブタ	<i>Blyxa echinosperma</i>	-	-	VU	CR	-	
18		ヤナギスブタ	<i>Blyxa japonica</i>	-	-	-	NT	-	
19		トチカガミ	<i>Hydrocharis dubia</i>	-	-	NT	EN	-	
20		イトトリゲモ	<i>Najas gracillima</i>	-	-	NT	NT	-	
21		イバラモ	<i>Najas marina</i>	-	-	-	CR	-	
22		トリゲモ	<i>Najas minor</i>	-	-	VU	-	-	
23		オオトリゲモ	<i>Najas oguraensis</i>	-	-	-	NT	-	
24		ミズオオバコ	<i>Ottelia alismoides</i>	-	-	VU	-	-	
25		シバナ科	シバナ	<i>Triglochin asiatica</i>	-	-	NT	NT	-
26	ヒルムシロ科	イトモ	<i>Potamogeton bertholdii</i>	-	-	NT	NT	-	
27		コバノヒルムシロ	<i>Potamogeton cristatus</i>	-	-	VU	-	-	
28		ヒルムシロ	<i>Potamogeton distinctus</i>	-	-	-	NT	-	
29		ツツイトモ	<i>Potamogeton pusillus</i>	-	-	VU	-	-	
30		リュウノヒゲモ	<i>Stuckenia pectinata</i>	-	-	NT	-	-	
31		イトクズモ	<i>Zannichellia palustris</i>	-	-	VU	CR	-	
32	カワツルモ科	カワツルモ	<i>Ruppia maritima</i>	-	-	NT	NT	-	
33	ラン科	キンラン	<i>Cephalanthera falcata</i>	-	-	VU	NT	-	
34		サワラン	<i>Eleocharis japonica</i>	-	-	-	CR	-	
35		アキザキヤツシロラン	<i>Gastrodia confusa</i>	-	-	-	VU	-	
36		シュスラン	<i>Goodyera velutina</i>	-	-	-	VU	-	
37		ミズトンボ	<i>Habenaria sagittifera</i>	-	-	VU	VU	-	
38		サギソウ	<i>Pecteilis radiata</i>	-	-	NT	VU	-	
39		トキノウ	<i>Pogonia japonica</i>	-	-	NT	EN	-	
40		ヤマトキノウ	<i>Pogonia minor</i>	-	-	-	VU	-	
41		アヤメ科	カキツバタ	<i>Iris laevigata</i>	-	-	NT	VU	-
42	ガマ科	ナガエミクリ	<i>Sparganium japonicum</i>	-	-	NT	-	-	
43	カヤツリグサ科	イトテンツキ	<i>Bulbostylis densa var.capitata</i>	-	-	NT	NT	-	
44		キノクニスゲ	<i>Carex matsumurae</i>	-	-	NT	NT	-	
45		ヤブスゲ	<i>Carex rochebrunii</i>	-	-	-	EN	-	
46		センダイスゲ	<i>Carex sendaica</i>	-	-	-	VU	-	
47		ミズハナビ	<i>Cyperus tenuispica</i>	-	-	-	VU	-	
48		チャボイ	<i>Eleocharis parvula</i>	-	-	VU	-	-	
49		セイタカハリイ	<i>Eleocharis attenuata</i>	-	-	-	VU	-	
50		オオテンツキ	<i>Fimbristylis longispica</i>	-	-	-	CR	-	
51		シズイ	<i>Schoenoplectus nipponicus</i>	-	-	-	EN	-	
52		ノグサ	<i>Schoenus apogon</i>	-	-	-	EN	-	
53		コシシユガヤ	<i>Scleria parvula</i>	-	-	-	VU	-	
54		イネ科	ヒメコヌカグサ	<i>Agrostis valvata</i>	-	-	NT	-	-
55			コゴメカゼクサ	<i>Eragrostis japonica</i>	-	-	-	VU	-
56	ウンヌケモドキ		<i>Eulalia quadrinervis</i>	-	-	NT	VU	-	
57	ウンヌケ		<i>Eulalia speciosa</i>	-	-	VU	NT	-	
58	カモノハシ		<i>Ischaemum aristatum var.crassipes</i>	-	-	-	VU	-	
59	ヨコハマダケ		<i>Pleioblastus matsunoi</i>	-	-	-	VU	-	
60	ウキシバ		<i>Pseudoraphis sordida</i>	-	-	-	NT	-	
61	ハマエノコロ		<i>Setaria viridis var.pachystachys</i>	-	-	-	NT	-	
62	ムラサキハマエノコロ		<i>Setaria viridis var.pachystachys f.rufescens</i>	-	-	-	NT	-	
63	オニシバ		<i>Zoysia macrostachya</i>	-	-	-	NT	-	
64	メギ科	ヘビノボラズ	<i>Berberis sieboldii</i>	-	-	-	NT	-	
65		イカリソウ	<i>Epimedium grandiflorum</i>	-	-	-	VU	-	
66	タコノアシ科	タコノアシ	<i>Penthorum chinense</i>	-	-	NT	NT	-	

注1) 表中の I ~ V は表3.1.40の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和3年8月 国土交通省)に準拠した。

注3) ムラサキハマエノコロについては、ハマエノコロの品種として選定した。

表 3.1.42(2) 重要種一覧 (植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V
67	アリトウグサ科	オグラノフサモ	<i>Myriophyllum oguraense</i>	-	-	VU	CR	-
68		タチモ	<i>Myriophyllum ussuriense</i>	-	-	NT	NT	-
69	マメ科	シバハギ	<i>Desmodium heterocarpon</i>	-	-	-	CR	-
70		サイカチ	<i>Gleditsia japonica</i>	-	-	-	VU	-
71		イヌハギ	<i>Lespedeza tomentosa</i>	-	-	VU	VU	-
72		ヨツバハギ	<i>Vicia nipponica</i>	-	-	-	VU	-
73	イラクサ科	トキホコリ	<i>Elatostema densiflorum</i>	-	-	-	VU	-
74	バラ科	カワラサイコ	<i>Potentilla chinensis</i>	-	-	-	VU	-
75		マメナシ	<i>Pyrus calleryana</i>	-	-	EN	CR	-
76	カバノキ科	サクラバハンノキ	<i>Alnus trabeculosa</i>	-	-	NT	-	-
77	トウダイグサ科	イワタイゲキ	<i>Euphorbia jolkinii</i>	-	-	-	VU	-
78	ヤナギ科	キヌヤナギ	<i>Salix schwerinii</i> 'Kinuyanagi'	-	-	-	NT	-
79	オトギリソウ科	アゼオトギリ	<i>Hypericum oliganthum</i>	-	-	EN	EN	-
80	ミノハギ科	ヒメミノハギ	<i>Ammannia multiflora</i>	-	-	-	NT	-
81		ミズマツバ	<i>Rotala mexicana</i>	-	-	VU	-	-
82		ミズキカシグサ	<i>Rotala rosea</i>	-	-	VU	VU	-
83		ヒメビシ	<i>Trapa incisa</i>	-	-	VU	EN	-
84	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	<i>Ludwigia epilobioides</i> ssp. <i>greatrexii</i>	-	-	NT	-	-
85	ミカン科	タチバナ	<i>Citrus tachibana</i>	-	-	NT	EN	-
86	アオイ科	ハマボウ	<i>Hibiscus hamabo</i>	-	-	-	VU	-
87	アブラナ科	ミズタガラシ	<i>Cardamine lyrata</i>	-	-	-	NT	-
88		コイヌガラシ	<i>Rorippa cantoniensis</i>	-	-	NT	-	-
89	イソマツ科	ハマサジ	<i>Limonium tetragonum</i>	-	-	NT	NT	-
90	タデ科	ナガバヤノネグサ	<i>Persicaria brevirostrata</i>	-	-	-	EN	-
91		サイコクヌカボ	<i>Persicaria foliosa</i> var. <i>nikaii</i>	-	-	VU	NT	-
92		ヤナギヌカボ	<i>Persicaria foliosa</i> var. <i>paludicola</i>	-	-	VU	-	-
93		ナガバノウナギツカミ	<i>Persicaria hastatosagittata</i>	-	-	NT	NT	-
94		シロバナナガバノウナギツカミ	<i>Persicaria hastatosagittata</i> f. <i>albiflora</i>	-	-	NT	NT	-
95		コヌカボタデ	<i>Persicaria taquetii</i>	-	-	VU	VU	-
96		ヌカボタデ	<i>Persicaria taquetii</i> f. <i>mintula</i>	-	-	VU	VU	-
97		オオミゾソバ	<i>Persicaria thunbergii</i> var. <i>stoloniferum</i>	-	-	-	NT	-
98	モウセンゴケ科	イシモチソウ	<i>Drosera peltata</i> var. <i>nipponica</i>	-	-	NT	EN	-
99	ヒコ科	ハマアカザ	<i>Atriplex subcordata</i>	-	-	-	VU	-
100		イソホウキギ	<i>Bassia scoparia</i> f. <i>littorea</i>	-	-	-	NT	-
101		カワラアカザ	<i>Chenopodium acuminatum</i> var. <i>vachelii</i>	-	-	-	NT	-
102	リンドウ科	コケリンドウ	<i>Gentiana squarrosa</i>	-	-	-	VU	-
103		ムラサキセンブリ	<i>Swertia pseudochinensis</i>	-	-	NT	VU	-
104		イヌセンブリ	<i>Swertia tosaensis</i>	-	-	VU	NT	-
105	キョウチクトウ科	スズサイコ	<i>Vincetoxicum pycnostelma</i>	-	-	NT	-	-
106	オオバコ科	オオアブノメ	<i>Gratiola japonica</i>	-	-	VU	VU	-
107		トウオオバコ	<i>Plantago japonica</i>	-	-	-	EN	-
108		イヌノフグリ	<i>Veronica polita</i>	-	-	VU	-	-
109		カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>	-	-	NT	-	-
110	アゼナ科	ヒロハスズメトウガラシ	<i>Bonnaya verbenifolia</i>	-	-	-	EN	-
111	シソ科	タチキランソウ	<i>Ajuga makinoi</i>	-	-	NT	-	-
112		シロネ	<i>Lycopus lucidus</i>	-	-	-	NT	-
113		ヤマジソ	<i>Mosla japonica</i>	-	-	NT	VU	-
114		ミズトラノオ	<i>Pogostemon yatabeanus</i>	-	-	VU	VU	-
115		ミゾコウジュ	<i>Salvia plebeia</i>	-	-	NT	-	-
116		コナミキ	<i>Scutellaria guillelmii</i>	-	-	VU	EN	-
117		イブキジャコウソウ	<i>Thymus quinquecostatus</i> var. <i>ibukiensis</i>	-	-	-	CR	-
118	ハマウツボ科	ミカワシオガマ	<i>Pedicularis resupinata</i> ssp. <i>oppositifolia</i> var. <i>microphylla</i>	-	-	VU	EN	-
119	タヌキモ科	ノタヌキモ	<i>Utricularia aurea</i>	-	-	VU	VU	-
120		イヌタヌキモ	<i>Utricularia australis</i>	-	-	NT	-	-
121		タヌキモ	<i>Utricularia x japonica</i>	-	-	NT	-	-
122		ムラサキミカキグサ	<i>Utricularia uliginosa</i>	-	-	NT	NT	-
123	キキョウ科	キキョウ	<i>Platycodon grandiflorus</i>	-	-	VU	VU	-
124	キク科	ヒメシオン	<i>Aster fastigiatus</i>	-	-	-	VU	-
125		フジバカマ	<i>Eupatorium japonicum</i>	-	-	NT	EN	-
126		サケバヒヨドリ	<i>Eupatorium laciniatum</i>	-	-	-	NT	-
127		ミズギク	<i>Inula ciliaris</i> var. <i>ciliaris</i>	-	-	-	NT	-
128		ツクシメナモミ	<i>Sigesbeckia orientalis</i>	-	-	-	VU	-
129		ウラギク	<i>Tripolium pannonicum</i>	-	-	NT	-	-
130		オナモミ	<i>Xanthium strumarium</i> ssp. <i>sibiricum</i>	-	-	VU	CR	-
131	セリ科	アシタバ	<i>Angelica keiskei</i>	-	-	-	NT	-
132		ミシマサイコ	<i>Bupleurum falcatum</i>	-	-	VU	EN	-
133	スイカズラ科	マツムシソウ	<i>Scabiosa japonica</i>	-	-	-	NT	-
	49科		133種	0種	0種	76種	108種	0種

注1) 表中のI~Vは表3.1.40の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和3年8月 国土交通省)に準拠した。

注3) シロバナナガバノウナギツカミについては、ナガバノウナギツカミの品種として選定した。

注4) コヌカボタデについては、ヌカボタデの品種として選定した。

また、重要な植物として、対象事業実施想定区域及びその周囲の指定文化財となっている植物及び巨樹・巨木林の分布状況は表 3.1.43及び表 3.1.44に、その位置は図 3.1.21及び図 3.1.22に示すとおりである。

重要な植物としては、神明社の大シイや西林寺の大椎等があげられるが、対象事業実施想定区域内には指定文化財となっている植物や巨樹・巨木林は分布していない。

表 3.1.43 重要な植物の分布状況（指定文化財）

番号	樹種	樹高(m)	幹周(m)	樹齢	所在地	備考
1	神明社の大シイ	8	20 (根周り)	約 1,000 年	西尾市上永良町 (神明社)	天然記念物(国)
2	下永良のバクチノキ	—	—	—	西尾市下永良町	天然記念物(市)
3	慶昌寺のイブキ	—	—	—	西尾市花蔵寺町 (慶昌寺)	天然記念物(市)
4	聖運寺のイブキ	—	—	—	西尾市中町(聖運寺)	天然記念物(市)
5	西林寺の大椎	10	5.7 (根周り)	—	西尾市吉良町瀬戸 (西林寺)	天然記念物(市)
6	観音寺の江戸彼岸	10	—	—	西尾市吉良町津平 (観音寺)	天然記念物(市)

注) 表中の番号は、図 3.1.21の番号に対応する。

出典：「文化財」(西尾市ホームページ)

「巨樹・巨木林調査(第6回)愛知県」(生物多様性センターホームページ)

「巨樹・巨木林調査データベース」(生物多様性センターホームページ)

表 3.1.44 重要な植物の分布状況（巨樹・巨木林）

番号	樹種	樹高(m)	樹幹(cm)	樹齢	所在地
1	アベマキ	18	388	—	西尾市岡島町竜宮池 鍛神明社
2	ツブラジイ	10	374	—	西尾市岡島町竜宮池 鍛神明社
3	ムクノキ	15	330	—	西尾市錦城町 八幡社
4	クロマツ	17	400	—	西尾市市子町大宮西 神明社
5	クロマツ	27	320	—	—
6	クロマツ	25	336	—	—
7	ツブラジイ	10	305	—	—
8	ヤマザクラ	12	300	—	—
9	クロマツ	32	342	—	—

注) 表中の番号は、図 3.1.22の番号に対応する。

出典：「巨樹・巨木林調査(第6回)愛知県」(生物多様性センターホームページ)

「巨樹・巨木林調査データベース」(生物多様性センターホームページ)

### (3) 重要な植物群落

対象事業実施想定区域及びその周囲の特定植物群落の分布状況は表 3.1.45に、その位置は図 3.1.21に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の特定植物群落は西尾市内の2箇所となっており、対象事業実施想定区域内には分布していない。

表 3.1.45 特定植物群落の分布状況

番号	相観コード名称	特定植物群落名	県名	選定基準	面積(ha)
1	暖温帯常緑広葉高木林	久麻久神社のツブラジイ林	愛知県	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、社寺林等)	1.3
2	暖温帯常緑広葉高木林	春日神社のスタジイ林	愛知県		0.4

出典：「特定植物群落調査(第3回)愛知県」(生物多様性センターホームページ)



凡 例

○ 対象事業実施想定区域  
 - - - - 市町境

● 重要な植物  
 ■ 特定植物群落

注) 図中の番号は、表 3.1.43 の番号に対応する。

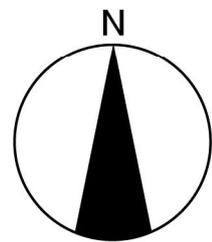
出典：「文化財」(西尾市ホームページ)

「巨樹・巨木林調査 (第6回) 愛知県」(生物多様性センターホームページ)

「巨樹・巨木林調査データベース」(生物多様性センターホームページ)

「特定植物群落調査 (第3回) 愛知県」(生物多様性センターホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000

0 400m 800m 1.6km



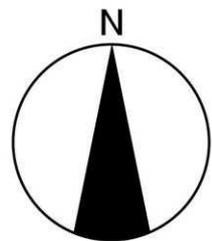
図 3.1.21 重要な植物の分布状況



凡 例

- 対象事業実施想定区域
- 巨樹・巨木林
- 市町境

注) 図中の番号は、表 3.1.44 の番号に対応する。  
 出典: 「巨樹・巨木林調査 (第6回) 愛知県」(生物多様性センターホームページ)  
 「巨樹・巨木林調査データベース」(生物多様性センターホームページ)  
 この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000



図 3.1.22 巨樹・巨木林の分布状況

### 3.1.8.3 生態系

植生自然度区分基準は表 3.1.46に、植生自然度図は図 3.1.23示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲は、植生自然度が1～2の耕作地、工場地帯、市街地、緑の多い住宅地が多く、北側に流れる須美川及び西側に流れる矢作古川の河川区域内に植生自然度が4～5の湿性草地等が広がっている。対象事業実施想定区域北東側から南東側にかけて山地が分布しており、植生自然度7の二次林が広がっている。

対象事業実施想定区域及びその周囲の環境は、耕作地・水田、河川、樹林地、市街地に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

#### (1) 耕作地・水田

対象事業実施想定区域周辺の耕作地や水田、緑の多い住宅地は、ネズミ類やニホンノウサギ、タヌキ等の乾性～湿潤な草地に生息する小型～中型哺乳類等種の生息環境となっていると考えられる。

また、耕作地のうち水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっているが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

これらのことから、生態系上位種は中型哺乳類が該当し、耕作地や住宅地に順応可能で草地を営巣環境とする鳥類やヘビ等の爬虫類、カエル等の両生類といった典型性に該当する種が生息している可能性がある。なお、特殊性の種に該当する種は想定されない。

#### (2) 河川

対象事業実施想定区域北側の須美川は護岸された都市河川であるものの、河道内にはツルヨシ群集が連続してみられる。矢作古川も人為的な整備の進んだ河川ではあるものの、右岸側にはオギ群集が点在しているほか、左岸側にはメダケ群落が連続するなど、陸上動物の生息基盤になりうる植生が成立しており、生態系上位種は河川区域内を主要な生息環境とする中型哺乳類や、サギ類、チドリ類等の鳥類が該当する可能性がある。また、流水域を生息環境とする魚類の他、緩流域を主要な生息環境とする両生類やトンボ目等の昆虫類の典型性に該当する種が生息している可能性がある。

#### (3) 樹林地

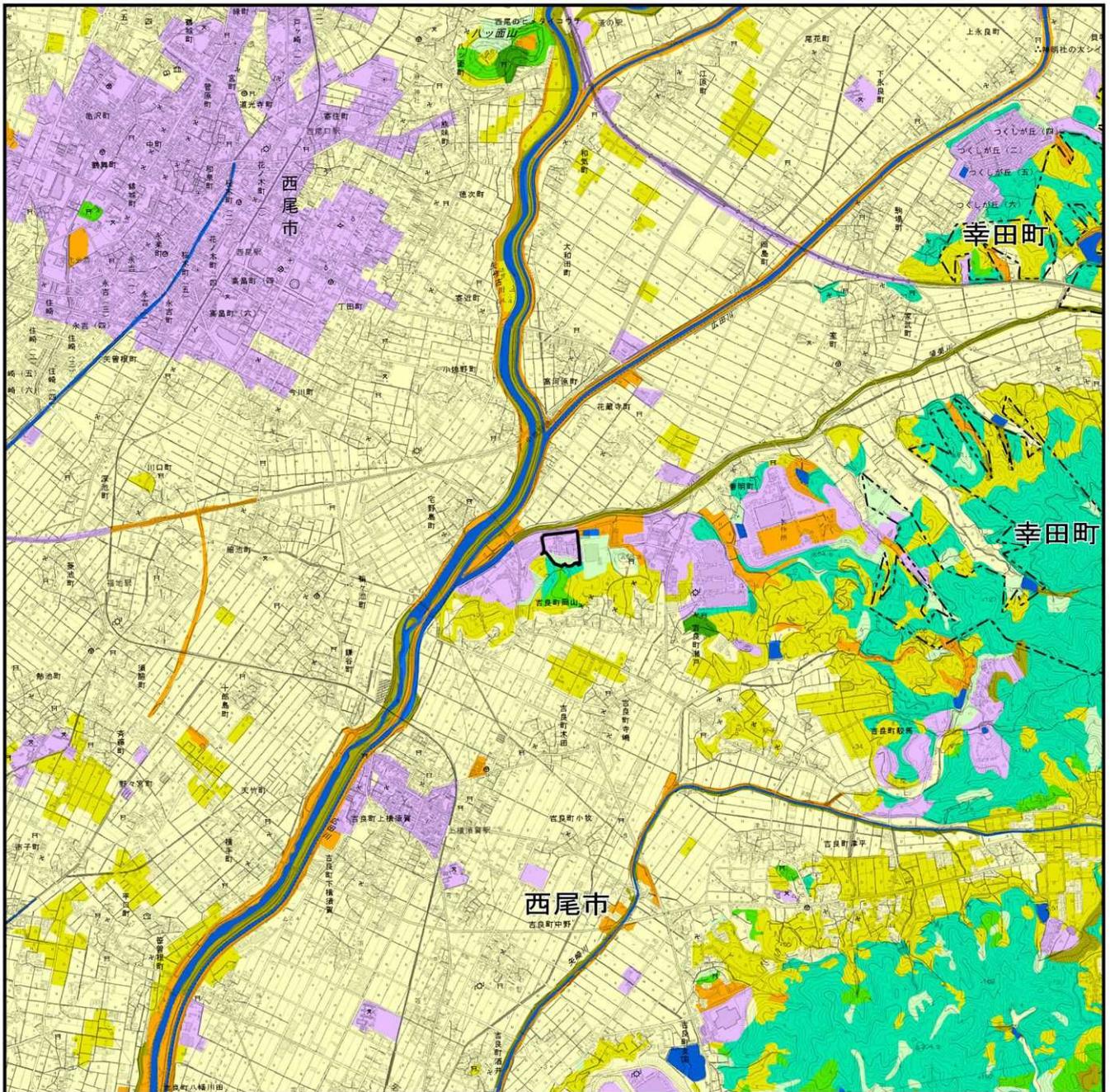
対象事業実施想定区域北東側から南東側にはケネザサーコナラ群集やコナラ群集等の二次林が広がっており、対象事業実施想定区域南側にもシイ・カシ二次林が分布している。これらはいずれも植生自然度7に該当するが、対象事業実施想定区域南東側の一部にはカナメモチ-コジイ群集といった植生自然度9の自然林もある。

このような植生には、中型以上の哺乳類や鳥類の生態系上位種が生息している可能性や、繁殖する夏鳥等の典型性種に該当する種が生息している可能性がある。

表 3.1.46 植生自然度区分基準

植生 自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターホームページ）



凡 例

○ 対象事業実施想定区域

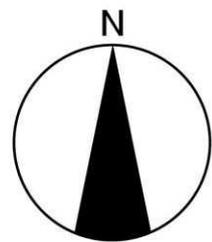
----- 市町境

植生自然度

- |  |        |  |        |
|--|--------|--|--------|
|  | 植生自然度9 |  | 植生自然度4 |
|  | 植生自然度8 |  | 植生自然度3 |
|  | 植生自然度7 |  | 植生自然度2 |
|  | 植生自然度6 |  | 植生自然度1 |
|  | 植生自然度5 |  | 開放水域   |

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターホームページ）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1：40,000



図 3.1.23 植生自然度図

### 3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

#### 3.1.9.1 景観

##### (1) 景観資源

対象事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況は表 3.1.47に、その位置は図 3.1.24に示すとおりである。

愛知県では、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年愛知県条例第 6 号）に基づき、地域の良好な景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定しており、対象事業実施想定区域及びその周囲では、対象事業実施想定区域北東側の岩瀬文庫及び牟呂城等が指定されている。

また、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 愛知県」（平成元年 環境庁）において指定されている景観資源として、春日神社のスタジイ及び久麻久神社のツブラジイ林が指定されている。

表 3.1.47 景観資源の状況

番号	名称	所在地	備考
1	岩瀬文庫	西尾市亀沢町	
2	牟呂城	西尾市室町上屋敷	
3	室神明社の御櫃割	西尾市室町上屋敷	
4	室町の天王祭り (鳥居ふるい)	西尾市室町中屋敷	
5	美しく照らし出される 黄金堤の桜	西尾市吉良町瀬戸	
6	吉良仁吉を偲んで ～仁吉まつり～	西尾市吉良町上横須賀	
7	古城公園（東条城跡）	西尾市吉良町駈馬城山地内	
8	春日神社のスタジイ	西尾市吉良町上横須賀宮腰 50 番地	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
9	久麻久神社のツブラジイ林	西尾市八ツ面町麗 77 番地	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

注) 表中の番号は、図 3.1.24の番号と対応する。

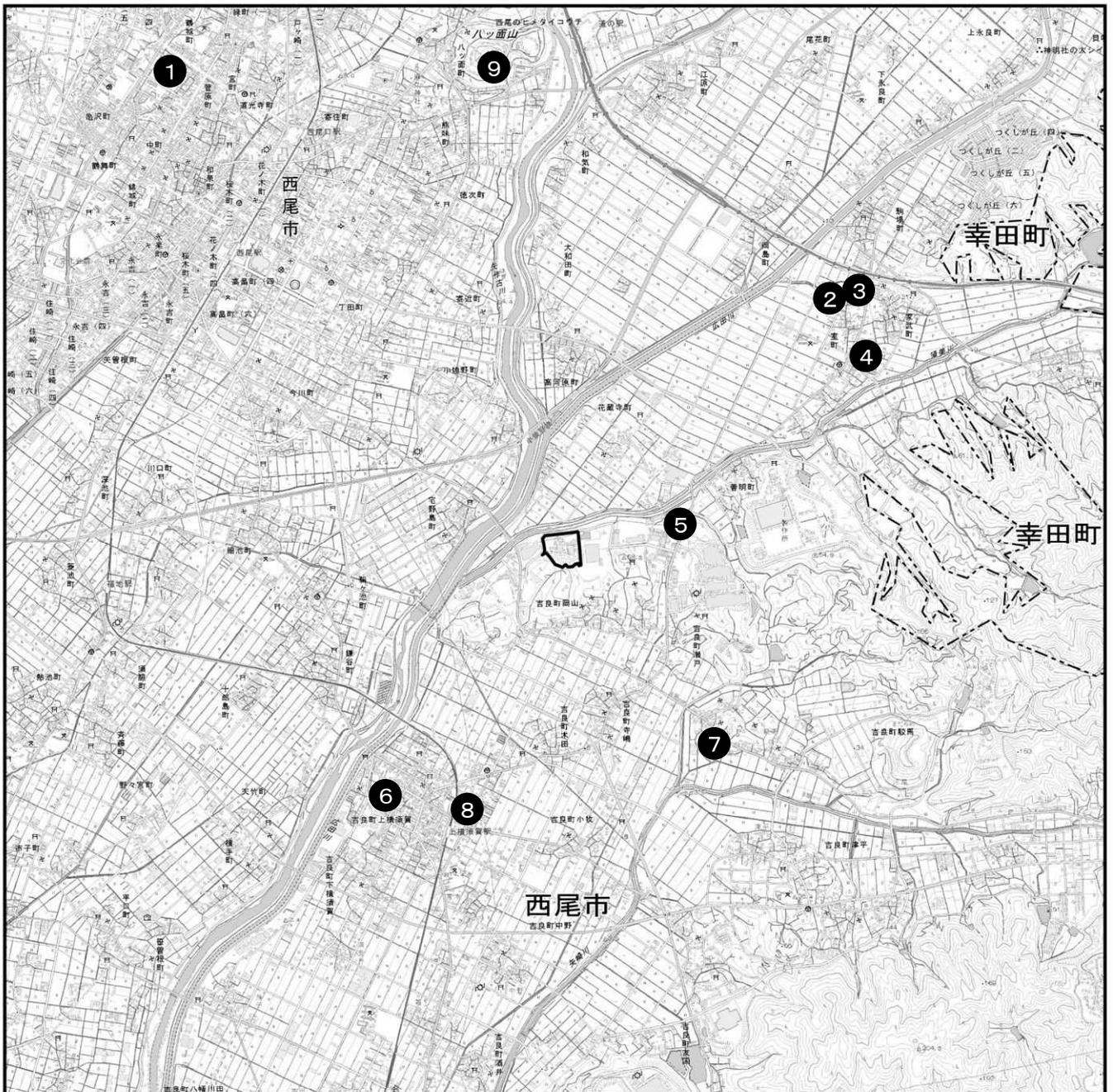
出典: 「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)

「マップあいち(景観資源)」(愛知県ホームページ)

「古城公園(東条城跡)」(西尾市観光協会ホームページ)

「久麻久神社」(西尾市観光協会ホームページ)

「第 3 回自然環境保全基礎調査」(平成元年 環境庁)



凡 例

○ 対象事業実施想定区域

----- 市町境

● 景観資源

注) 図中の番号は、表 3.1.47 の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)

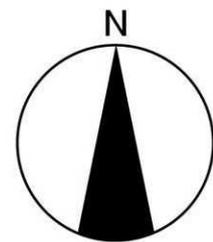
「マップあいち (景観資源)」(愛知県ホームページ)

「古城公園 (東条城跡)」(西尾市観光協会ホームページ)

「久麻久神社」(西尾市観光協会ホームページ)

「第 3 回自然環境保全基礎調査」(平成元年 環境庁)

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000

0 400m 800m 1.6km

図 3.1.24 景観資源の分布状況

(2) 主要な眺望点等

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の概要は表 3.1.48に、その位置は図 3.1.25に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点としては、八ツ面山公園、203 展望台、牟呂城、古城公園（東条城跡）、西尾市歴史公園、黄金堤があげられる。

表 3.1.48 主要な眺望点の概要

番号	主要な眺望点	概要
1	八ツ面山公園	西尾駅より、北東約 2km に位置するふたこぶ状の地形で、西域を男山（標高 67.0m）、東城を女山と称している。男山にある展望台からは西尾市街が見渡せる。また、公園全体に桜の木がたくさん植えられており、女山芝生広場や遊歩道などは、桜の時期はとても綺麗に花が咲く。
2	203 展望台	平原の滝周辺に整備された茶臼山の遊歩道の途中、標高 203m のポイントにある。西尾の街並みが一望できる。
3	牟呂城	牟呂城は小高い小山（20m）になっており、その下には堀（小川）、沼地（畑・水田）や民家等が周囲をめぐらしている。高台部には本丸の井戸跡や土塁がわずかに見られ、東の高台は室の神明社になっている。
4	古城公園（東条城跡）	東条城は東条吉良氏の居城跡で、曲輪や一部土塁が残り、中世の城の様子をよくとどめている。 平成 4 年に城門・物見櫓（やぐら）などが復元され、往時をしのぶことができるようになった。周囲には桜が植えられ、古城公園として春には桜を楽しみに多くの人が訪れる。
5	西尾市歴史公園	本丸丑寅櫓（ほんまるうしとらやぐら）や二の丸の表門である鑰石門（ちゅうじゃくもん）、数奇屋風邸宅の旧近衛邸や椿の庭、京風庭園が美しい尚古荘などが見学できる。令和 2 年に二之丸丑寅櫓及び屏風折れの土塀が完成した。
6	黄金堤	水害から領地を守るため、吉良公が一夜で築いたといわれる堤防。その後は水害がなくなり良田となったことから、「黄金堤」と呼ばれるようになった。現在は桜の名所としても知られている。

注) 表中の番号は、図 3.1.25の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

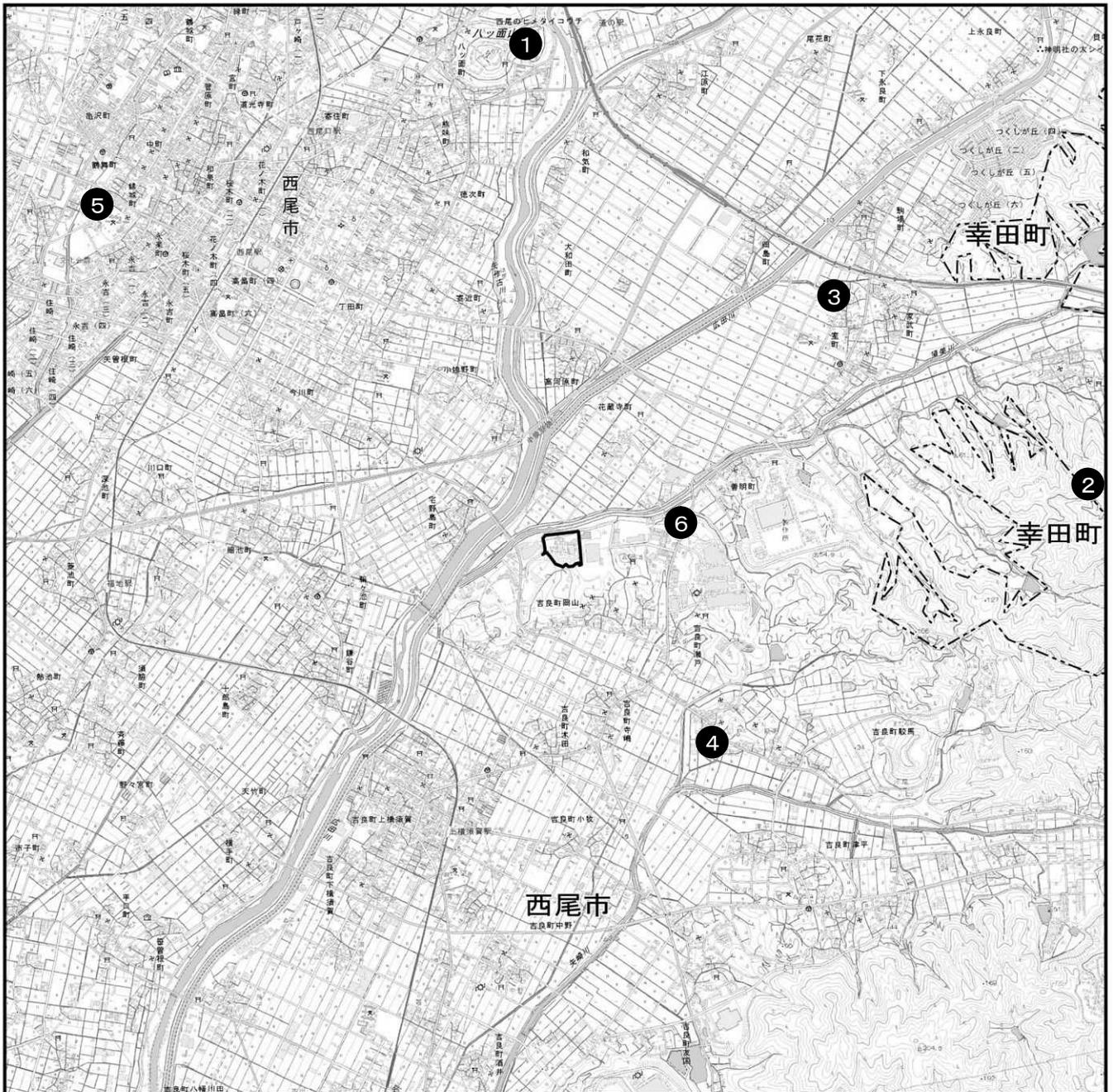
「西三河ぐるっとナビ」（西三河広域観光推進協議会ホームページ）

「西尾観光ガイドマップ にしおリゾート」（西尾市）

「施設案内 八ツ面山公園」（西尾市ホームページ）

「古城公園（東条城跡）」（西尾市観光協会ホームページ）

「西尾市歴史公園」（西尾市観光協会ホームページ）



凡 例

○ 対象事業実施想定区域

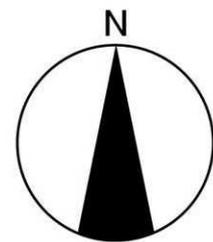
----- 市町境

● 主要な眺望点

注) 図中の番号は、表 3.1.48 中の番号と対応する。

- 出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)  
 「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会ホームページ)  
 「西尾観光ガイドマップ にしおりゾート」(西尾市)  
 「施設案内 ハツ面山公園」(西尾市ホームページ)  
 「古城公園(東条城跡)」(西尾市観光協会ホームページ)  
 「西尾市歴史公園」(西尾市観光協会ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000



図 3.1.25 主要な眺望点の分布状況

### 3.1.9.2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3.1.49に、その位置は図 3.1.26に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施想定区域北東側の黄金堤や西尾いきものふれあいの里、対象事業実施想定区域南西側の西尾市憩の農園・バラ園などがあげられる。

表 3.1.49 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
1	八ツ面山公園	西尾駅より、北東約 2km に位置するふたこぶ状の地形で、西域を男山（標高 67.0m）、東域を女山と称している。男山にある展望台からは西尾市街が見渡せる。また、公園全体に桜の木がたくさん植えられており、女山芝生広場や遊歩道などは、桜の時期はとても綺麗に花が咲く。
2	平原の滝	古来から信仰の対象となっている、大小 2 つの滝。周辺にはキャンプ場や無の里休憩所があり、遊歩道も整備されている。
3	牟呂城	牟呂城は小高い小山（20m）になっており、その下には堀（小川）、沼地（畑・水田）や民家等が周囲をめぐらしている。高台部には本丸の井戸跡や土壘がわずかに見られ、東の高台は室の神明社になっている。
4	古城公園（東条城跡）	東条城は東条吉良氏の居城跡で、曲輪や一部土塁が残り、中世の城の様子をよくとどめている。 平成 4 年に城門・物見櫓（やぐら）などが復元され、往時をしのぶことができるようになった。周囲には桜が植えられ、古城公園として春には桜を楽しむに多くの人を訪れる。
5	西尾市歴史公園	本丸丑寅櫓（ほんまるうしとらやぐら）や二の丸の表門である鑰石門（ちゅうじゃくもん）、数奇屋風邸宅の旧近衛邸や椿の庭、京風庭園が美しい尚古荘などが見学できる。令和 2 年に二之丸丑寅櫓及び屏風折れの土塀が完成した。
6	西尾市憩の農園・バラ園	約 1,000 種の植木や花が並ぶ、花と緑の産直ショッピングセンター。四季折々のイベントも開催。バラ園には約 200 種・3,500 本余りのバラが植えられている。
7	西尾いきものふれあいの里	22.4 ヘクタールに及ぶ豊かな自然の宝庫。里山の自然を守りながら、昆虫や野鳥などに身近にふれることができる。
8	黄金堤	水害から領地を守るため、吉良公が一夜で築いたといわれる堤防。その後は水害がなくなり良田となったことから、「黄金堤」と呼ばれるようになった。現在は桜の名所としても知られている。
9	西尾公園	西尾駅より西約 1 km の位置にあり、総合グラウンド（陸上競技・野球・ソフトボール・サッカーにも利用可）・テニスコート 4 面・芝山と遊具があり市民の体育、レクリエーションの場として親しまれている。

注）表中の番号は、図 3.1.26番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

「西三河ぐるっとナビ」（西三河広域観光推進協議会ホームページ）

「西尾観光ガイドマップ にしおリゾート」（西尾市）

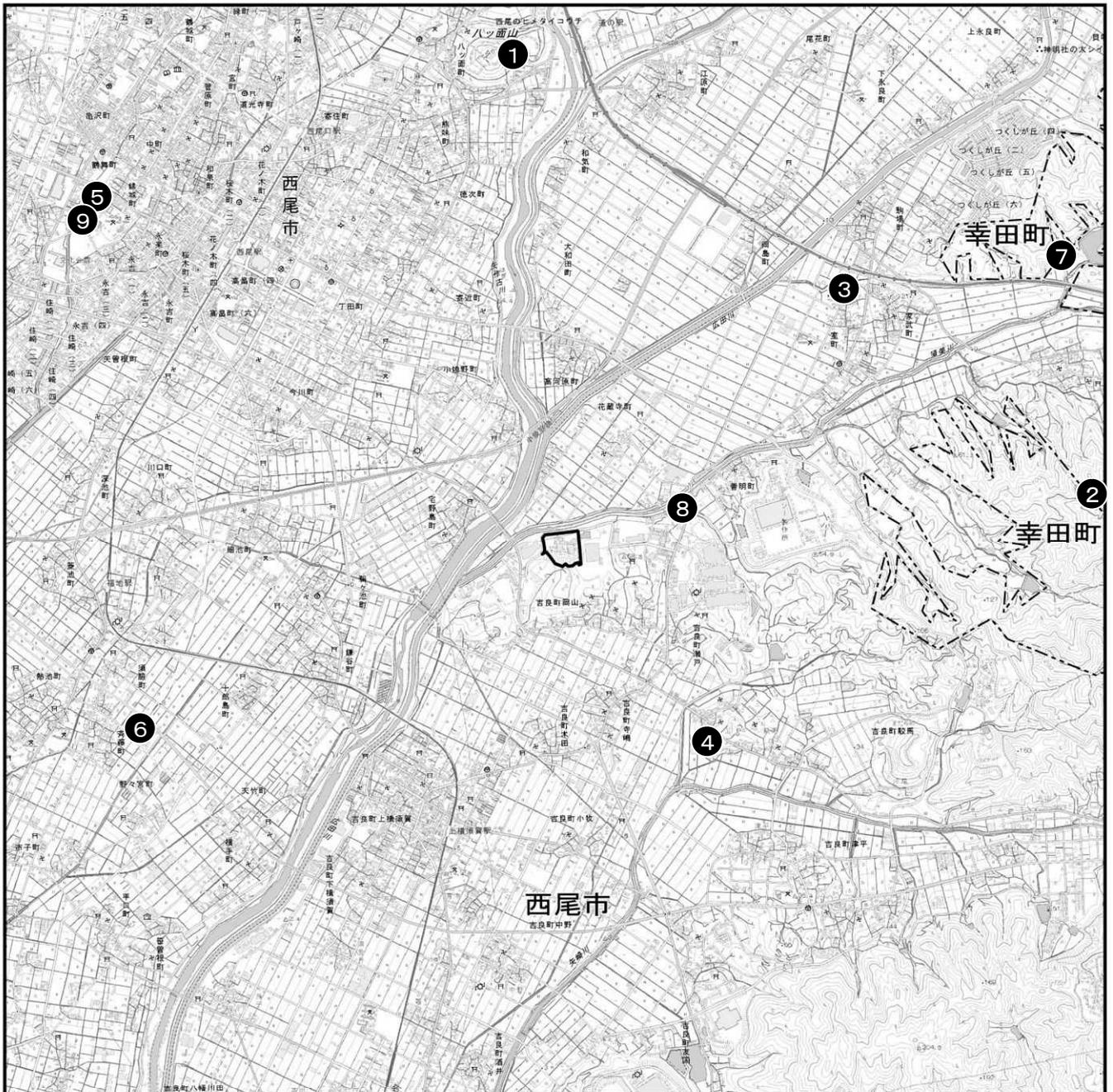
「施設案内 八ツ面山公園」（西尾市ホームページ）

「施設案内 西尾公園」（西尾市ホームページ）

「施設案内 西尾市スポーツ公園」（西尾市ホームページ）

「古城公園（東条城跡）」（西尾市観光協会ホームページ）

「西尾市歴史公園」（西尾市観光協会ホームページ）

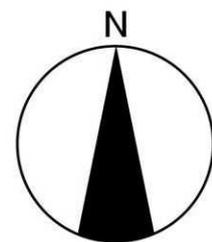


凡 例

-  対象事業実施想定区域
-  市町境
-  主要な人と自然との触れ合いの活動の場

注) 図中の番号は、表 3.1.49 の番号と対応する。  
 出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ホームページ)  
 「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会ホームページ)  
 「西尾観光ガイドマップ にしおリゾート」(西尾市)  
 「施設案内 八ツ面山公園」(西尾市ホームページ)  
 「施設案内 西尾公園」(西尾市ホームページ)  
 「施設案内 西尾市スポーツ公園」(西尾市ホームページ)  
 「古城公園 (東条城跡)」(西尾市観光協会ホームページ)  
 「西尾市歴史公園」(西尾市観光協会ホームページ)

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1 : 40,000



図 3.1.26 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

### 3.1.9.3 地域の歴史的文化的特性を生かした環境

#### (1) 指定文化財等

対象事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財等の状況は表 3.1.50に、その位置は図 3.1.27に示すとおりである。

対象事業実施想定区域内には、指定文化財等は存在していない。

また、対象事業実施想定区域近傍の文化財としては、国指定の建造物である花岳寺本堂や県指定の史跡である吉良八幡山古墳などがあげられる。

なお、文化財の状況の把握は、主に野外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、登録有形文化財を対象とした。

表 3.1.50 指定文化財等の状況

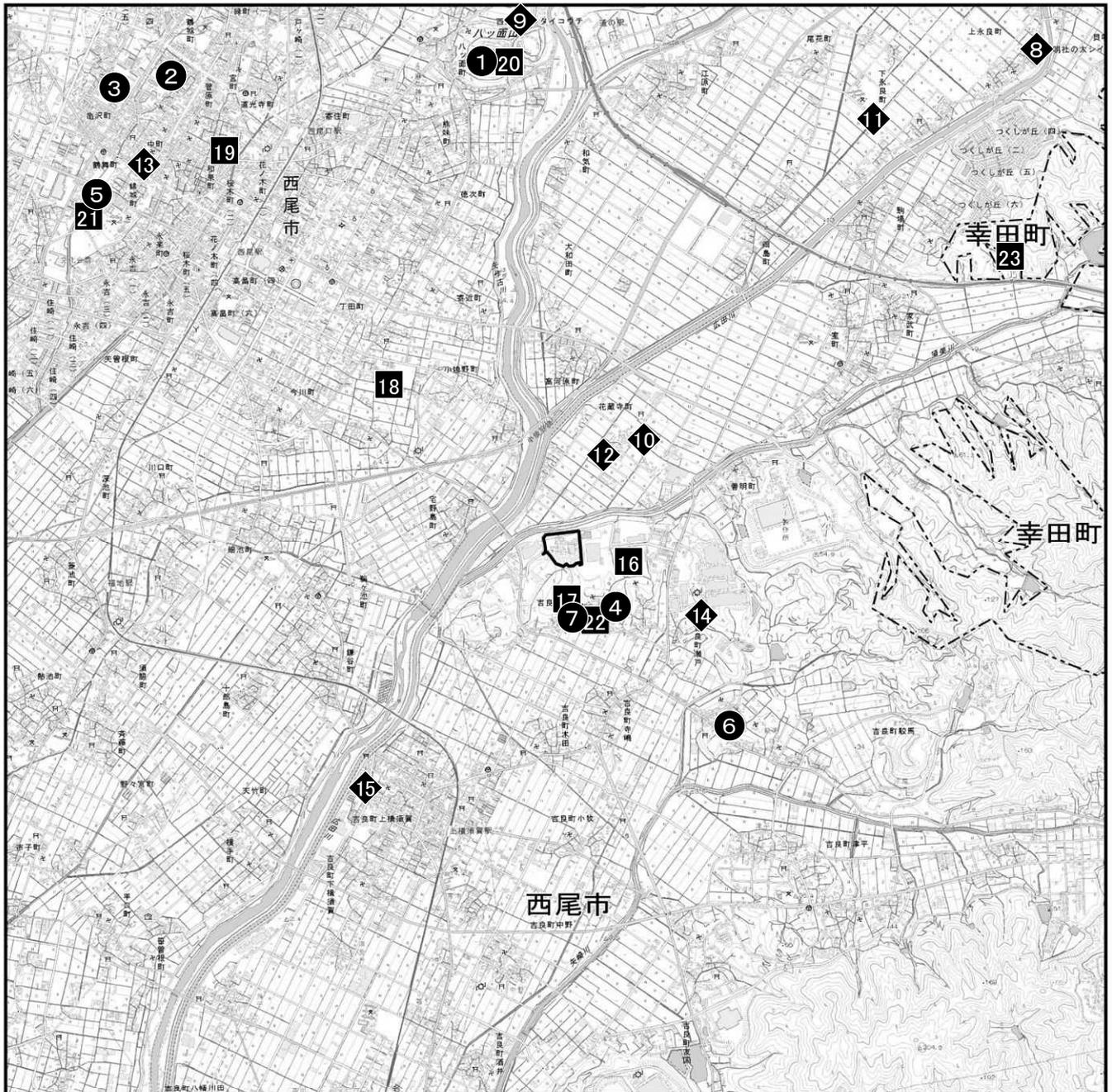
市町	種別	指定	No.	名称	所在地
西尾市	建造物	国	1	久麻久神社本殿	八ツ面町
			2	西尾市岩瀬文庫書庫	亀沢町 474
			3	愛知県立鶴城丘高等学校正門門柱（旧愛知県蚕糸学校正門）	亀沢町 300
			4	花岳寺本堂	吉良町岡山山王山 67
		市	5	御剣八幡宮	錦城町
			6	行場	吉良町駸馬（真珠院）
			7	経蔵	吉良町岡山（華蔵寺）
	天然記念物	国	8	神明社の大シイ	上永良町（神明社）
		県	9	西尾のヒメタイコウチ	八ツ面町切戸地内
			10	西尾のミカワギセル生息地	花蔵寺町
		市	11	下永良のバクチノキ	下永良町
			12	慶昌寺のイブキ	花蔵寺町（慶昌寺）
			13	聖運寺のイブキ	中町（聖運寺）
			14	西林寺の大椎	吉良町瀬戸（西林寺）
			15	観音寺の江戸彼岸	吉良町津平（観音寺）
	-	西尾市のカワバタモロコとウシモツゴ	西尾市		
	史跡	県	16	吉良八幡山古墳	吉良町岡山
		市	17	花蔵寺村曲輪	花蔵寺町内会ほか
			18	今川氏発祥の地	今川町土居堀
			19	義倉蔵	伊文町（伊文神社）
			20	八ツ面山の雲母坑付「雲母山碑」	八ツ面町（久麻久神社）
			21	西尾城跡	錦城町
22			華蔵寺吉良家墓所	吉良町岡山	
幸田町	史跡	町	23	須美第6号墳	須美字平松 6-1

注) 表中の番号は、図 3.1.27の番号と対応する。

出典：「文化財」（西尾市ホームページ）

「幸田町所在指定文化財一覧」（幸田町ホームページ）

「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）



凡例

○ 対象事業実施想定区域

----- 市町境

● 建造物

◆ 天然記念物

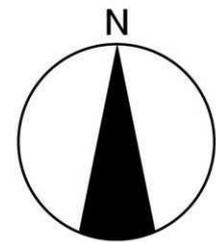
■ 史跡

注) 図中の番号は、図 3.1.50 中の番号と対応する。

出典: 「文化財」(西尾市ホームページ)

「幸田町所在指定文化財一覧」(幸田町ホームページ)

「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)



1:40,000

0 400m 800m 1.6km

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.1.27 指定文化財等の分布状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.1.51(1)、(2)に、その位置は図 3.1.28に示すとおりである。

対象事業実施想定区域では大岩山遺跡が確認されており、周辺には献上田廃寺や石流遺跡が確認されている。

表 3.1.51(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
1	今川館跡（今川城）	城館跡	中世	今川町土井堀
2	今川氏発祥の地	不明	中世	今川町土井堀 14
3	花蔵寺村の曲輪	不明	近世	花蔵寺町五貫目東
4	屋口遺跡	遺物散布地	中世	花蔵寺町西島南屋口
5	矢作古川河床 B 遺跡	遺物散布地	弥生	鶺ヶ池町地内
6	岩谷山第 2 号墳	古墳	古墳	大字岡山字岩谷山
7	岩谷山第 1 号墳	古墳	古墳	大字岡山字岩谷山
8	中根山遺跡	集落跡	弥生・古墳／中世	大字岡山字中根山
9	若宮第 3 号墳	古墳	古墳	大字岡山字若宮前
10	若宮第 2 号墳	古墳	古墳	大字岡山字岩谷山
11	若宮第 1 号墳	古墳	古墳	大字岡山字若宮前
12	献上田廃寺	社寺跡	中世	大字岡山字山王山、大岩山
13	大岩山遺跡	その他の墓	弥生	大字岡山字大岩山
14	石流遺跡	その他の墓	弥生	大字岡山字石流
15	吉良八幡山古墳	古墳	古墳	大字岡山字八幡山
16	八幡山遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・奈良・平安・中世	大字岡山字八幡山
17	宮下古墳	古墳	古墳	大字岡山字殿町
18	背撫山遺跡	その他の墓	中世	大字岡山字背撫山
19	黄金堤	その他遺跡	近世	大字瀬戸字長塚
20	鎧淵古戦場跡	その他遺跡	中世	大字岡山字鎧、瀬戸字長坂、寄名山、五本松
21	善光寺沢遺跡	その他の墓	弥生・中世	大字岡山字山王山
22	善光寺沢南古墳	古墳	古墳	大字岡山字山王山
23	善光寺沢南遺跡	その他の墓	中世	大字岡山字山王山
24	砦山遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・奈良・平安・中世	大字岡山字砦山、若宮前
25	岡山砦跡（岡山城）	城館跡	中世	大字岡山字砦山
26	岡山南遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・奈良・平安・中世	大字岡山字殿町・郷戸・井戸尻ほか、大字木田字畑ヶ中・石橋ほか
27	山王山古墳	古墳	古墳	大字岡山字山王山
28	山王山南遺跡	遺物散布地	平安・中世	大字岡山字山王山、塚ノ上、宮下
29	岡山陣屋跡	城館跡	中世・近世	大字岡山字殿町

注) 表中の番号は、図 3.1.28 の番号と対応する。

出典：「マップあいち（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県ホームページ）

表 3.1.51(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
30	寄名山遺跡	集落跡／その他の墓	奈良・平安・中世	大字瀬戸字寄名山、五本松
31	寄名山第1号墳(瀬門古墳、瀬戸山古墳)	古墳	古墳	大字瀬戸字寄名山
32	寄名山第2号墳(高原古墳)	古墳	古墳	大字瀬戸字寄名山
33	寄名山第3号墳	古墳	古墳	大字瀬戸字寄名山
34	矢作古川河床D遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・中世	鎌谷町地内
35	渡丹場遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・奈良・平安・中世	大字上横須賀字渡丹場ほか
36	池端遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・奈良・平安・中世	大字下横須賀字寺池端ほか
37	万場遺跡	遺物散布地	平安・中世	大字寺島字万場、他
38	東条城跡	城館跡	中世	大字駁馬字城山、東城

注) 表中の番号は、図 3.1.28 の番号と対応する。

出典: 「マップあいち (埋蔵文化財・記念物)」 (愛知県ホームページ)



## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### 3.2.1.1 人口の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲2市1町における人口及び世帯数の状況は表 3.2.1 に、人口及び世帯数の推移グラフは図 3.2.1(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市の令和元年の人口は169,984人、世帯数は63,751戸となっている。

また、岡崎市は人口が387,887人、世帯数が163,104戸、幸田町は人口が42,292人、世帯数が16,198戸となっている。

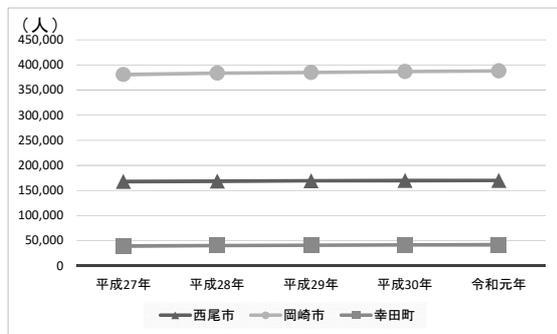
また、対象事業実施想定区域及びその周囲2市1町における人口及び世帯数の推移は、概ね横ばいである。

表 3.2.1 人口及び世帯数の状況

西尾市・幸田町：各年10月1日現在  
岡崎市：各年4月1日現在

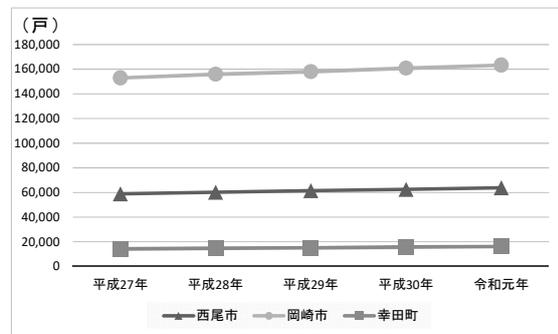
市町 年	西尾市		岡崎市		幸田町	
	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
平成27年	167,990	58,951	380,764	152,849	39,641	14,225
平成28年	168,743	60,249	383,493	155,905	40,437	14,759
平成29年	169,352	61,422	384,950	157,966	41,030	15,184
平成30年	169,592	62,412	386,943	160,783	41,796	15,705
令和元年	169,984	63,751	387,887	163,104	42,292	16,198

出典：「西尾の統計 2019年刊」(令和2年3月 西尾市)  
「岡崎市の人口 令和3年版」(令和3年9月 岡崎市)  
「こうたの統計 2020年版(令和2年度版)」(令和2年12月 幸田町)



出典：「西尾の統計 2019年刊」(令和2年3月 西尾市)  
「岡崎市の人口 令和3年版」  
(令和3年9月 岡崎市)  
「こうたの統計 2020年版(令和2年度版)」  
(令和2年12月 幸田町)

図 3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「西尾の統計 2019年刊」(令和2年3月 西尾市)  
「岡崎市の人口 令和3年版」  
(令和3年9月 岡崎市)  
「こうたの統計 2020年版(令和2年度版)」  
(令和2年12月 幸田町)

図 3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

### 3.2.1.2 産業の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表 3.2.2 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市は、事業所数が 6,951 事業所、従業者数が 82,175 人となっている。業種別の事業所数で見ると、卸売業・小売業が 1,782 事業所と最も多くなっている。また、業種別の従業者数で見ると、製造業が 38,832 人と最も多くなっている。

また、岡崎市は事業所数が 13,929 事業所、従業者数が 164,311 人、幸田町は事業所数が 1,186 事業所、従業者数が 19,058 人となっている。

表 3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

平成 28 年 6 月 1 日現在

市 町		西尾市		岡崎市		幸田町	
区 分		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
産業分類							
第一次産業	農業・林業	36	287	34	447	7	71
	漁業	14	39	—	—	—	—
第二次産業	鉱業・採石業 ・砂利採取業	3	30	7	23	—	—
	建設業	847	4,760	1,403	10,188	143	733
	製造業	1,176	38,832	1,529	41,747	192	11,494
第三次産業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	7	151	9	840	3	26
	情報通信業	12	45	96	1,026	5	56
	運輸業 ・郵便業	104	1,713	209	7,397	22	363
	卸売業 ・小売業	1,782	12,645	3,584	30,526	270	2,314
	金融業・保険業	93	1,181	272	4,508	10	137
	不動産業 ・物品賃貸業	249	1,058	745	3,390	50	116
	学術研究 ・専門・技術 サービス業	221	1,451	636	9,279	40	182
	宿泊業・飲食 サービス業	657	5,615	1,669	14,848	133	1,016
	生活関連 ・サービス業 ・娯楽業	594	2,688	1,239	6,598	114	613
	教育 ・学習支援業	254	984	539	3,896	46	226
	医療・福祉	405	6,334	960	15,100	78	1,169
	複合 サービス業	58	824	69	570	10	76
	サービス業 (他に分類 されないもの)	439	3,538	929	13,928	63	466
	計		6,951	82,175	13,929	164,311	1,186

出典：「令和 2（2020）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

### 3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における土地利用の状況は表 3.2.3 に、土地利用現況図は図 3.2.2(1) に、対象事業実施想定区域周辺の空中写真は図 3.2.2(2)、(3) に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市は、農用地・田の割合が 21.2% と最も多くなっており、次いでその他が 16.4%、森林・原野が 15.5% となっている。

また、岡崎市は 59.8%、幸田町は 42.8% と森林・原野の割合が最も多くなっている。

対象事業実施想定区域は既存施設が存在しており、対象事業実施想定区域周辺の土地利用状況は、北側及び西側は主に河川地や田、南側は主に森林、東側は主に建物用地となっている。

表 3.2.3 土地利用の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

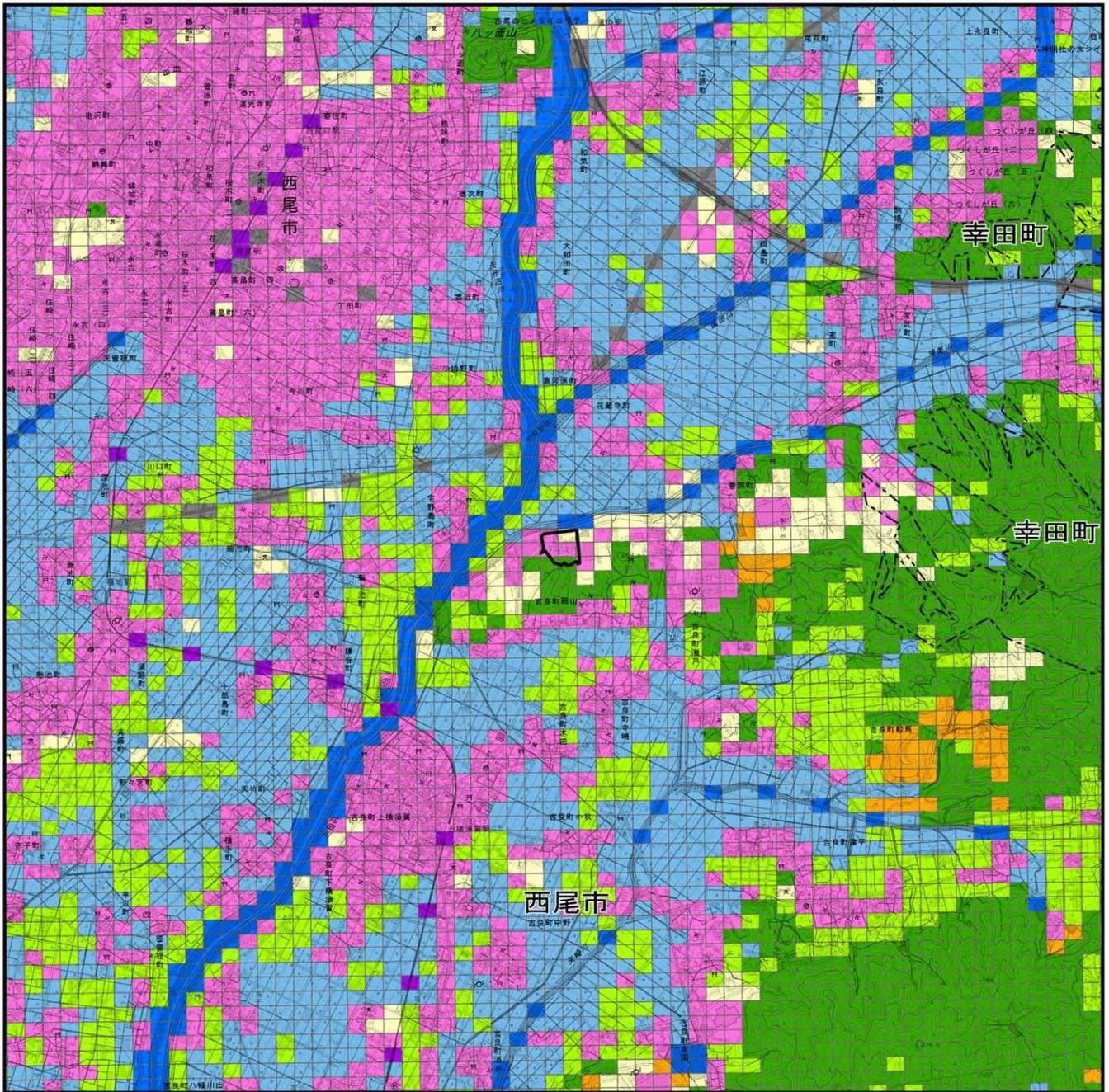
市 町	西尾市		岡崎市		幸田町		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
行政面積	16,122	100.0	38,720	100.0	5,672	100.0	
宅地	住宅地	2,049	12.7	3,016	7.8	428	7.5
	その他 <sup>注1)</sup>	1,051	6.5	1,621	4.2	268	4.7
農用地	田	3,410	21.2	2,440	6.3	741	13.1
	畑	1,820	11.3	844	2.2	373	6.6
森林・原野	2,491	15.5	23,137	59.8	2,425	42.8	
道路	1,394	8.6	2,418	6.2	790	13.9	
水面・河川・水路	1,255	7.8	1,659	4.3	192	3.4	
その他 <sup>注2)</sup>	2,642	16.4	3,588	9.3	458	8.1	

注 1) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注 2) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注 3) 面積は単位未満を、構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

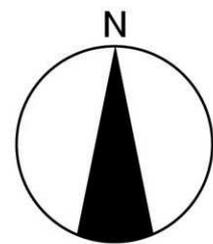
出典：「令和 2（2020）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施想定区域
- 市町境

- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 道路
- 鉄道
- その他の用地
- 河川地及び湖沼



1:40,000



出典：「土地利用細分メッシュ（平成 28 年度）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.2.2(1) 土地利用現況図



図 3.2.2(2) 空中写真（対象事業実施想定区域周辺）



図 3.2.2(3) 空中写真（対象事業実施想定区域周辺）

### 3.2.3 都市計画の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における都市計画(用途地域)の指定状況は、表 3.2.4 に示すとおりである。

また、対象事業実施想定区域及びその周囲の都市計画図は、図 3.2.3 に示すとおりである。対象事業実施想定区域は用途地域の定められていない地域である。

表 3.2.4 都市計画(用途地域)の指定状況

令和 2 年 4 月 1 日現在

項目		市町			
		西尾市	岡崎市	幸田町	
都市計画区域 (ha)		15,949	26,079	5,672	
市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	66	299	39
		構成比 (%)	0.4	1.1	0.7
	第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	73	—	—
		構成比 (%)	0.5	—	—
	第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	403	821	111
		構成比 (%)	2.5	3.1	2.0
	第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	35	88	—
		構成比 (%)	0.2	0.3	—
	第一種住居地域	面積 (ha)	998	1,930	170
		構成比 (%)	6.3	7.4	3.0
	第二種住居地域	面積 (ha)	70	62	38
		構成比 (%)	0.4	0.2	0.7
	準住居地域	面積 (ha)	149	126	—
		構成比 (%)	0.9	0.5	—
	近隣商業地域	面積 (ha)	94	339	39
		構成比 (%)	0.6	1.3	0.7
	商業地域	面積 (ha)	63	231	29
		構成比 (%)	0.4	0.9	0.5
	準工業地域	面積 (ha)	327	943	29
		構成比 (%)	2.1	3.6	0.5
工業地域	面積 (ha)	348	689	79	
	構成比 (%)	2.2	2.6	1.4	
工業専用地域	面積 (ha)	208	325	79	
	構成比 (%)	1.3	1.2	1.4	
計	面積 (ha)	2,834	5,853	613	
	構成比 (%)	17.8	22.4	10.8	
市街化調整区域		面積 (ha)	13,115	20,226	5,059
		構成比 (%)	82.2	77.6	89.2

注) 構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典: 「西尾の統計 2020 年刊」(令和 3 年 3 月 西尾市)

「岡崎市統計書 2020」(令和 3 年 3 月 岡崎市)

「こうたの統計 2020 年度版(令和 2 年度版)」(令和 2 年 12 月 幸田町)

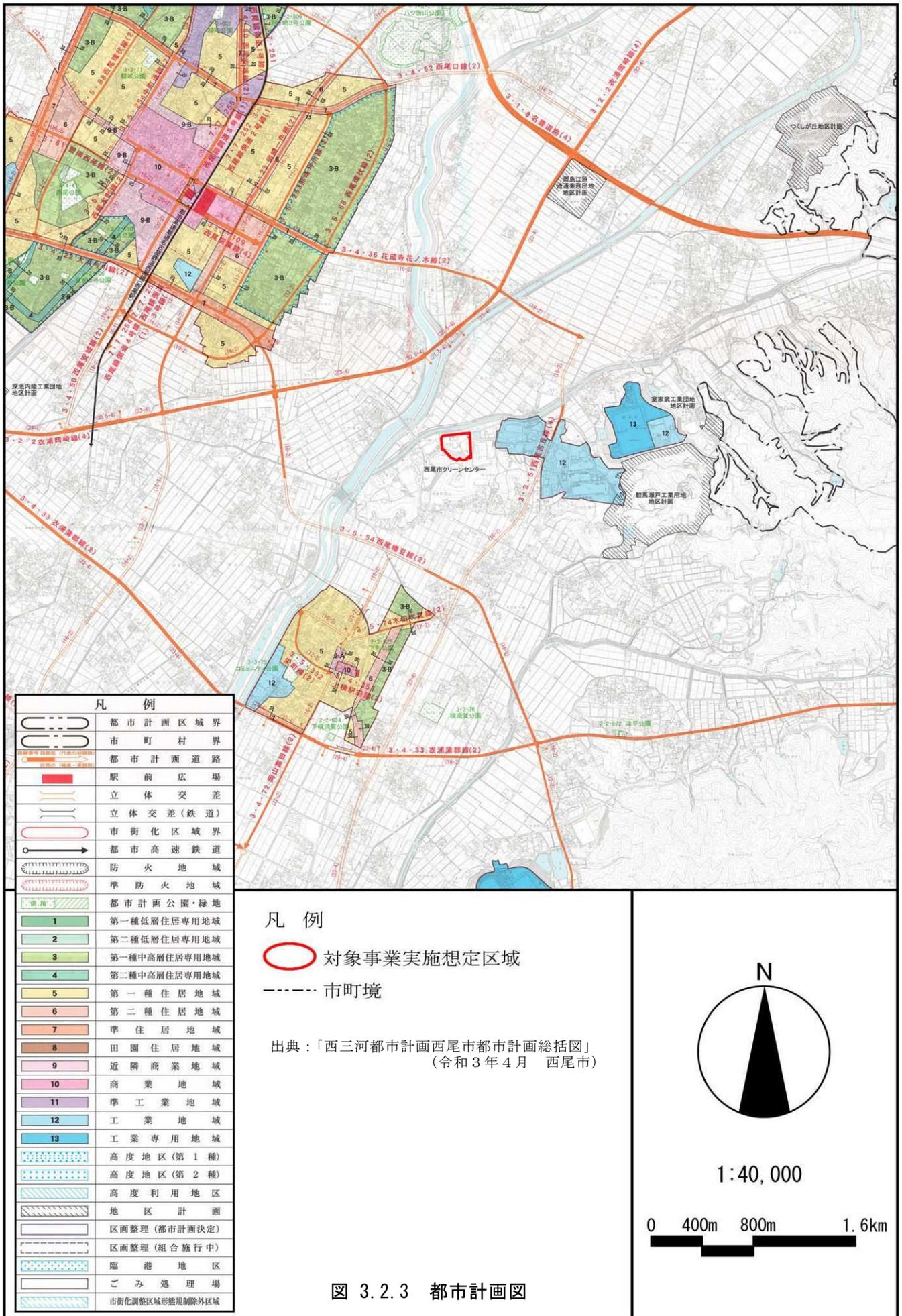


図 3.2.3 都市計画図

### 3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 3.2.4.1 漁業権の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況については、対象事業実施想定区域及びその周囲において、漁業権が設定されている地域はない。

#### 3.2.4.2 上水道の普及状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における上水道の普及状況は、表 3.2.5 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市の水道普及率は 99.7% となっており、水源は愛知県用水供給事業からの浄水と志貴野水源の深井戸である。

また、その他の市町の水道普及率については、岡崎市は 99.9%、幸田町は 99.8% となっている。

なお、西尾市では簡易水道が、幸田町では簡易水道及び専用水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況

令和 2 年 3 月 31 日現在

市町	項目 ①行政区域内 総人口（人）	現在給水人口（人）				普及率（%） ②/①×100
		②総数	上水道	簡易水道	専用水道	
						西尾市
岡崎市	386,226	385,980	382,359	3,553	(68) 68	99.9
幸田町	42,338	42,270	42,270	—	—	99.8

注 1) 上水道欄の〈 〉の値は他の市町村等事業体からの区域外給水によって供給されている人口が再掲されたものである。  
注 2) 専用水道欄の( )の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

出典：「令和元年度 愛知県の水道（水道年報）」（愛知県ホームページ）

### 3.2.4.3 地下水の利用状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における地下水の工業用水としての利用状況は表 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市の工業用水として利用されている井戸水の割合は、23.4%となっている。

また、その他の市町の工業用水として利用されている井戸水の割合については、岡崎市は 26.5%、幸田町は 3.1%となっている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)等により地下水の採取規制はされていないが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」により揚水機の吐出口の断面積が 19 平方センチメートル(ふたつ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置しなければならないとされている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

令和 2 年 6 月 1 日現在

項目 市町	工業用水		
	1 日当たり水源 別用水量 (m <sup>3</sup> )	井戸水 (m <sup>3</sup> )	井戸水の割合 (%)
西尾市	28,667	6,714	23.4
岡崎市	49,036	12,982	26.5
幸田町	7,793	241	3.1

出典：「2020 年工業統計調査結果(確報)」(愛知県ホームページ)

### 3.2.5 交通の状況

#### 3.2.5.1 道路交通の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、平成 27 年度における交通量調査結果は、表 3.2.7(1)、(2) に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路としては、一般県道宮迫今川線及び主要地方道西尾吉良線等がある。

平成 27 年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である一般県道宮迫今川線（区間番号：63450）では、12 時間交通量は 11,443 台、大型車混入率は 8.4% となっている。また、最も交通量の多い一般国道 23 号（区間番号：10421）では、24,680 台、大型車混入率は 32.4% となっている。

表 3.2.7(1) 対象事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名	区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12 時間）			大型車混入率（%）
			小型車	大型車	合計	
一般国道	23 号	10411 幸田町須美北山	11,298	6,667	17,965	37.1
		10421 西尾市小島町岡ノ山	16,689	7,991	24,680	32.4
主要地方道	豊田一色線	40400 調査対象区間外（非観測）	10,323	801	11,124	7.2
		40410 西尾市花ノ木町 2 丁目	11,773	771	12,544	6.1
		40420 西尾市矢曾根町上前田	10,339	387	10,726	3.6
		40430 西尾市一色町味浜	6,873	315	7,188	4.4
		41500 西尾市斉藤町大割	9,476	2,151	11,627	18.5
	西尾幸田線	41510 西尾市吉良町中野	6,662	2,083	8,745	23.8
		41520 調査対象区間外（非観測）	5,862	2,234	8,096	27.6
		41540 西尾市室町中屋敷	6,255	945	7,200	13.1
	西尾吉良線	41550 西尾市吉良町寺嶋	5,408	956	6,364	15.0
		41560 西尾市吉良町吉田	8,487	471	8,958	5.3
		41595 西尾市江原町地内	10,284	2,459	12,743	19.3
	岡崎碧南線	41600 西尾市寄住町灯籠下	10,374	388	10,762	3.6
		41610 西尾市永吉町 2 丁目	11,598	808	12,406	6.5
		63220 西尾市鶴ヶ崎	8,392	281	8,673	3.2
一般県道	西尾新川港線	63225 西尾市上町	7,734	304	8,038	3.8
		63330 西尾市寄住町下田	10,494	189	10,683	1.8
	花蔵寺花ノ木線	63340 西尾市笹曾根町西屋敷	2,530	74	2,604	2.8
		63350 データなし	—	—	—	—
	下横須賀大島線	63370 西尾市吉良町下横須賀	919	84	1,003	8.4
	西尾幡豆線	63390 西尾市鶴ヶ池大道	4,994	157	5,151	3.0
		63395 西尾市吉良町	3,231	126	3,357	3.8
		63400 西尾市吉良町友国池下	8,513	901	9,414	9.6
		63410 西尾市吉良町寺嶋	6,581	594	7,175	8.3
		63420 データなし	—	—	—	—
		63440 西尾市鳥羽町川阪	5,565	154	5,719	2.7
	宮迫今川線	63450 西尾市宅野島町御中	10,482	961	11,443	8.4
	西尾環状線	63460 西尾市徳次町宮廻	8,648	459	9,107	5.0
	蒲郡碧南線	64340 西尾市江原町東塚田	12,442	2,931	15,373	19.1

注 1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注 2) 12 時間交通量とは、昼間（7 時～19 時）における交通量である。

注 3) 表中の「—」は、平成 27 年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成 29 年 6 月 国土交通省）

表 3.2.7(2) 対象事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間 番号	交通量観測地点	交通量（台/12時間）			大型車 混入率 （%）
				小型車	大型車	合計	
一般県道	蒲郡碧南線	64350	岡崎市駒場町屋敷	5,385	567	5,952	9.5
		64360	調査対象区間外 (非観測)	10,668	2,991	13,659	21.9
		64370	岡崎市小焼野真長宮前	8,405	2,176	10,581	20.6
		64380	調査対象区間外 (非観測)	6,965	1,096	8,061	13.6
		64390	西尾市下町西屋敷	9,789	682	10,471	6.5
	熊味岡崎線	65480	西尾市小嶋町山内	8,710	1,727	10,437	16.5

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注2) 12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。

出典：「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成29年6月 国土交通省）



### 3.2.5.2 鉄道の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域最寄りの駅としては、対象事業実施想定区域南西側約 2.0km に名古屋鉄道西尾線の上横須賀駅が存在しており、令和元年度における乗降人員は 235 千人となっている。

表 3.2.8 対象事業実施想定区域周辺の主な駅別利用者数の状況（令和元年度）

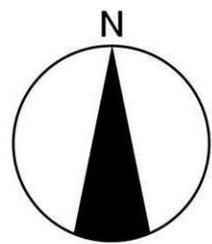
路線名	駅名	総数（千人）
名古屋鉄道西尾線	西尾口	111
	西尾	1,887
	福地	240
	上横須賀	235

出典：「西尾の統計 2020 年刊」（令和 3 年 3 月 西尾市）



凡 例

-  対象事業実施想定区域
-  市町境
-  名古屋鉄道西尾線(名鉄西尾線)



1:40,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.2.5 鉄道の状況

### 3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9(1)、(2)に、配置の状況は図 3.2.6(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南東側約 800mに位置する福祉施設である「レジデンス寺嶋」があげられる。

また、住宅の配置の状況について最寄住居は対象事業実施想定区域北側、須美川を挟んで約 180mの位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北西側の西尾市宅野島町となっている。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
小学校	1	西尾小学校	西尾市錦城町 162-1
	2	花ノ木小学校	西尾市高島町 6-1
	3	八ツ面小学校	西尾市八ツ面町市場 71
	4	福地南部小学校	西尾市熱池町古新田 42
	5	福地北部小学校	西尾市鶴ヶ池町大道 10
	6	室場小学校	西尾市室町東毘沙門 32
	7	横須賀小学校	西尾市吉良町上横須賀菱池 13-1
	8	津平小学校	西尾市吉良町津平大入 1
中学校	9	西尾中学校	西尾市今川町土井堀 1
	10	鶴城中学校	西尾市鶴城町上道天 1-2
	11	福地中学校	西尾市上道日記町上新田 3
	12	東部中学校	西尾市下永良町西後落 20
	13	吉良中学校	西尾市吉良町富田油田 8
高等学校	14	鶴城丘高等学校	西尾市亀沢町 300
幼稚園	15	西尾幼稚園	西尾市錦城町 162-13
図書館	16	西尾市立図書館	西尾市亀沢町 474

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。

出典：「令和 3 年度愛知県学校一覧（令和 3 年 5 月 1 日現在）」（愛知県ホームページ）

「幼稚園一覧」（西尾市ホームページ）

「マップあいち（文化・教養施設）」（愛知県ホームページ）

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
病院・診療所	1	西尾市民病院	西尾市熊味町上泡原 6
	2	医療法人田中会西尾病院	西尾市和泉町 22
	3	山尾病院	西尾市桜木町 5-14
	4	あいちりハビリテーション病院	西尾市江原町西柄 1-1
	5	小野田整形外科クリニック	西尾市丁田町上之切 1
	6	三村医院	西尾市住吉町 3-12
	7	山田産婦人科	西尾市若松町 38
福祉施設	特別養護老人ホーム		
	8	せんねん村	西尾市平口町大溝 77
	9	せんねん村矢曾根の家	西尾市矢曾根町蓮雲寺 55-1
	10	レジデンス寺嶋	西尾市吉良町寺嶋川原 15
	11	せんねん村矢曾根	西尾市矢曾根町蓮雲寺 29-1
	有料老人ホーム		
	12	ナーシングホームオレンジ中町	西尾市中町 75 番地 1
	13	センジュ西尾	西尾市今川町石橋 90 番
	介護老人保健施設		
	14	医療法人仁医会西尾老人保健施設	西尾市寄住町洲田 18
	15	介護老人保健施設いずみ	西尾市和泉町 1-8
	16	介護老人保健施設やまお	西尾市徳次町明大寺 144-5
	介護医療院		
	17	西尾病院介護医療院	西尾市和泉町 22
	軽費老人ホーム		
	18	ケアハウスせんねん村	西尾市平口町大溝 77
	保育施設	19	八ツ面保育園
20		花ノ木保育園	西尾市今川町石橋 8-2
21		室場保育園	西尾市室町中屋敷 95
22		福地南部保育園	西尾市芥藤町新田 62
23		伊文保育園	西尾市道光寺町天王下 30-2
24		恵保育園	西尾市末広町 26
25		熊味保育園	西尾市八ツ面町熊子山 8
26		くさの実保育園	西尾市丁田町道東 172
27		福地北部保育園	西尾市細池町天神東 11
28		横須賀保育園	西尾市吉良町上横須賀宮腰 162
29		津平保育園	西尾市吉良町津平下天神 34
30		西尾中央幼稚園	西尾市永吉町 633
31		mirai と〜ぶこども園	西尾市貝吹町油ノ木 61-3

注1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

注2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

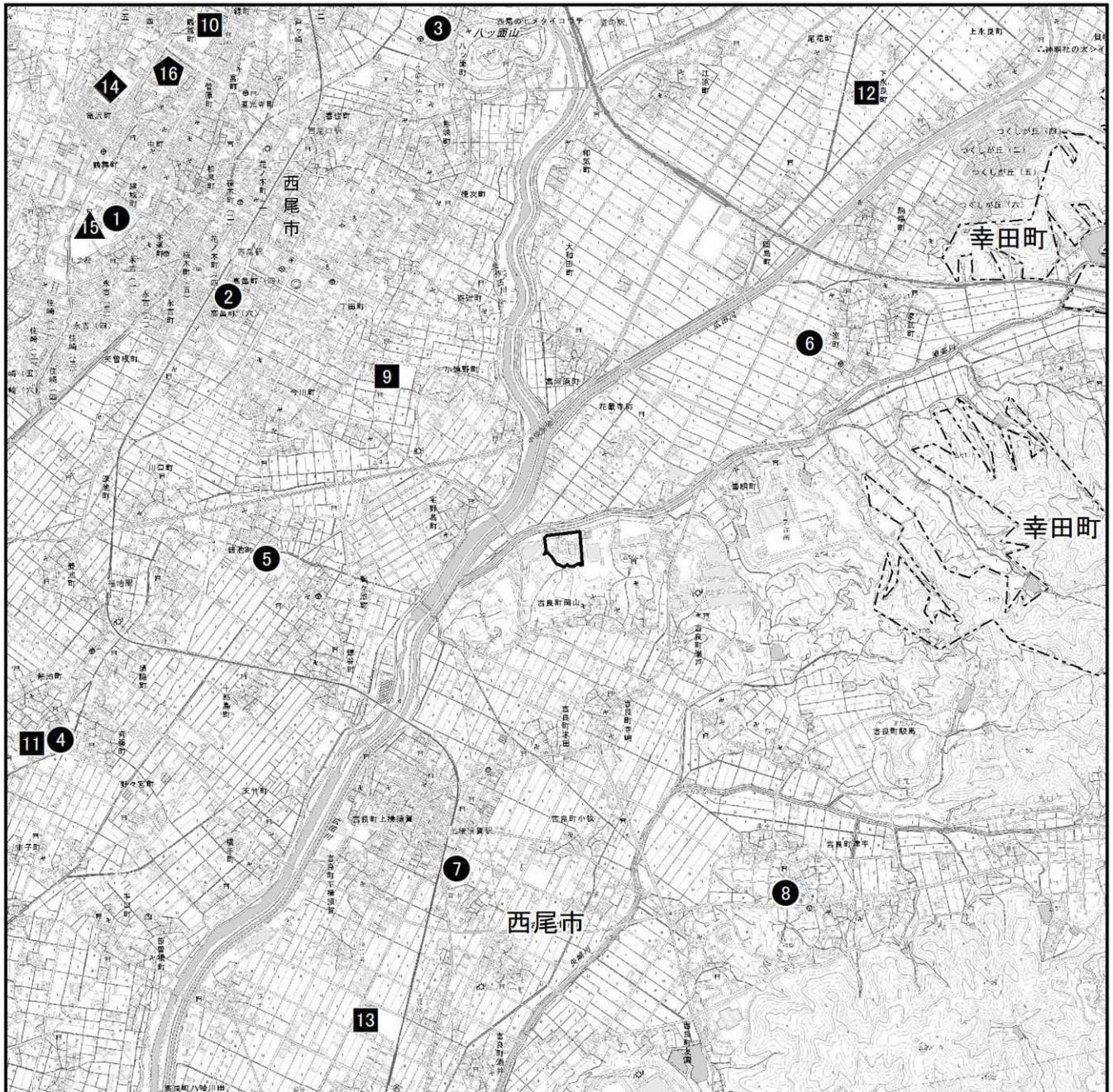
出典：「病院名簿（令和2年10月1日現在）」（愛知県ホームページ）

「保育所一覧」（愛知県ホームページ）

「保育園・認定こども園一覧」（西尾市ホームページ）

「医療機関一覧」（西尾市医師会ホームページ）

「高齢者向け施設のご案内」（愛知県ホームページ）

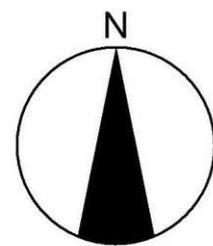


凡 例

- |  |  |   |
|--|--|---|
|  対象事業実施想定区域 |  小学校  |  幼稚園 |
|  市町境        |  中学校  |  図書館 |
|  |  高等学校 |   |

注) 図中の番号は、表 3.2.9(1)の番号と対応する。  
 出典: 「令和3年度愛知県学校一覧 (令和3年5月1日現在)」(愛知県ホームページ)  
 「幼稚園一覧」(西尾市ホームページ)  
 「マップあいち (文化・教養施設)」(愛知県ホームページ)

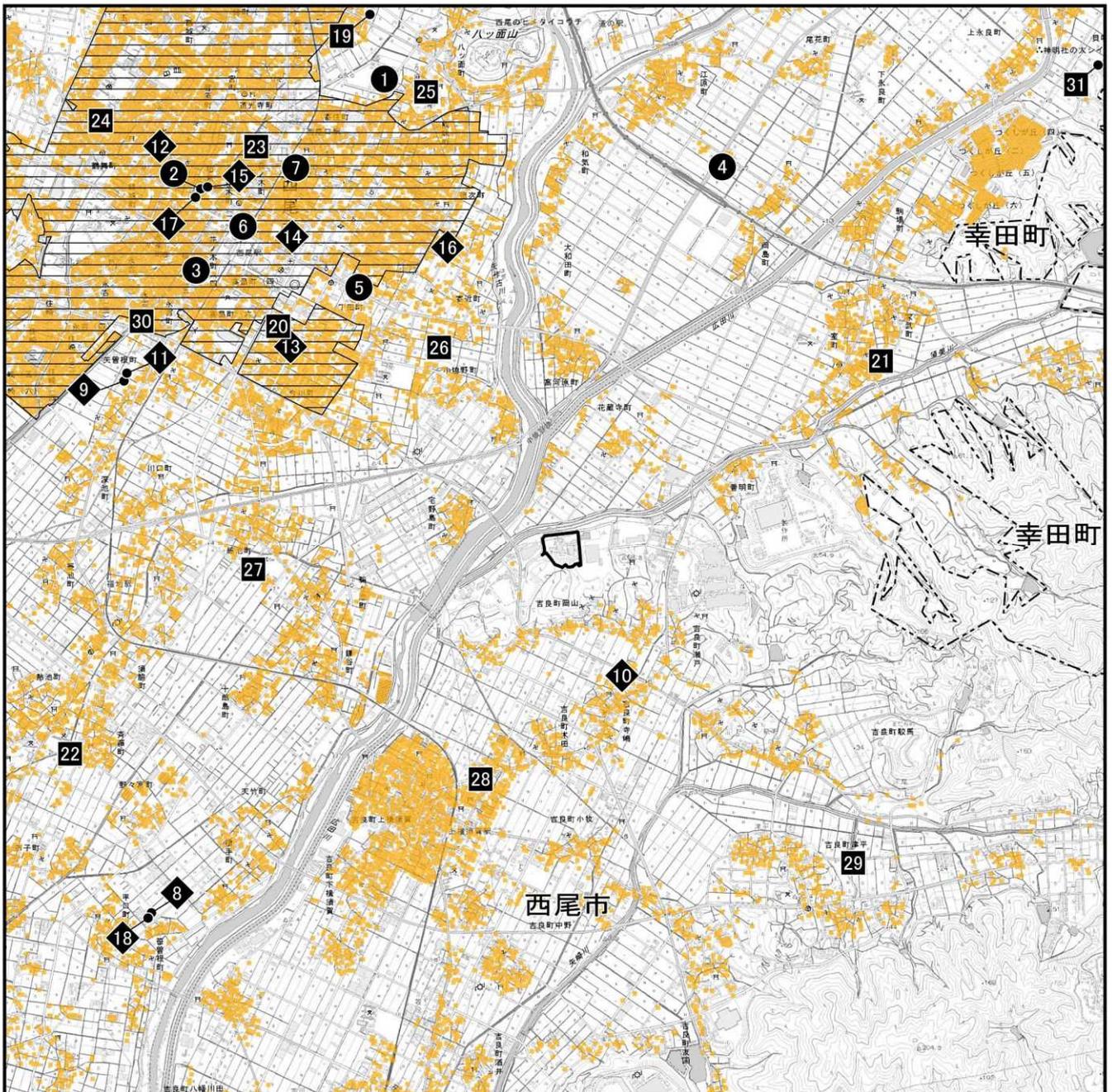
この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1:40,000



図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設 (教育施設)

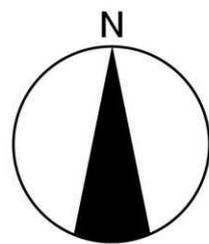


凡例

- 対象事業実施想定区域
- 病院・診療所
- 市町境
- ◆ 福祉施設
- 保育施設
- 住宅
- ▨ 人口集中地区

注) 図中の番号は、表 3.2.9(2)の番号と対応する。

出典：「病院名簿（令和2年10月1日現在）」（愛知県ホームページ）  
 「保育所一覧」（愛知県ホームページ）  
 「保育園・認定こども園一覧」（西尾市ホームページ）  
 「医療機関一覧」（西尾市医師会ホームページ）  
 「高齢者向け施設のご案内」（愛知県ホームページ）  
 「国土数値情報（人口集中地区データ）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）  
 「住宅ポイントデータ 2021（西尾市・幸田町）」  
 （株式会社ゼンリン 令和3年8月）



1:40,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

### 3.2.7 下水道の整備の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における公共下水道の普及状況は、表 3.2.10 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市の令和元年度における下水道処理人口普及率は、75.5%となっている。

また、その他の市町の下水道処理人口普及率については、岡崎市は 89.1%、幸田町は 72.2%、となっている。

表 3.2.10 公共下水道普及状況（令和元年度）

市町	項目	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率 (%)	下水道	
					下水道処理 人口 (人)	下水道処理 人口普及率 (%)
	西尾市	172,114	156,434	90.9	129,985	75.5
	岡崎市	387,106	372,560	96.2	344,849	89.1
	幸田町	42,430	42,393	99.9	30,639	72.2

出典：「令和 2（2020）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく環境基準は、表3.2.11(1)~(4)に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域または場所については適用されない。

表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学 オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
長期的 評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

表 3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境省告示第4号)

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名 項目	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」

（平成21年環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/ $\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

さらに、計画施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。西尾市における排出基準（K値）は、表 3.2.12 に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（ $\text{m}^3/\text{時}$ ）

K：法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値

He：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～ S 47. 1. 4	S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～	～ S 49. 9. 29	S 49. 9. 30 ～
法100号 県条例3	その他	17.5			17.5	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号）

「大気汚染防止法施行規則」

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年愛知県規則第 87 号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施想定区域が位置する西尾市は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

対象事業実施想定区域が位置する西尾市は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13 に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q''\}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m<sup>3</sup>/時)

W<sub>1</sub> : 昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W<sub>2</sub> : 大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q'' : 昭和49年9月30日以降に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>/時)

a : 定数 (表3.2.13参照)

b : 定数 (表3.2.13参照)

R<sub>3</sub> : 定数 (西尾市を含むその他地域=1.0)

α S<sub>3</sub> : 定数 (= (0.298 - 0.024 log y<sub>2</sub>) / 100 )

$$y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$$

表 3.2.13 総排出量規制の定数（廃棄物焼却炉）

対象規模	大气指定工場等における大气指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
又は焼却能力200kg/時以上	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
又は焼却設備の燃焼能力が重油換算50L/時以上	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

d) 公害防止のための指導基準

西尾市では、新設の工場及び事業場については、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる工場及び事業場に対し表 3.2.14 に示す指導基準を定めている。

表 3.2.14 硫黄酸化物の排出基準（K値）

市の基準値
3.0

② ばいじん

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.15 に示すとおりであり、計画施設は 0.04 g/m<sup>3</sup> が該当する。

表 3.2.15 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	法						県条例 規制基準 (g/m <sup>3</sup> )	
	焼却能力 (t/時)	規模 (万m <sup>3</sup> /時)	上乗せ基準 (g/m <sup>3</sup> )	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> )				
				設置年月日		0n (%)		
			設置年月日 S 48.4.1～	～H10.6.30	H10.7.1～			
廃棄物焼却炉	4以上	—	—	0.08	0.04	12	—	
	2以上4未満	—	—	0.15	0.08	12	—	
	2未満	—	—	0.25	0.15	12	—	
廃棄物 焼却炉	連続炉	—	4以上	0.10	—	—	0s	0.70
		—	1以上4未 満	0.20	—	—	0s	
		—	1未満	—	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	0.70

注1) この表に掲げるばいじんの量は、JIS Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m<sup>3</sup>)

Cs : 測定時のばいじん量 (g/m<sup>3</sup>)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注4) 一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.16 に示すとおりであり、計画施設は 250ppm が該当する。

表 3.2.16 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万m <sup>3</sup> /時)	0n (%)	排出基準 (ppm)		
			設置年月日		
			～S 52.6.17	S 52.6.18～ S 54.8.9	S 54.8.10～
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.17 に示すとおりである。

表 3.2.17 窒素酸化物に係る指導

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が200kg/時以上)	<p>1. 表 3.2.16 に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。</p>	<p>表 3.2.16に示す窒素酸化物の排出基準(昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準)の5%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。</p>

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.18 に示すとおり定められている。

表 3.2.18 塩化水素の排出基準(廃棄物焼却炉)

施設名	排出基準 (mg/m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	700

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup>)

Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m<sup>3</sup>)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.19 に示すとおり定められており、計画施設では  $30 \mu\text{g}/\text{m}^3$  が該当する。

表 3.2.19 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) <sup>注2)</sup>		換算酸素濃度 (%)
	新規	既存 <sup>注3)</sup>	
廃棄物焼却炉 <sup>注1)</sup>	30	50	12

注1) 火床面積  $2 \text{m}^2$ 以上又は焼却能力が  $200\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 水銀の量 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

Cs : 排出ガス中の水銀の量 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

注3) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)の施行(平成30年4月1日)において設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む)を指す。

出典: 「大気汚染防止法施行規則」

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.20 に示すとおり定められており、計画施設では  $0.1 \text{ng-TEQ}/\text{m}^3$  が該当する。

表 3.2.20 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模 (焼却能力 <sup>注1)</sup> )	排出基準 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ ) <sup>注2) 注3)</sup>			0n (%)
	設置年月日			
	~H9.12.1	H9.12.2~ H12.1.14	H12.1.15~	
4 t/時以上	1	0.1	0.1	12
2 t/時以上~4 t/時未満	5	1	1	
火格子面積 $2 \text{m}^2$ 以上又は 焼却能力 $0.2 \text{t}/\text{時}$ 以上 $2 \text{t}/\text{時}$ 未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1) 火床面積  $0.5 \text{m}^2$ 以上又は焼却能力が  $50\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の量 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )

Cs : 測定時のダイオキシン類の量 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ )

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典: 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)

### 3.2.8.2 騒音

#### (1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.21(1)～(3)に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、B類型に該当する。

表 3.2.21(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型		時間の区分	基準値	
			昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	該当なし		50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		60デシベル以下	50デシベル以下

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成11年愛知県告示第261号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成24年西尾市告示第14号)

表 3.2.21(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3.2.21(3)の基準による。

※地域の類型 A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域  
B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域(市街化調整区域)  
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」

「騒音に係る環境基準の地域の類型」

表 3.2.21(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基 準 値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」

「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企257号）

## (2) 騒音に係る規制基準

### ① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表3.2.22に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、第3種区域に該当する。

表 3.2.22 特定工場等に係る騒音規制基準

単位：デシベル

地域の区分		時間の区分		
		昼 間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜 間 22時～翌日6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	45	40	40
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70
	都市計画区域以外の地域	60	55	50

備考1 第3種区域及び第4種区域内に学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

備考2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（備考1.の適用を受ける区域は除く）。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年愛知県告示第800号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成27年西尾市告示第47号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.23 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、①地域の基準が適用される。

表 3.2.23 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85 デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上\*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注 3) 地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和 46 年愛知県告示第 801 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（平成 27 年西尾市告示第 47 号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.24 に示すとおり定められている。

表 3.2.24 自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区域区分		時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する空間
				1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	6時～22時	65	70	昼間 75 夜間 70
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間	22時～翌日6時	55	65	
b	第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	6時～22時	65	75	
	準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	夜間	22時～翌日6時	55	70	
c	近隣商業地域 商業地域	昼間	6時～22時	75		
	準工業地域 工業地域	夜間	22時～翌日6時	70		

注1) 要請限度とは、「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」

(平成12年愛知県告示第312号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する区域の区分」(平成27年西尾市告示第47号)

### 3.2.8.3 振動

#### (1) 振動に係る規制基準

##### ① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準は表 3.2.25 に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、第 2 種区域に該当する。

表 3.2.25 特定工場等に係る振動規制基準

単位：デシベル

地域区分		時間区分	
		昼 間	夜 間
		7 時 ～ 20 時	20 時 ～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	55
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

備考 1 工業地域又は工業専用地域内のうち、学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 2 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする（備考 1. の適用を受ける区域は除く）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 52 年愛知県告示第 1047 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成 27 年西尾市告示第 48 号）

##### ② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準は表 3.2.26 に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は、都市計画区域で用途地域の定めのない地域であり、①地域の基準が適用される。

表 3.2.26 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上 \* 欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注 3) 地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」（昭和 52 年愛知県告示第 1048 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

「特定建設作業に係る振動規制法施行規則により指定する区域」（平成 27 年西尾市告示第 48 号）

### ③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2.27 に示すとおりである。

表 3.2.27 道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

地域区分		要請限度	
		昼間 7 時～20 時	夜間 20 時～翌日 7 時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65	60
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

注) 要請限度とは、「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年愛知県告示第 1049 号）

「道路交通振動の要請限度に係る区域の区分」（平成 27 年西尾市告示第 48 号）

### 3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)の規制地域であり、対象事業実施想定区域が位置する西尾市においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準は表3.2.28に、規制区分は図3.2.7に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、第3種地域に該当する。

表 3.2.28 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分		敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第1種地域	市街化区域(工業地域を除く)(第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域)	臭気指数 12	規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数 28
第2種地域	第1種地域との緩衝地域(おおむね市街化区域に隣接する地域)及び工業地域	臭気指数 15		臭気指数 31
第3種地域	第1種地域、第2種地域以外の地域	臭気指数 18		臭気指数 34

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気(試料が水の場合は無臭の水)で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数 10: ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 12~15: 気をつければ分かる臭気(希釈倍率 16~32倍)

臭気指数 18~21: らくに感知できる臭気(希釈倍率 63~126倍)

注2) 「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・15m未満 指標: 臭気指数

大気拡散式: 流量を測定しない簡易な方法

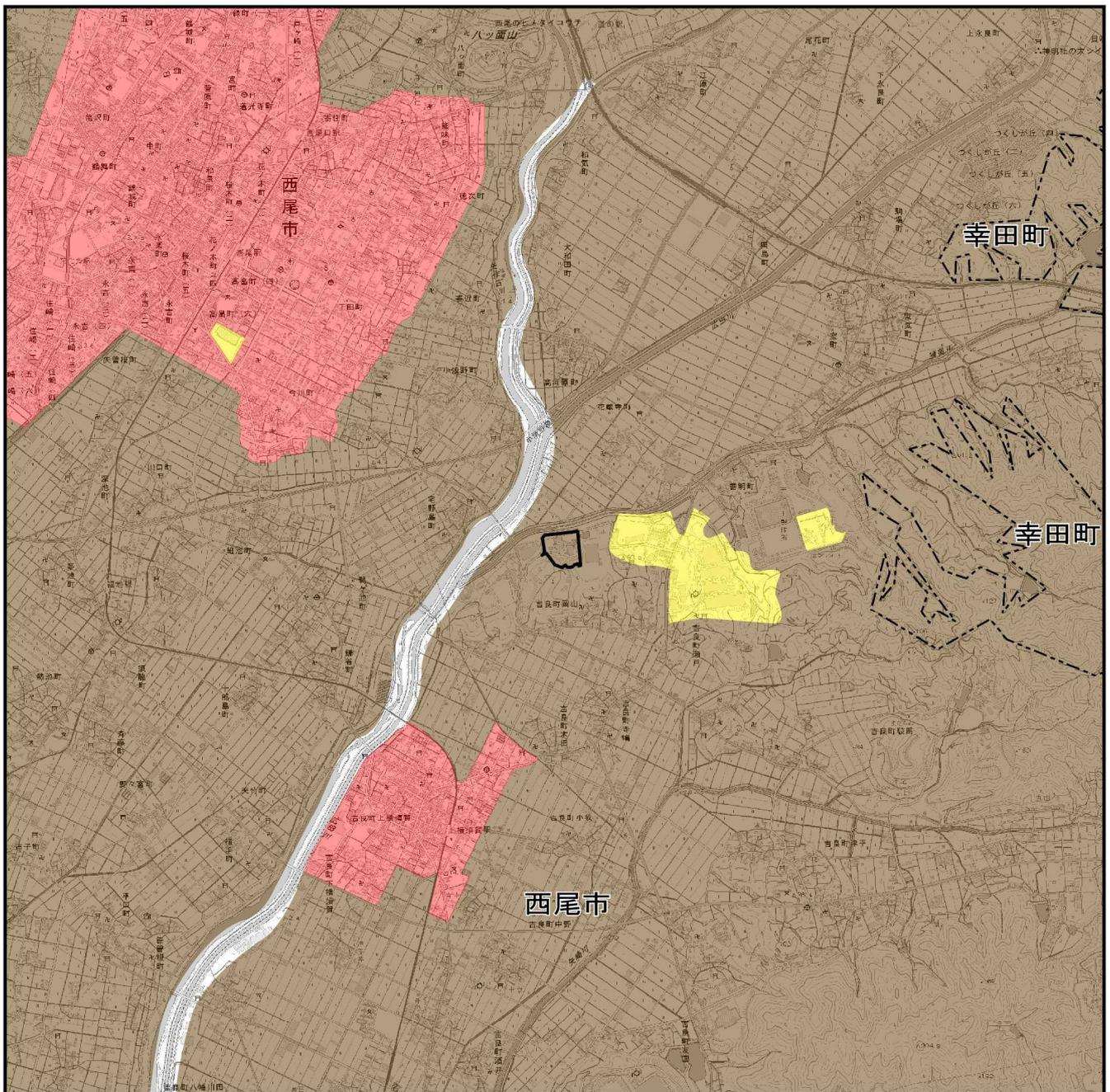
・15m以上 指標: 臭気排出強度

大気拡散式: 建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成18年愛知県告示第378号)

「臭気指数の規制基準」(平成24年西尾市告示第17号)

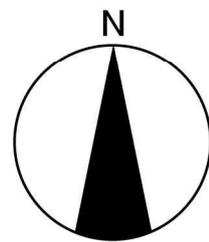


凡 例

-  対象事業実施想定区域
-  市町境
-  第 1 種地域 (臭気指数 : 12)
-  第 2 種地域 (臭気指数 : 15)
-  第 3 種地域 (臭気指数 : 18)

出典 : 「悪臭規制区分図」(西尾市提供データ)  
「悪臭規制区域区分図」(幸田町提供データ)

この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。



1 : 40,000



図 3.2.7 悪臭規制指定地域

### 3.2.8.5 水質

#### (1) 水質汚濁に係る環境基準

##### ① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.29 に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表 3.2.29 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本産業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

##### ② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.30 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域西側を流れる矢作古川は、B類型及び生物B類型に指定されている。

表 3.2.30 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目 類型	利用目的の 適用性 <sup>注</sup>	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考1 基準値は、日間平均値とする。

備考2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注)「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.31 に示すとおりである。

ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.31 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一律排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設を設置する事業場（特定事業場）は、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.32 に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m<sup>3</sup>/日を超える場合には、表 3.2.33 に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施想定区域は窒素含有量及び燐含有量の排水基準の適用地域となっている。

表 3.2.32 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注)「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.33 排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度	
水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下	
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	
浮遊物質	200mg/L（日間平均150mg/L）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	
銅含有量	3mg/L	
亜鉛含有量	2mg/L	
溶解性鉄含有量	10mg/L	
溶解性マンガン含有量	10mg/L	
クロム含有量	2mg/L	
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）	
磷含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）	

注1)「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2)生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注3)窒素含有量、磷含有量についての排水基準は、窒素又は磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用される。

出典：「排水基準を定める省令」

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排水水の排出基準は、表 3.2.34 に示すとおりである。

表 3.2.34 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水水）

特定施設種類	排出基準（pg-TEQ/L）
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」

② 総量規制基準

対象事業実施想定区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が 50m<sup>3</sup>/日以上の場合、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.35 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

- L<sub>c</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C<sub>c j</sub> : 表 3.2.35 に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C<sub>c i</sub> : 表 3.2.35 に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C<sub>c o</sub> : 表 3.2.35 に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q<sub>c j</sub> : 平成 3 年 7 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q<sub>c i</sub> : 昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。（単位 1日につき立方メートル）
- Q<sub>c o</sub> : 特定排出水の量（Q<sub>c j</sub> 及び Q<sub>c i</sub> を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_n = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

- L<sub>n</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C<sub>n i</sub> : 表 3.2.35 中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C<sub>n o</sub> : 表 3.2.35 中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q<sub>n i</sub> : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q<sub>n</sub> : 特定排出水の量（Q<sub>n i</sub> を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_p = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

- L<sub>p</sub> : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C<sub>p i</sub> : 表 3.2.35 中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C<sub>p o</sub> : 表 3.2.35 中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q<sub>p i</sub> : 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q<sub>p o</sub> : 特定排出水の量（Q<sub>p i</sub> を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

表 3.2.35 総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
		C <sub>c j</sub>	C <sub>c i</sub>	C <sub>c o</sub>	C <sub>n i</sub>	C <sub>n o</sub>	C <sub>p i</sub>	C <sub>p o</sub>
ごみ処理業	日平均排水量 400m <sup>3</sup> 以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量 400m <sup>3</sup> 未満						1.5	2.5

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」  
 (平成29年愛知県告示第286号)  
 「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」  
 (平成29年愛知県告示第287号)  
 「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準」  
 (平成29年愛知県告示第288号)

③ 上乗せ基準

愛知県では、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準を定められている。

対象事業実施想定区域及びその周囲は矢作川水域に分類され、表3.2.36に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.36 上乗せ排水基準（新設の工場又は事業場（矢作川水域））

項目		許容限度
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン	鉱油類	2mg/L
抽出物質含有量	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

注）新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排水の量が20m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」

④ 公害防止のための指導基準

西尾市では、新設の工場及び事業場については、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる工場及び事業場に対し表3.2.37に示す指導基準を定めている。

表 3.2.37(1) 排水基準（浄化槽）

項目	BOD	COD	SS
一日あたりの平均的な排水量			
10 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 未満	30mg/ℓ	30mg/ℓ	30mg/ℓ
20 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 未満	20mg/ℓ	25mg/ℓ (20)	20mg/ℓ
30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満	10mg/ℓ	20mg/ℓ (10)	10mg/ℓ
50 m <sup>3</sup> 以上	10mg/ℓ	10mg/ℓ	10mg/ℓ

注1）処理対象人員が51人以上で排水量が10m<sup>3</sup>/日以上のものに適用する。

注2）数値は最大値とし、（）は目標値とする。

注3）西尾市公共下水道全体計画区域の内、事業計画区域を除く。

表 3.2.37(2) 排水基準（浄化槽）

項目	BOD	COD	SS
一日あたりの平均的な排水量			
10 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 未満	30mg/ℓ	30mg/ℓ	30mg/ℓ
20 m <sup>3</sup> 以上	20mg/ℓ	25mg/ℓ (20)	20mg/ℓ

注1）処理対象人員が51人以上で排水量が10m<sup>3</sup>/日以上のものに適用する。

注2）数値は最大値とし、（）は目標値とする。

注3）西尾市公共下水道事業計画区域の内、使用開始区域を除く。

### 3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

#### (1) 地盤

対象事業実施想定区域が位置する西尾市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル（ふたつ以上ある場合はその断面積の合計）を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

#### (2) 地下水及び土壌

##### ① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2.38及び表3.2.39に示すとおり定められている。

表 3. 2. 38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成 9 年環境庁告示第 10 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5又は43. 2. 6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと、日本産業規格 K0102 43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。

注 4) 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注 5) ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

表 3.2.39 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/gであること。

- 注 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 注 2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 注 3) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成 3 年環境庁告示第 46 号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注 4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
- 注 5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 注 6) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）  
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

## ② 土壤汚染対策法及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

「土壤汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の形質の変更が行われる土地、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壤汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

### 「土壤汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壤汚染対策地域として指定し、農用地土壤汚染対策計画を策定することが定められている。

### 「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

対象事業実施想定区域は、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③ 土壤汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壤汚染等の有無を判断する基準である土壤汚染等対策基準は、表 3.2.40 に示すとおり定められている。

表 3.2.40 土壤汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壤溶出量基準	土壤含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検 出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検出 されないこと
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

### 3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和 39 年愛知県条例第 49 号）では、表 3.2.41 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

対象事業実施想定区域は、都市計画区域で用途地域の指定のない区域であり、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」の適用を受ける。

表 3.2.41 建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ	容積率	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲 <sup>注2)</sup>	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが 7 m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 m	80% 以下	3 時間	2 時間
			100% 以上	4 時間	2.5 時間
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4 m	150% 以下	3 時間	2 時間
			200% 以上	4 時間	2.5 時間
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	高さが 10m を超える建築物	4 m	200%	4 時間	2.5 時間
			300% 以上	5 時間	3 時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが 10m を超える建築物	4 m	200%	5 時間	2.5 時間
都市計画区域で用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)	高さが 10m を超える建築物	4 m	200% 以下	4 時間	2.5 時間

注 1) この表において、測定面高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

注 2) 敷地境界線からの水平距離が 5 m を超える範囲に対する規制である。

出典：「建築基準法」

「愛知県建築基準条例」

### 3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

対象事業実施想定区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.42 に示すとおりである。

表 3.2.42 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			対象事業実施 想定区域	対象事業実施 想定区域周辺
土地利用関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当なし
	土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号)	土地区画整理事業の 施行地区	該当なし	該当あり
	都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号)	市街地再開発事業の 施行地区	該当なし	該当なし
	都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)	特別緑地保全地区	該当なし	該当なし
	生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)	生産緑地地区	該当なし	該当あり
	農地法(昭和 27 年法律第 229 号)	農地	該当なし	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)	農業振興地域	該当なし	該当あり
	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当なし	該当あり
	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)	認定道路	該当なし	該当あり
航空法(昭和 27 年法律第 231 号)	制限表面	該当なし	該当なし	
自然環境保全関連	自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	国立公園	該当なし	該当なし
		国定公園	該当なし	該当なし
	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)	都市計画公園	該当なし	該当あり
	自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)	原生自然環境保全地域 及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適 正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区	該当なし	該当あり
		特定猟具使用禁止区域	該当あり	該当あり
	都市の美観風致を維持するための樹 木の保存に関する法律 (昭和 37 年法律第 142 号)	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当あり
	景観法(平成 16 年法律第 110 号)	景観計画区域、景観地 区、準景観地区	該当なし	該当なし
森林法(昭和 26 年法律第 249 号)	保安林	該当なし	該当あり	
防災関連	土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害警戒区域	該当なし	該当あり
		土砂災害特別警戒区域	該当なし	該当あり
	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域	該当なし	該当なし
	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)	砂防指定地	該当あり	該当あり
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当あり
	宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号)	宅地造成工事規制区域	該当なし	該当なし

### 3.2.8.9 環境基本計画等

#### (1) 第5次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、令和3年2月に2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」が策定された。

概要については、表 3.2.43 に示すとおりである。

表 3.2.43 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

策定の趣旨	愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。
期間	2021年度から2030年度まで（10年間）
目標	SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」
環境施策の方向性	SDGs の達成を加速するため、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGs を理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目指すべき3つのあいちの姿の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本一環境にやさしいあいち</li> <li>・環境と経済成長が好循環しているあいち</li> <li>・地域が活性化している魅力あるあいち</li> </ul> </li> <li>(2) 環境の各分野の関連性及び経済・社会との関わりの明示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の各分野間の関連を示すとともに、経済や社会との関わりも記載</li> </ul> </li> <li>(3) SDGs との主な関連性の明示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の方向と SDGs の 17 のゴールとの関連について、アイコンを利用して分かりやすく記載</li> </ul> </li> <li>(4) 重点施策の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の課題（経済・社会分野含む）を総合的に解決する施策のうち、特に SDGs の多くのゴールに貢献する9つの施策を重点施策として位置づけを推進</li> </ul> </li> <li>(5) 数値目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の各分野に数値目標（合計21項目）を設定</li> </ul> </li> </ul>

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月 愛知県）

(2) 第2次西尾市環境基本計画

西尾市では、緑や水に恵まれた自然環境、先人から受け継いだ歴史や伝統文化といった豊かな環境を将来の世代に引き継ぎ、全ての人と環境にやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、平成23年4月に「第1次西尾市環境基本計画」が策定された。その後、計画期間が平成28年度までであること、また、身近なものから地域全体、地球全体のものまで、引き続き取り組むべき環境課題が多く残されていることから、今後10年間を見通した計画として平成29年3月に「第2次西尾市環境基本計画」が策定された。

本計画では、西尾市のめざす環境像として“海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう潤いに満ちたまちを未来へ”を掲げ、その実現に向けて「1豊かな自然のつながりを感じられるまち【自然共生】」、「2資源を有効に利用するまち【資源循環】」、「3社会の低炭素化に貢献するまち【低炭素】」、「4地域に誇りと愛着を感じられるまち【安全安心・快適】」、「5みんなで環境を良くするまち【連携協働・人づくり】」の5つの環境目標を定めている。

なお、本計画では、平成29年度から平成38年度（令和8年度）までの10年間の計画期間とし、中間年である平成33年度（令和3年度）を目安に見直しを図るものとしている。

概要については表3.2.44に示すとおりである。

表 3.2.44 「第2次西尾市環境基本計画」の目標と施策

西尾市のめざす環境像	環境目標	基本的取り組み
海・川・山 とけあう潤いに満ちたまちを未来へ	1 豊かな自然のつながりを感じられるまち 【自然共生】	施策目標 1-1：豊かな自然環境の保全 施策目標 1-2：身近な緑と水の創出 施策目標 1-3：環境保全型農業の推進 施策目標 1-4：緑と水のネットワークづくり
	2 資源を有効に利用するまち【資源循環】	施策目標 2-1：4Rの推進 施策目標 2-2：適正なごみ処理体制の構築・充実 施策目標 2-3：水資源の有効活用
	3 社会の低炭素化に貢献するまち【低炭素】	施策目標 3-1：環境にやさしいライフスタイルの実現 施策目標 3-2：再生可能エネルギーの利用促進
	4 地域に誇りと愛着を感じられるまち 【安全安心・快適】	施策目標 4-1：環境に配慮した都市基盤の整備 施策目標 4-2：潤いのある美しいまちづくりの推進 施策目標 4-3：公害発生の防止
	5 みんなで環境を良くするまち 【連携協働・人づくり】	施策目標 5-1：環境教育・環境学習の推進 施策目標 5-2：連携・協働による環境保全活動の推進 施策目標 5-3：環境に関する情報の収集・発信、共有

出典：「第2次西尾市環境基本計画」（平成29年3月 西尾市）

(3) 第2次岡崎市環境基本計画（環境ビジョン）

岡崎市では、目標年次を2020（令和2）年度として、ビジョンと環境目標を設定し、その実現に必要な施策として1999（平成11）年3月に「岡崎市環境基本計画」を策定した。その後2009（平成21）年3月及び2015（平成27）年3月に改定した後、計画期間が2020（令和2）年度末に終了することから、社会情勢や環境問題の将来予測を踏まえて、令和3年3月に「第2次岡崎市環境基本計画（環境ビジョン）」を策定した。

計画期間は、2021（令和3）年度から10年間とし、かけがえのない地域の自然環境と特性を活かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要な環境ビジョン、環境目標、施策の体系及び重点的に取り組む施策を定め、市民、事業者及び行政がパートナーシップ（協働）を形成しながら、「岡崎市環境基本条例」（平成17年岡崎市条例第139号）第10条に定められた、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

概要については、表3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「第2次岡崎市環境基本計画」における環境に係る施策等の概要

環境ビジョン	環境目標		SDGsの目標	施策の方向性	重点施策
自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、 「環境共生都市 岡崎」 持続可能な循環型社会	環境目標1	【自然共生】 豊かな自然と共生する まちに	目標6 目標15	①豊かな自然を確保する ②人と自然がふれあえる場を確保する	重点施策1 野生生物の保護及び自然環境の保全 重点施策2 自然体験プログラムの充実・施設の整備
	環境目標2	【生活環境】 良好な生活環境が確保されるまちに	目標3 目標6 目標12	①ごみのない美しく快適なまちづくりを推進する ②環境汚染を防止し、リスクを低減する	重点施策3 環境美化の推進 重点施策4 環境汚染の防止に係る適切な規制、指導及び環境調査の充実
	環境目標3	【地球環境】 気候変動の対策が進んだまちに	目標7 目標13	①地球温暖化を緩和し、気候変動に適応する ②株式会社岡崎さくら電力と連携し、クリーンな電気を公共施設等に供給する	重点施策5 地球温暖化の緩和策及び適応策の推進 重点施策6 株式会社岡崎さくら電力と連携した地域の低炭素化の推進
	環境目標4	【循環型社会】 ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに	目標11 目標12	①ごみ減量、リサイクルを推進する ②廃棄物の適正処理を推進する	ごみ減量と資源化、ごみ処理体制の整備 廃棄物の適正処理に係る指導、啓発の徹底
	環境目標5	【環境教育】 環境を考え実践するまちに	目標4 目標17	①環境教育を推進する	環境教育の推進

出典：「第2次岡崎市環境基本計画」（令和3年3月 岡崎市）

(4) 幸田町環境基本計画

幸田町では、平成 15 年 3 月に目標年度を平成 34 年度（令和 4 年度）とする「幸田町環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を推進し、平成 25 年 3 月には、第 1 次環境基本計画のスローガンである「みんなで作ろう 四季とふれあう美しいまち」や目標年度を継承しつつ、残りの 10 年間について、計画の見直しが行われている。

計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）の 10 年間としている。  
概要については、表 3.2.46 に示すとおりである。

表 3.2.46 「幸田町環境基本計画」の施策目標と基本施策

スローガン	望ましい環境像	取り組みの柱	町の施策	
みんなで作ろう 四季とふれあう美しいまち	1 未来によりよい環境を伝えるため、積極的に行動するまち	環境教育、環境学習を進め、環境情報を共有しよう	環境教育・環境学習の機会の充実 人材の育成 環境情報の共有	
		みんなで協力して環境保全活動を積極的に進めよう	環境保全活動の支援 環境保全活動の情報収集と公開	
	2 きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた暮らしやすいまち	安心して生活できる環境を守ろう	公害防止対策の推進	水循環の保全 有害化学物質対策 オゾン層の保護対策等の推進
			生活環境に対するマナーを向上させよう	町民の生活環境に対するモラルの向上 事業者の生活環境に対するモラルの向上
		3 低炭素型社会を実現し、地球温暖化を防止するまち		省エネ行動に取り組もう
	再生可能エネルギーを普及させよう		再生可能エネルギー等の導入の推進	
	4 さまざまな生き物が住む豊かな自然に恵まれ、自然とふれあうことができるまち	多様な生態系を守ろう	生態系の保全 森林の保全と育成 農地の保全 水辺の保全	
			自然の保全と都市化との調和を図ろう	自然とのふれあいの場の整備 市街地緑化の推進 自然環境に配慮した開発 良好な景観の形成
		5 循環型社会を構築し、資源を大切に するまち		ごみの発生・排出を抑制しよう
			資源を再利用しよう	ごみのリサイクルの推進 ごみのリサイクルシステムの構築
	ごみを適正に処理しよう		適正処理の推進 不法投棄の防止	

出典：「幸田町環境基本計画」（平成 25 年 3 月 幸田町）

### 3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

#### (1) あいち地球温暖化防止戦略 2030

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」（平成 30 年 2 月）では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030 年度における県内からの温室効果ガス削減量を 2013 年度比で 26% 削減という目標をかかげている。

温室効果ガス削減に向け、「県民、事業者、市町村などすべての主体による積極的な取組」、「強みや地域資源を最大限に生かした愛知らしい取組」、「関係部局と連携しあらゆる施策の実施」という 3 つの視点に基づいた取組（緩和策）により、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進を図ることとしている。

緩和策の施策体制は、表 3.2.47(1)、(2)に示すとおりである。

表 3.2.47(1) 「あいち地球温暖化防止戦略2030」における緩和策の施策体制

取組分野	施策の方向性と具体的取組
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「COOL CHOICE」と連動した県民運動の展開</li> <li>・家庭向け省エネ診断などによる「見える化」と「気づき」を通じた実践行動の促進</li> <li>・企業や市町村等と連携したクールシェアなどの取組の推進</li> </ul> </li> <li>■ 家庭のエネルギー消費を削減する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗による家電等の省エネ情報提供の促進</li> </ul> </li> <li>■ 環境に配慮した住宅を普及する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ・創エネ・蓄エネ設備の導入による「スマートハウス化」の促進</li> <li>・既設住宅の高断熱化の促進</li> </ul> </li> </ul>
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の自主取組促進に向けた「地球温暖化対策計画書制度」の充実</li> </ul> </li> <li>■ 中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業を対象とした総合的な支援</li> <li>・環境負荷低減設備の導入に対する低利融資</li> </ul> </li> <li>■ 環境に配慮した建築物を普及する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県建築物環境配慮制度」の効果的運用</li> </ul> </li> <li>■ 低炭素型の技術・製品・サービスの供給を促進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究や事業化支援などによる次世代自動車産業や環境・エネルギー産業の振興</li> <li>・顕彰制度による優れた製品等の発掘・普及</li> </ul> </li> <li>■ 農林水産業の省エネ化を促進する</li> <li>■ 行政による率先取組を推進する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設の照明のLED化などの率先行動</li> </ul> </li> </ul>

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030」（平成30年2月 愛知県）

表 3.2.47(2) 「あいち地球温暖化防止戦略2030」における緩和策の施策体制

取組分野		施策の方向性と具体的取組
3 地域環境の低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する</li> <li>■ 自動車使用に伴う環境負荷を低減する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入補助や課税免除などによる次世代自動車の普及拡大</li> <li>・ 関連団体等と連携したエコドライブの普及</li> </ul> </li> </ul>
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境負荷の小さな都市づくりを推進する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村による都市づくりに対する支援</li> </ul> </li> </ul>
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 太陽エネルギーの恵みを有効活用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電・太陽熱利用施設の普及拡大</li> </ul> </li> <li>■ 未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小水力やバイオマスなど地域資源の活用</li> <li>・ 未利用資源を活用した地域循環圏の形成</li> </ul> </li> <li>■ 水素社会の実現に向けた取組を推進する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再エネを活用して低炭素水素を製造・供給する「低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大</li> </ul> </li> <li>■ 環境・新エネ分野の産業振興を推進する</li> </ul>
4 その他の温室効果ガスの削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物の排出量や処分量を抑制する</li> <li>■ 廃棄物を資源として活用する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した循環ビジネスの事業化支援</li> </ul> </li> </ul>
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ フロン類の排出を抑制する</li> </ul>
5 温室効果ガスの吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林の持つ多面的機能を発揮させる                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽や間伐など適切な森林整備・保全の推進</li> </ul> </li> <li>■ 吸収したCO<sub>2</sub>を長期間貯蔵する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証制度などによる県産木材の利用拡大</li> </ul> </li> <li>■ 身近な吸収源を確保する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市の緑化の推進</li> </ul> </li> </ul>
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり（環境学習・教育）」		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低炭素型の価値観を形成する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達段階に応じた教育・学習機会の提供</li> </ul> </li> <li>■ 指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進員等の資質向上と活動の場の創出</li> </ul> </li> </ul>

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030」（平成30年2月 愛知県）

(2) 西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 2 年 7 月）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、市自らが行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制をはじめ、職員が率先して実施する環境に配慮した取組を推進することを目的として策定されたものである。

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 12（2030）年度とし、令和 12（2030）年度における温室効果ガス総排出量を平成 25（2013）年度の数値に対して 40%削減することを目標とされている。

概要については、表 3.2.48 に示すとおりである。

表 3.2.48 「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

対 象	「二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )」、「メタン(CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )」、「三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )」の 7 物質を削減の対象とする。
計画期間と計画の対象	[計画期間] 2020（令和 2）年度から 2030（令和 12）年度 [基準年度] 2013（平成 25）年度（国の「地球温暖化対策計画」に従う） [目標年度] 2030（令和 12）年度（国の「地球温暖化対策計画」に従う） [対象施設] 温室効果ガスの排出が多い 30 施設をはじめ全公共施設
目 標	令和 12（2030）年度における温室効果ガス総排出量を平成 25（2013）年度の数値に対して 40%削減することを目標とする。
基本方針	①地球温暖化の緩和と適応 ②市職員一人ひとりの関わりとつながり ③取組のトリアージ（順位付け） ④地域への波及 ⑤削減に向けた取組の考え方

出典：「西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 2 年 7 月 西尾市）

(3) 岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期

「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期」（令和3年3月）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、岡崎市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出を抑制し、市自らが地球温暖化対策に積極的な役割を果たすとともに、市民や事業者の意識の向上を図ることを目的として策定されたものである。

概要については、表 3.2.49 に示すとおりである。

表 3.2.49 「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期（令和3年度～7年度）」の概要

対 象	「二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )」、「メタン(CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」の4物質を削減の対象とする。
期 間	[計画期間] 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間 [基準年度] 令和元(2019)年度 [目標年度] 令和12(2030)年度
目 標	令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比28%削減
取 り 組 み	1 省エネルギー・省資源行動の実践 2 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進 3 公用車からの温室効果ガスの削減 4 公共施設の省エネ化の推進 5 再生可能エネルギー等の利用促進 6 その他の取組

出典：「岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第5期（令和3年度～7年度）」  
(令和3年3月 岡崎市)

(4) 岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2018年度～2030年度

「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2018年度～2030年度」（平成30年3月）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、岡崎市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を策定されたものである。また、「岡崎市環境基本計画」で掲げる環境目標の1つ「地球環境に配慮するまちに」の実現に向けた施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画を兼ねている。

概要については、表 3.2.50 に示すとおりである。

表 3.2.50 「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2018年度～2030年度」の概要

対 象	「二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )」、「メタン(CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )」の6物質を削減の対象とする。
期 間	[計画期間] 中期：平成30(2018)年度から平成42(2030)年度までの13年間 長期：平成30(2018)年度から平成62(2050)年度までの33年間 [基準年度] 平成25(2013)年度
目 標	中期：基準年度比 28%削減 長期：基準年度比 80%削減
重点施策	1 みんなで取り組むエコライフ（取組意欲・関心・興味を高めるきっかけづくり） 2 産業界のCO <sub>2</sub> 削減の主役を応援（中小事業者等の取組の支援及び促進） 3 省エネ機器は当たり前（省エネ機器の普及促進） 4 岡崎につくろう！地域電力会社（岡崎市PPSの始動） 5 全国に発信！自動車の賢い利用（COOL CHOICEの推進） 6 水と酸素も地産地消のまちに（森林の保全・整備、森林資源活用の推進） 7 「首長誓約」はみんなの約束（広域的な取組の推進）

出典：「岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2018年度～2030年度」  
(平成30年3月 岡崎市)

(5) 平成 31 年度～平成 35 年度（令和 5 年度）幸田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「平成 31 年度～平成 35 年度（令和 5 年度）幸田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 31 年 3 月）は地方公共団体が実施している事務事業に関し、「温室効果ガス排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画である。

事務事業の実施にあたり、環境に「 $e \sim c o$ と」しようを合言葉として、実行計画に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けての様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とされている。

概要については、表 3.2.51 に示すとおりである。

表 3.2.51 「平成31年度～平成35年度（令和5年度）幸田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

対 象	「二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )」、「メタン(CH <sub>4</sub> )」、「一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)」の3物質を削減の対象とする。
期 間	[計画期間] 平成 31 年度～平成 35 年度（令和 5 年度）までの 5 年間 [基準年度] 平成 29 年度 [目標年度] 平成 35 年度（令和 5 年度）
目 標	基準年度と比較して、目標年度の温室効果ガス排出量を 5 %削減することを目標とします。
具体的な $e \sim c o$ と (取組)	<p>1 購入・使用に当たっての配慮 電気購入の省 CO<sub>2</sub>化 照明の適正管理 低燃費・低公害車の導入 自動車の効率的利用 公用車の利用抑制 エネルギー消費効率の高い機器の導入 紙類の使用量の削減 物品の購入 水の適正利用 代替フロン系冷媒、非フロン系エアゾール製品の購入・使用の徹底</p> <p>2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮 エネルギー使用量の抑制 温室効果ガス排出量の低減に資する素材の選択 温室効果ガスの排出の少ない空調設備 冷暖房における適正な温度管理 太陽光利用等新エネルギーの有効利用 周辺の緑化</p> <p>3 その他の事務事業に当たっての配慮 ごみの分別 廃棄物の減量</p>

出典：「平成31年度～平成35年度（令和5年度）幸田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」  
（平成31年3月 幸田町）

### 3.2.8.11 景観計画等

#### (1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本指針」を指定し、同時に景観への取組みを積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 3 月愛知県条例第 6 号）が策定された。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月に「美しい愛知づくり基本計画」が策定されており、その計画における目標は表 3.2.52 に示すとおりである。

さらに、平成 21 年 3 月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針(案)」が策定されている。

表 3.2.52 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
緑豊かな未来につなぐ 美しい愛知	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月 愛知県）

(2) 岡崎市景観計画

岡崎市では、「景観法」に基づき、目指すべき将来都市像の実現に向けた本市の景観まちづくりの指針となる「岡崎市景観計画」（平成30年3月）が策定されている。

この計画により、特有の豊かな自然、固有の歴史、快適な暮らしをつなぎ、誇りと愛着を育む景観まちづくりを推進することで、美しく風格ある岡崎の創生を目指し、「市全域で進める景観まちづくり」「地域で進める景観まちづくり」「景観資産から進める景観まちづくり」の3つの柱からなる施策を相互に連携・展開させながら、地域の実情に応じた規制・支援を行い、市民・事業者・行政の協働による良好な景観形成、魅力あるまちづくりに取り組むとされている。

概要については、表 3.2.53 に示すとおりである。

表 3.2.53 「岡崎市景観計画」の概要

基本方針	基本的な取組の方向性	取組の着眼点
(1) 豊かな自然環境と調和し、潤い、安らぐ景観形成	美しく風格ある岡崎の景観の基盤である豊かな自然環境や固有の歴史・伝統を、適切に保全し、積極的に活用する。 場の特性や周辺環境との関連性に配慮して、岡崎らしい魅力にあふれ調和のとれた景観を創出し、損なわれている場合には改善し、将来の景観の変化を防止する。 一人ひとりの取り組みをつなぎ、長い時間をかけて、地域の良好な景観を育成する。	魅力ある景観をしっかりと保全 良好な景観の価値や魅力を活用 新しい魅力的な景観を創出 良好な景観を損ねている部分を取り除き改善 みんなの共有財産として育成
(2) 固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成		
(3) 場の特性を読み解き、魅力を高める景観形成		
(4) 周辺環境と関係性に配慮し、調和する景観形成		
(5) 身近な活動を通じ、コミュニティを育む景観形成		

出典：「岡崎市景観計画」（平成30年3月 岡崎市）

### 3.2.9 その他都市施設に関し必要な事項

#### 3.2.9.1 廃棄物の状況

##### (1) ごみの処理状況

対象事業実施想定区域及びその周囲2市1町における令和元年度のごみの処理状況は、表3.2.54(1)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市のごみの総排出量は、66,891 tとなっている。また、その他の市町におけるごみの総排出量は、岡崎市が138,110 t、幸田町が10,387 tとなっている。

また、2市1町におけるごみ処理合計量の推移は、表3.2.54(2)及び図3.2.8に示すとおり、いずれの項目においても横ばい傾向となっている。

表 3.2.54(1) ごみの処理状況（令和元年度）

単位：t/年

項目	市 町	西尾市	岡崎市	幸田町
総排出量		66,891	138,110	10,387
焼却処理量		58,198	118,887	8,136
直接焼却量		57,546	115,377	8,036
焼却以外の中間処理量		4,375	13,309	1,390
最終処分量		7,713	6,856	388
総資源化量		10,121	26,748	3,133

出典：「令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

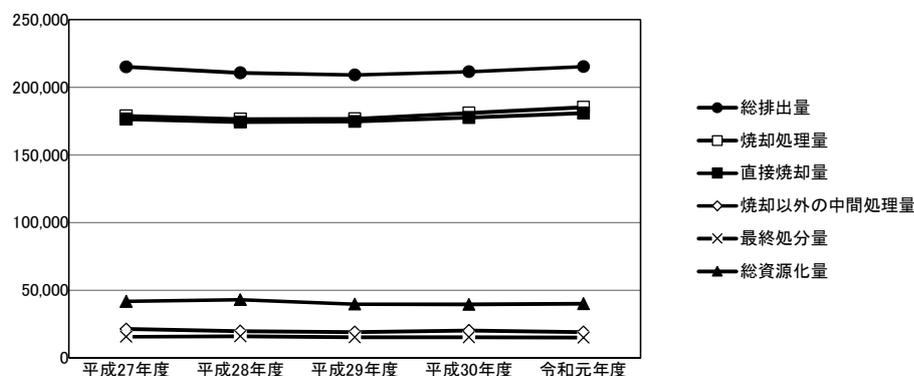
表 3.2.54(2) 2市1町におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項目	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総排出量		215,092	210,691	209,182	211,481	215,388
焼却処理量		178,849	176,440	176,829	181,001	185,221
直接焼却量		176,500	174,230	174,735	177,755	180,959
焼却以外の中間処理量		21,320	19,746	19,063	20,138	19,074
最終処分量		15,488	15,990	15,190	15,175	14,957
総資源化量		41,774	42,917	39,639	39,506	40,002

出典：「平成27～令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

(t/年)



出典：「平成27～令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

図 3.2.8 2市1町におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況

対象事業実施想定区域及びその周囲 2 市 1 町における令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥等の処理状況は、表 3.2.55(1)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する西尾市のし尿等の処理量の合計は、37,183kL となっている。また、その他の市町のし尿等の処理量の合計は、岡崎市が 44,105kL、幸田町が 8,884kL となっている。

また、2 市 1 町におけるし尿等の処理量の推移は、表 3.2.55(2)及び図 3.2.9 に示すとおりである。

し尿等の処理量の推移は、平成 27 年度以降概ね減少傾向となっている。

表 3.2.55(1) し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況（令和元年度）

単位：kL/年

項目	西尾市	岡崎市	幸田町
し尿処理量	2,479	2,059	551
浄化槽汚泥処理量	34,704	42,046	8,333
自家処理量	0	0	0
合計	37,183	44,105	8,884

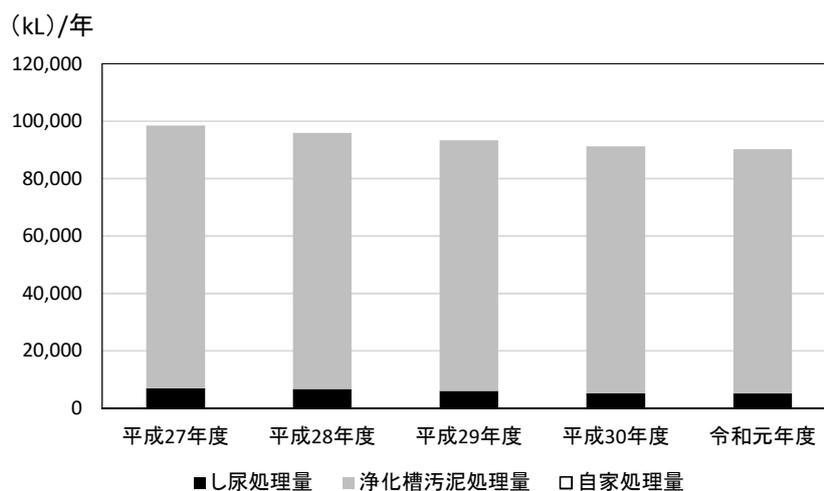
出典：「令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

表 3.2.55(2) 2 市 1 町におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

単位：kL/年

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
し尿処理量	6,873	6,668	5,981	5,334	5,089
浄化槽汚泥処理量	91,641	89,270	87,361	85,993	85,083
自家処理量	0	0	0	0	0
合計	98,514	95,938	93,342	91,327	90,172

出典：「平成 27～令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）



出典：「平成 27～令和元年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県ホームページ）

図 3.2.9 2 市 1 町におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

### 3.2.9.2 公害苦情の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲2市1町における公害苦情の状況は、表3.2.56及び図3.2.10に示すとおりである。

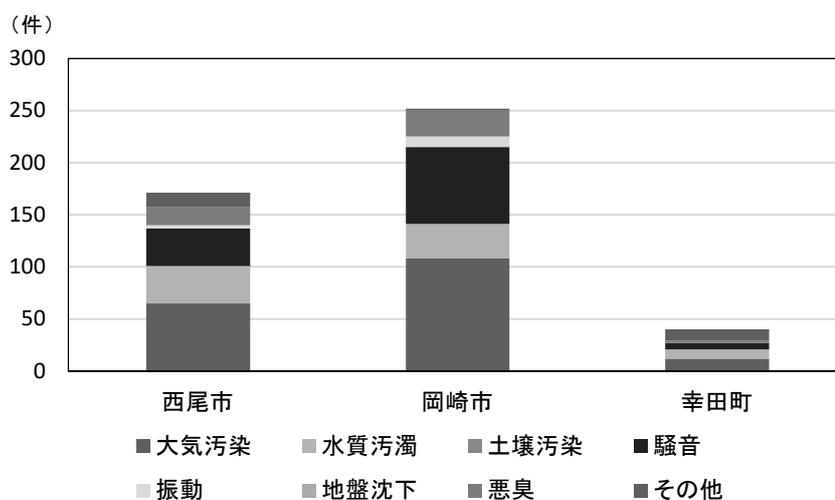
対象事業実施想定区域が位置する西尾市の公害苦情の総数は、171件となっており、その他の市町の公害苦情の総数は、岡崎市は252件、幸田町は40件となっている。

表 3.2.56 公害苦情の状況

平成30年度  
単位：件

区 分 \ 市 町	西尾市	岡崎市	幸田町
大気汚染	65	108	12
水質汚濁	35	33	9
土壌汚染	1	—	—
騒音	36	74	6
振動	3	10	—
地盤沈下	—	—	—
悪臭	17	25	2
その他	14	2	11
総数	171	252	40

出典：「令和2年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



出典：「令和2年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

図 3.2.10 公害苦情の状況

